

令和3年度

包括外部監査結果報告書

債権管理に関する財務事務の執行について

令和4年3月

奈良市包括外部監査人
公認会計士 福竹 徹

目 次

第 1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（監査テーマ）	1
（1）	監査の対象	1
（2）	監査対象期間	1
3	特定の事件の選定理由	1
4	外部監査の方法	2
（1）	監査の対象範囲	2
（2）	監査要点	2
（3）	主な監査手続	2
5	外部監査の実施期間	3
6	外部監査人補助者の資格及び氏名	3
7	利害関係	3
8	監査報告における「結果」と「意見」の区分	3
（1）	「結果」と「意見」の判断基準	3
（2）	表記の方法	4
第 2	奈良市の債権の概要	5
1	奈良市の債権の概要	5
（1）	債権の概要	5
（2）	債権の額の推移	5
（3）	未収金	6
（4）	貸付金	7
2	債権の法的性質	8
（1）	債権の法的性質	8
3	地方公共団体における債権管理事務	12
（1）	地方公共団体の債権管理事務の概要	12
（2）	債権の発生と管理	13
（3）	回収管理	15
（4）	財産調査等	16
（5）	強制執行	17
（6）	滞納処分等の執行停止、徴収停止、債権放棄及び債務免除	18
（7）	時効及び不納欠損	20

4	債権の情報開示	22
	(1) 統一基準による財務書類等の作成	22
	(2) 奈良市の一般会計等貸借対照表	22
	(3) 債権の情報開示	24
第3	包括外部監査の結果及び意見	27
1	結果及び意見の概要	27
	(1) 調査対象とした債権の概要	27
	(2) 結果及び意見の要約	29
2	滞納整理課による債権回収に向けた取組	33
	(1) 債権管理マニュアルの作成、周知	33
	(2) 税外債権を所管する各課への指導助言	33
	(3) 滞納債権の回収業務の弁護士法人への委託について	33
	(4) 結果及び意見	36
3	税等未収金	37
	(1) 概要	37
	(2) 収納率向上に向けた取組	42
	(3) 未収金に関する調査	43
	(4) 延滞金	46
4	介護保険料	49
	(1) 概要	49
	(2) 未収金に関する調査	53
5	国民健康保険料	54
	(1) 概要	54
	(2) 収納率向上に向けた取組	56
	(3) 未収金に関する調査	57
6	後期高齢者医療保険料	60
	(1) 概要	60
	(2) 未収金に関する調査	63
7	公立保育所措置費自己負担金、私立保育所措置費自己負担金及び認定こども園利用者負担金	64
	(1) 概要	64
	(2) 未収金の回収業務	68
8	市営住宅に関する未収金	70
	(1) 概要	70
	(2) 未収金の回収業務	75
	(3) 未収金に関する調査	80

9	児童育成料	84
	(1) 概要	84
	(2) 未収金の回収業務	85
10	母子父子寡婦福祉資金貸付金	87
	(1) 概要	87
	(2) 未収金の回収業務	88
11	住宅新築資金等貸付金	90
	(1) 概要	90
	(2) 未収金の回収業務	92
12	針テラスに関する未収金	98
	(1) 概要	98
	(2) 事業スキームと滞納発生までの経緯	99
	(3) 結果及び意見	103
13	生活保護費徴収金及び生活保護費返還金	105
	(1) 概要	105
	(2) 未収金の回収業務	107
14	児童扶養手当過払金返還金	111
	(1) 概要	111
	(2) 未収金の回収業務	114
15	アルミ缶・スチール缶売却処分収入	115
	(1) 概要	115
	(2) 滞納債権の状況	116
16	破碎スクラップ・アルミスクラップ売却処分収入	120
	(1) 概要	120
	(2) 入札事務	122
17	学校給食費	123
	(1) 概要	123
	(2) 未収金の回収業務	125
18	給与等返還請求訴訟に基づく返還金	127
	(1) 概要	127
	(2) 未収金発生の経緯及びその後の経過	128
	(3) 結果及び意見	128
19	損害賠償金	129
	(1) 概要	129
	(2) 不納欠損処理	130
20	農業経営構造対策事業費補助金返還金	132
	(1) 概要	132

(2) 不納欠損処理.....	135
2 1 行政代執行経費徴収金.....	137
(1) 概要.....	137
(2) 未収金の回収業務.....	138
第 4 総括的な意見.....	140
1 債権管理の統括的な役割を担う所管課の設置について.....	140
2 滞納債権の回収に向けた取組と不納欠損処理について.....	140
(1) 弁護士法人への滞納債権の回収委託について.....	140
(2) 不納欠損処理について.....	141
3 情報技術を用いた業務の高度化について.....	141
(1) デジタル化の推進について.....	141
(2) システム更新時の対応について.....	141

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項及び奈良市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成13年奈良市条例第36号）第2条の規定に基づく包括外部監査である。

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

（1）監査の対象

債権管理に関する財務事務の執行について

（2）監査対象期間

令和2年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和3年度の一部についても監査対象とする。

3 特定の事件の選定理由

奈良市が平成28年度決算から公表している統一的な基準に基づく一般会計等貸借対照表において、令和2年度末に計上されている債権は、長期貸付金109百万円、短期貸付金18百万円、長期延滞債権3,237百万円、未収金824百万円である。長期延滞債権の内訳は、市民税等の税等未収金が1,011百万円、生活保護費等返還金893百万円を含む税等以外の未収金が1,752百万円、貸付金が472百万円である。また、未収金の内訳は、税等未収金703百万円、税等以外の未収金等が119百万円である。これらの債権のうち、206百万円が回収不能と見積もられ徴収不能引当金が計上されている。債権は、市民の重要な財産であることから、適切に管理を行い、収納に努めなければならない。したがって、市民の財産を守るためには、長期延滞債権を発生させないこと、発生した長期延滞債権の収納率を高めることが重要である。

市においては、債権総額の3分の1を超える税等未収金については、平成22年度に「市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について」のテーマで包括外部監査が実施されている。この監査により、収納業務、滞納債権管理、徴収猶予に関して課題が見受けられ、市は、国税庁出身者を積極的に徴収指導員及び滞納徴収員に採用し、加えて滞納債権の差押えについての取組を強化するなど、これらの課題に対する措置を実施してきた。この結果、市税の徴収率は、平成21年度の90.9%から平成30年度には97.1%に上昇した。しかし、それでも平成30年度においては、中核市の市税の徴収率の平均値である97.1%と同水準であり、中核市54市中28位と中位に位置するため、まだ改善の余地があると

考えられる。また、税等未収金以外については、平成 14 年度に包括外部監査が義務付けられて以来、これまで主要なテーマとして取り上げられた実績がない。

したがって、各所管課が具体的にどのように債権管理を実施しているのか、債権が増加するのはどのような要因によるものか、管理すべき対象としての債権が網羅的に捕捉できているのか、効率的な財務事務を実施できているかなどについて検証する必要があると考え、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

4 外部監査の方法

(1) 監査の対象範囲

市が有する全ての債権及び未収金（ただし、企業会計が有する債権及び未収金を除く。）を対象とした。なお、一般会計及び特別会計が有する未収金のうち、未収金の種類別に概ね 5 百万円を超えるものについては、令和 2 年度に外部監査の対象となった水道料金及び下水道使用料に係る未収金等一部を除いて所管課の管理状況等をより詳細に確認した。

(2) 監査要点

- ① 債権発生時の審査事務等が法令等に基づく方法で実施されているか。
- ② 債権の収納期日までに適切な方法で収納事務が実施されているか。
- ③ 債権が網羅的に認識され、計上、取立が行われているか。
- ④ 不納欠損処理等は適切に行われているか。
- ⑤ 債権管理システムを活用するなど効率的に財務事務が実施されているか。
- ⑥ 債権の収納率を高めるための施策を実施しているか。

(3) 主な監査手続

(合規性の観点)

以下の監査要点については、主に関係法令・規則に準拠して行われているかを関係書類の閲覧、事務を担当する職員等への質問、現場視察等により確認する。

- ・ 債権発生時の審査事務等が規則、規程に基づく方法で実施されているか。
- ・ 債権の収納期日までに適切な方法で収納事務が実施されているか。
- ・ 債権の認識、計上、取立、不納欠損処理等は適切に行われているか 等

(経済性、効率性等の観点)

以下の監査要点については、主に経済性、効率性等を意識して行われているかを関係書類の閲覧、事務を担当する職員等への質問、現場視察等により確認する。

- ・債権管理システムを活用するなど効率的に財務事務が実施されているか。
- ・債権の収納率を高めるための施策を実施しているか 等

5 外部監査の実施期間

自令和3年6月30日 至令和4年3月18日

6 外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	江見 拓馬
公認会計士	西口 志浩
公認会計士	達摩 知子
公認会計士	小市 裕之
公認会計士	前田 佑樹
公認会計士試験合格者	岡 大貴
公認会計士試験合格者	田島 宇晴

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8 監査報告における「結果」と「意見」の区分

(1) 「結果」と「意見」の判断基準

「財務に関する事務の執行」については合规性（適法性と正当性）の観点から、「経営に係る事業の管理」については経済性と効率性の観点から、判断している。

① 「結果」

法令、条例、規則等に違反している事項又は違反していないものの社会通念上適切でないと考えられる事項については「結果」とする。例えば、次のような事項である。

- ・法令等に対する違反
- ・形式的には法令等に対する違反とはいえないが、行為の目的が、法令等が予定するものとは別のものである場合、法令等の運用の仕方が不十分あるいは不適切である場合又は社会通念上適切でない行為や不作為
- ・管理の経済性と能率性について重要性が高いと判断される指摘事項

② 「意見」

合規性（適法性と正当性）あるいは経済性と能率性の観点から、「結果」とすべきまでには至らない事項及び当該事項に係る要望、提言や改善提案については「意見」とする。例えば、次のような事項である。

- ・ 不正不当とまでは判断しないが、現状を継続することが適切ではなく、何らかの対応が必要であると考えられる事項
- ・ 行政の透明性を高め、あるいは能率性を向上させるために、改善又は改良することが良いと考えられる事項
- ・ あるべき姿の提言や参考となる見識

（2）表記の方法

監査の「結果」と「意見」は、段落を設けてその冒頭に【結果】及び【意見】のいずれであるかを明記し、中心となる部分は下線を付して強調している。

第2 奈良市の債権の概要

1 奈良市の債権の概要

(1) 債権の概要

債権は、地方自治法第240条第1項に「この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。」と規定されている。すなわち、自治体が財産として管理の対象としている債権は、金銭の給付を目的とする権利を指す。

一方、本報告書における債権は、その範囲を明確にするために、以下に示す内容となっている。

- ・ 金銭の給付を目的とする市の権利のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権を除いたもの（奈良市債権管理条例（平成25年奈良市条例第11号。以下「債権管理条例」という。）第2条第1号）
- ・ 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権

(2) 債権の額の推移

市は、奈良市企業局も含め、次のとおり12の会計を運営している。このうち、一般会計等の6会計を合算して一般会計等財務書類（市が公表する財務書類の一つ）を作成し、それに介護保険特別会計等の会計を加えた全12会計を合算して全体財務書類（市が公表する財務書類の一つ）を作成している。

奈良市	一般会計	一般会計等財務書類
	住宅新築資金等貸付金特別会計	
	土地区画整理事業特別会計	
	市街地再開発事業特別会計	
	公共用地取得事業特別会計	
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	
	介護保険特別会計	全体財務書類
	国民健康保険特別会計	
	後期高齢者医療特別会計	
	奈良市病院事業会計	
奈良市企業局	奈良市水道事業会計	
奈良市下水道事業会計		

（出典：市財務書類の概要を監査人が加工）

本報告書では、基本的に一般会計等財務書類が対象とする債権を取り扱うが、金額的な重要性から、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計、後期

高齢者医療特別会計の債権についても取り扱う。なお、奈良市水道事業会計及び奈良市下水道事業会計の債権についても金額的な重要性は高いが、奈良市企業局の財務事務を令和2年度の包括外部監査のテーマとして取り扱ったため、本報告書では取り扱わない。

本報告書が対象とする債権の額の推移は次のとおりである。

【本報告書が対象とする債権の額の推移】

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
一般会計等財務書類					
※ 以下の会計 一般会計					
住宅新築資金等貸付金特別会計	4,453,301	4,391,376	4,109,072	4,014,097	4,189,727
土地区画整理事業特別会計					
市街地再開発事業特別会計					
公共用地取得事業特別会計					
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計					
介護保険特別会計	183,878	180,796	179,145	179,601	137,439
国民健康保険特別会計	1,407,734	1,180,540	1,092,958	1,026,317	1,016,715
後期高齢者医療特別会計	52,502	52,829	49,505	35,680	27,217
合 計	6,097,416	5,805,542	5,430,680	5,255,696	5,371,101
うち、未収金	5,946,912	5,661,523	5,291,289	5,118,818	5,242,850
うち、貸付金	150,504	144,019	139,391	136,878	128,251

(出典：市公表「統一的な基準による財務書類」の『一般会計等 貸借対照表』から長期延滞債権、長期貸付金、未収金、短期貸付金を合算したもの及び市提供資料から監査人が集計)

本報告書が対象とする債権は令和2年度を除いて継続的に減少している。平成28年度末の残高と令和2年度末の残高を比較した場合、全体で726,315千円減少している。これは主に、事業所税が29,278千円、家賃相当損害金が13,877千円増加したのに対して、国民健康保険料が392,369千円、住宅使用料が125,243千円、生活保護返還金が77,338千円、住宅新築資金等貸付金が44,803千円減少したことに起因している。

(3) 未収金

未収金とは、債権について歳入の調定を行ったものの、納期限までに収納されないまま会計年度末を迎えたものである。本報告書の未収金は、調定後収入が未済のものであり、債権の種類は問わない。

本報告書が対象とする未収金の額の推移は次のとおりである。

【本報告書が対象とする未収金の額の推移】

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
市 税	1,700,453	1,613,022	1,460,095	1,404,861	1,715,041
保険料	1,608,435	1,376,547	1,281,646	1,195,076	1,155,766
負担金	53,593	53,965	51,368	49,675	42,385
使用料	591,009	549,083	410,183	387,892	366,353
手数料	17,879	2,215	2,628	5,797	424
貸付金 元利収入	745,889	727,991	685,100	670,592	652,466
財産運用収入	-	-	-	106,206	106,764
雑 入	1,448,939	1,493,781	1,458,306	1,465,006	1,381,154
▲未収利息	▲219,285	▲155,081	▲121,662	▲166,341	▲177,503
未調定分	-	-	63,625	-	-
合 計	5,946,912	5,661,523	5,291,289	5,118,764	5,242,850

(出典：市提供「税外未収債権の概要」)

- ※1 貸付金の未収利息については、貸付金を管理している共生社会推進課、子ども育成課においては未収金として認識しているが、回収可能性が低いと判断し、一般会計等財務書類では元本部分しか計上していないため、全頁の未収金合計との差異の要因となる。
- ※2 平成 30 年度は、針テラス事業用地土地使用料の特別会計が廃止されたことにより、63,625 千円が調定されていないが、一般会計等財務書類では未収金として計上されているため、全頁の未収金合計との差異の要因となる。

未収金に占める割合が一番大きい市税については、直近の 5 年間は順調に残高が減少していたが、令和 2 年度にはコロナ禍による徴収猶予等の影響により急増している。一方、国民健康保険料等が含まれる保険料については順調に残高が減少し、5 年間で 3 割弱も減少した。その他の未収金も全体的に残高が減少傾向にあるが、その中でも使用料が 5 年間で 4 割弱も減少している。これは、針テラス事業用地土地使用料の特別会計が令和元年度に廃止され、90,000 千円が財産運用収入の区分に変更になったことが大きく影響している。

(4) 貸付金

貸付金については、返済予定年度に歳入の調定を行うため、次年度以降に返済期限が到来する貸付金については未収金としては計上されない。しかし、市が有する債権であることに変わりはないため、監査の対象とする。本報告書が対象とする貸付金の額の推移は次のとおりである。

【本報告書が対象とする貸付金の額の推移】

(単位：千円)

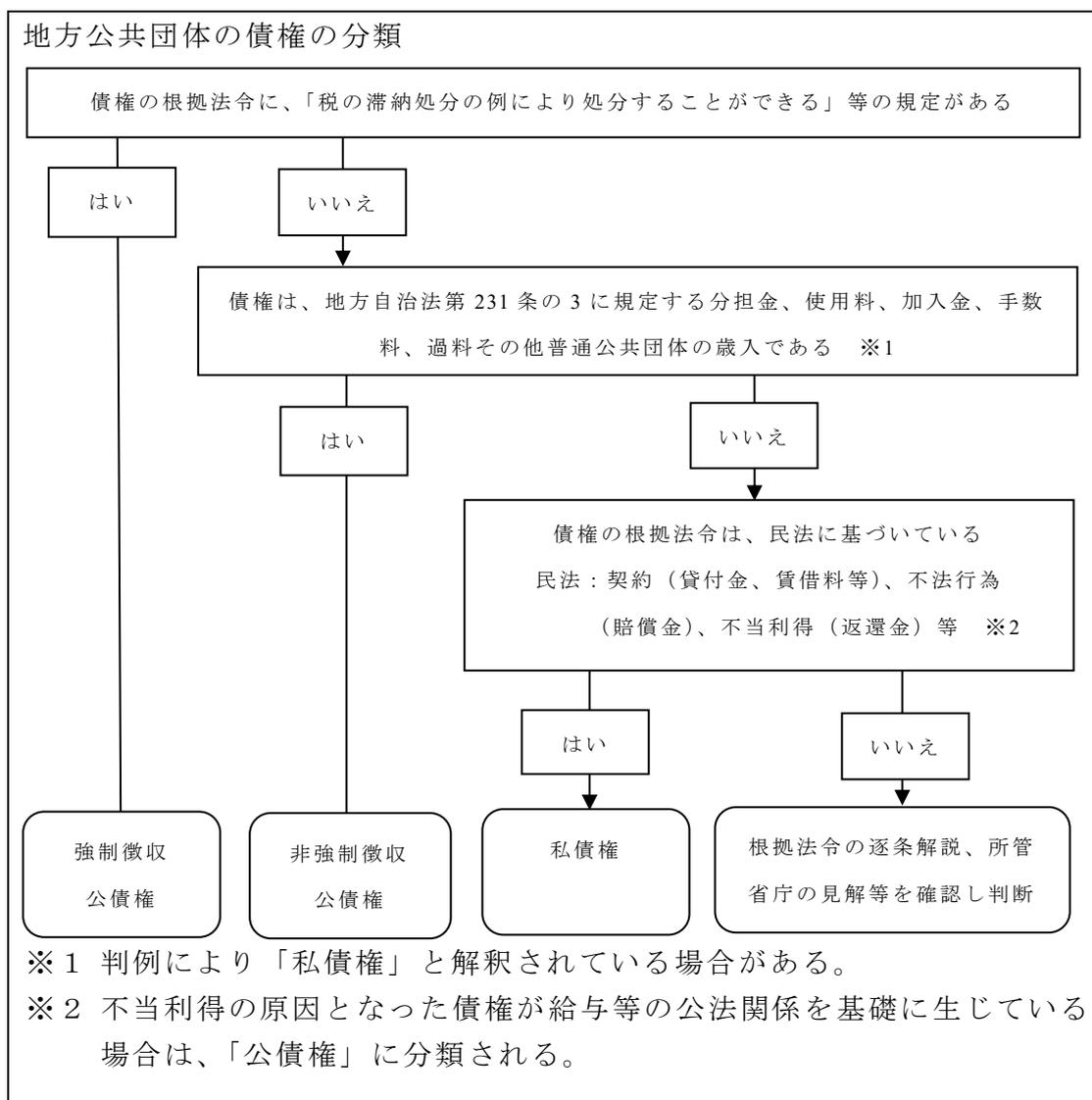
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
母子父子寡婦福祉資金貸付金	142,209	138,387	137,283	135,910	128,143
住宅新築資金貸付金	8,295	4,412	2,108	968	107
合 計	150,504	142,799	139,391	136,878	128,251

(出典：市提供「様式 6 貸付金（特別会計）に係る調査」)

2 債権の法的性質

(1) 債権の法的性質

地方公共団体の債権について、法的性質による分類をフローチャートで示すと次のとおりとなる。



地方公共団体の債権は、まず公法上の原因に基づいて発生する「公債権」と、私法上の原因に基づいて発生する「私債権」に分類される。次に「公債権」は、租税債権及び地方税の滞納処分の例により強制徴収できる「強制徴収公債権」と、地方税の滞納処分の例によることができず、民事執行法（昭和54年法律第4号）による強制執行が必要な「非強制徴収公債権」に分類される。これらの相違点は次のとおりである。

① 滞納処分と強制執行の違い

強制徴収公債権の場合、個別の法令の根拠規定により、滞納債権を地方税の滞納処分の例により回収することが可能である。しかし、非強制徴収公債権及び私債権の場合、自力執行権である滞納処分によることができず、訴えの提起等を通じて、民事執行法による強制執行を行うこととなる。

② 時効の違い

時効とは、一定の事実状態が一定期間継続した場合に、その継続した事実関係を尊重し、これをもって権利関係と認め、法律効果を与える制度をいう。

地方公共団体が有する公債権の時効について、金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利及び地方公共団体に対する権利で金銭の給付を目的とするものは、法律に特別の定めがあるものを除き、権利不行使の状態が5年間継続するときは、時効によって消滅し、時効の援用を必要としない（地方自治法第236条第1項及び第2項）。また、保険料債権の時効は2年となる（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第110条第1項、介護保険法（平成9年法律第123号）第200条等）。

一方、私債権の場合は、消滅時効期間が市が権利を行使することができることを知った時から5年間又は権利を行使できる時から10年（民法第166条第1項）となるほか、時効により債権が消滅するためには、時効の援用（民法第145条）が必要となる。

③ 延滞金等の徴収に係る根拠法令の違い

租税債権の場合、例示すると、市民税については地方税法第326条第1項、固定資産税については同法第369条第1項に規定されている。また、市民税に係る督促手数料については同法第330条、固定資産税に係る督促手数料については同法第372条に規定されている。

租税債権以外の公債権の場合、地方自治法第231条の3第1項の規定により督促を行うが、同条第2項に「督促をした場合には、条例で定めるところにより手数料及び延滞金を徴収することができる」と規定されている。当該規定を受け、市では、債権管理条例第7条第1項に「延滞金を徴収する」と規定している。

また、私債権の場合、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 171 条の規定による督促を行うが、地方自治法第 231 条の 3 第 2 項のような規定はないため、債務の不履行については一般法である民法（明治 29 年法律第 89 号）第 419 条第 1 項の規定や契約書等の条項に基づき、遅延に係る損害賠償金を徴収することになる。

以下、公債権に係る延滞金と私債権に係る損害賠償金を合わせて延滞金等とする。

奈良市債権管理条例

（延滞金の徴収）

第 7 条 債権管理者は、公債権について、前条の規定による督促をしたときは、当該督促をした債権の金額に履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（履行期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。

2 前項の場合において、履行期限内に履行されなかった債権の金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 前 2 項の規定により計算した延滞金の金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第 1 項に規定する年当たりの割合は、閏年^{じゅん}の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

5 地方公営企業法の規定の全部又は一部が適用される事業に係るものについては、前各項の規定は、適用しない。

（延滞金等の免除）

第 8 条 債権管理者は、市の債権について、履行期限までに履行しなかったことについて特別の事情があると認めるときは、延滞金等を免除することができる。

附 則

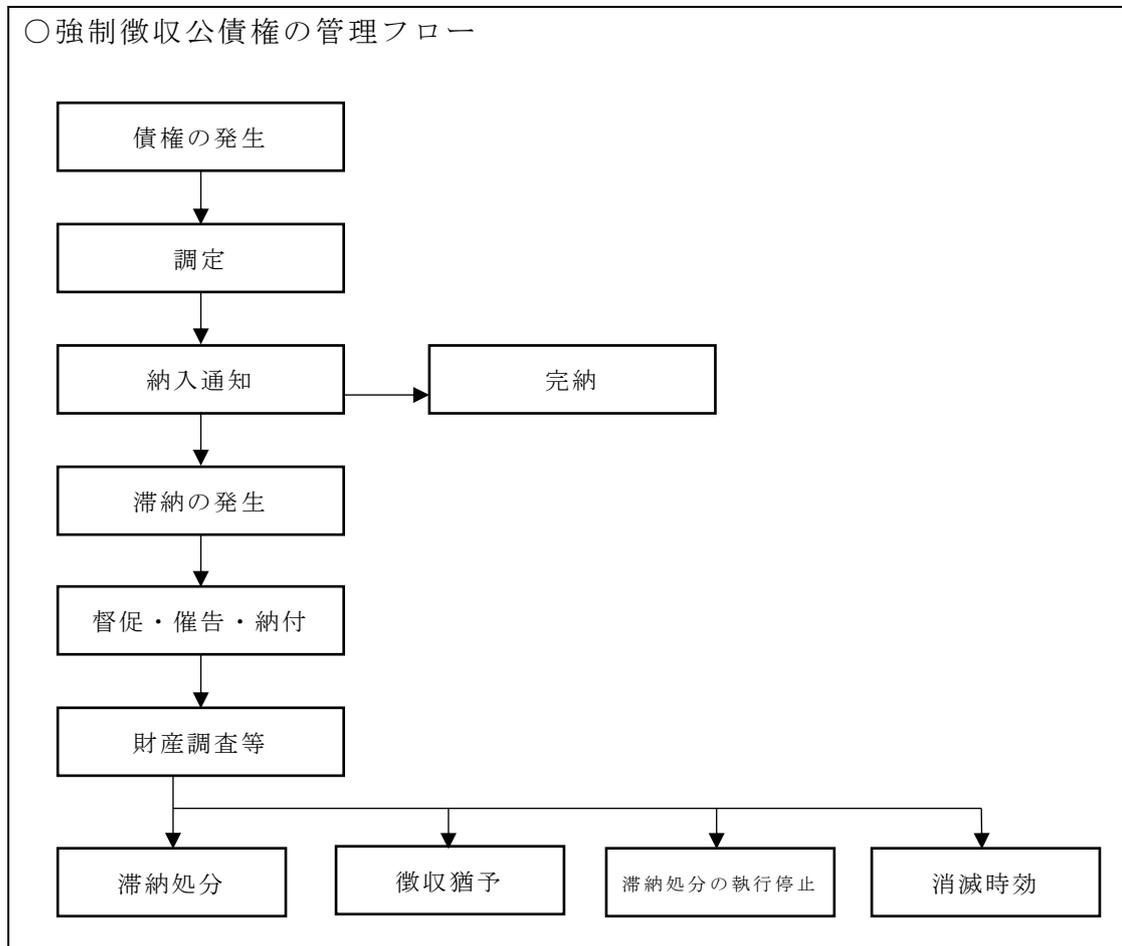
4 当分の間、第 7 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準

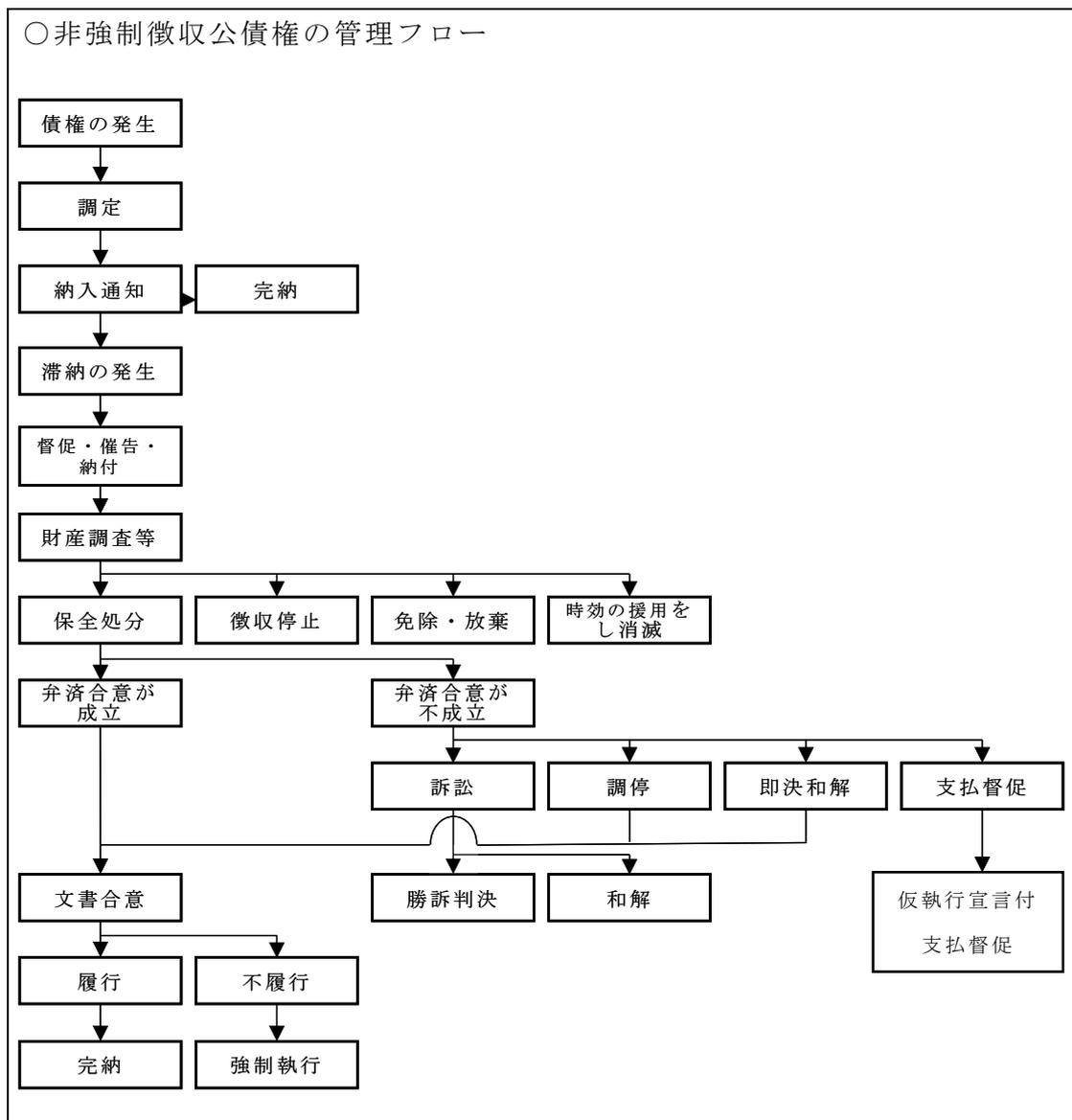
割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。

3 地方公共団体における債権管理事務

(1) 地方公共団体の債権管理事務の概要

地方公共団体の債権管理事務の概要は次のとおりである。





(2) 債権の発生と管理

① 債権の発生

地方公共団体の債権は、法令、条例、契約等により生じるが、公債権は公法上の原因、すなわち法令又は法令に基づく行政処分により生じる。また、私債権は私法上の原因、つまり契約、不法行為、事務管理、不当利得により生じる。

② 歳入の調定

歳入の調定は、地方公共団体の権利の内容を確認して具体的に所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等納入の通知上必要な事項を調査決定する行為である。既に発生している債権についての内部的確認行為の性質を有する。

債権について権利を行使するためには、歳入の調定(地方自治法第 231 条)が必要となる。歳入の調定は、歳入の所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないか、その他法令又は契約に違反する事実がないかを調査することが求められる(地方自治法施行令第 154 条第 1 項)。また、その性質上原則として納入の通知の行為の前に行われる。しかし、例外として収納の後に調定の行為がなされることがある。これは、事後調定といわれ、即納などの例外的な場合を除き、原則として、法律上特別の徴収方法がとられている場合に限り認められる。

なお、歳入として調定された収入のうち、調定された年度に地方公共団体へ納入があったものは、収入済額となるが、納入がなかったものに関しては、収入未済額として処理される。本報告書の未収金はこの収入未済額を指している。

③ 納入の通知

納入の通知とは、一般的には、歳入の納入を通知すること、すなわち、納入義務者に対してその納入すべき金額、納期限、納入場所等を通知する対外的行為をいう。

租税債権については、地方税法第 13 条第 1 項に「地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の徴収金(滞納処分費を除く。)を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。」と規定されている。

また、地方自治法第 231 条に、普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと規定されている。この規定は、租税債権以外の公債権、私債権のいずれにも適用がある。

なお、納入の通知は、時効更新の効力を有する(地方税法第 18 条の 2、地方自治法第 236 条第 4 項)。

④ 債権管理簿の整備

債権管理を適正に行うため、債権管理簿の整備が必要となる。債権管理簿に記載すべき事項については、地方自治法及び地方自治法施行令には規定がない。

この点、国の債権の管理等に関する法律(昭和 31 年法律第 114 号)及び国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和 31 年政令第 337 号)には、債権管理簿に記載すべき事項が定められているため、地方公共団体の債権管理においても、この法令が参考となるであろう。

なお、債権管理簿の記載項目については、地方公共団体が債権管理に係る条例や会計規則等で別に定めている場合もある。

国の債権の管理等に関する法律

第 11 条 歳入徴収官等は、その所掌に属すべき債権が発生し、又は国に帰属したとき（政令で定める債権については、政令で定めるとき）は、政令で定める場合を除き、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他政令で定める事項を調査し、確認の上、これを帳簿に記載し、又は記録しなければならない。当該確認に係る事項について変更があつた場合も、また同様とする。

2 歳入徴収官等は、前項に規定するもののほか、政令で定めるところにより、その所掌に属する債権の管理に関する事務の処理につき必要な事項を帳簿に記載し、又は記録しなければならない。

国の債権の管理等に関する法律施行令

第 10 条 法第 11 条第 1 項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権の発生原因
- (2) 債権の発生年度
- (3) 債権の種類
- (4) 利率その他利息に関する事項
- (5) 延滞金に関する事項
- (6) 債務者の資産又は業務の状況に関する事項
- (7) 担保（保証人の保証を含む。以下同じ。）に関する事項
- (8) 解除条件
- (9) （略）

(3) 回収管理

① 収納事務

地方公共団体の債権の収納には、会計担当窓口での収納、銀行や郵便局での口座振替による収納、銀行振込のほか、生活保護費からの代理納付などの方法もある。

地方公共団体においては、現金の出納及び保管は会計管理者の権限であり、現金納付の場合、その納付金は会計管理者が保管し、振替納付の場合、金融機関や郵便局から収納済通知書が会計管理者に送られてくる。

しかし、個々の債権の回収管理は、各所管課において行うため、収納済通知書及び財務会計システム等の入金情報を基に、債権管理簿における各債権の回収に関する記帳を行う。

債権について納期限までに納付がない場合は、督促の手續が採られる。

② 督促

督促とは、債権について履行期限までに履行しない者がある場合に、期限を指定しその履行を催促する行為である。

公債権のうち租税債権は、例示すると、市民税に係る督促については地方税法第 329 条第 1 項、固定資産税に係る督促については同法第 371 条第 1 項の規定により、督促を行わなければならない。租税債権以外の公債権は、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項の規定により、督促を行わなければならない。私債権は、地方自治法第 240 条第 2 項及び地方自治法施行令第 171 条の規定により、督促を行わなければならない。

督促は強制徴収公債権における滞納処分の前要件となっており、督促がなされない場合は、滞納処分手続が実施できない。非強制徴収公債権及び私債権においては、督促を行っても滞納処分を行うことはできず、なお納付がないときは、債権回収のため、裁判上の手続により強制執行手続を行う必要がある。

地方税法第 329 条第 1 項、第 371 条第 1 項等の規定による租税債権の督促、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項の規定による租税債権以外の公債権の督促及び地方自治法施行令第 171 条による私債権の督促は、いずれも絶対的な時効の更新の効力があり、債権回収に関する初回の督促時にその効力が生じる。

③ 催告

催告とは、督促を行ってもなお納期限までに弁済がない債権について、弁済を促すため、文書、電話、訪問等により納付を促すために行う請求のことである。催告の時から 6 か月を経過するまでの間は時効の完成が猶予される（民法第 150 条第 1 項）が、再度の催告を行っても時効の完成猶予の効力を生じない（同条第 2 項）とされているため、2 回目以降の催告については法的な効力はなく、主に債務者へ債務の弁済を催促する効果がある。

（４）財産調査等

① 財産調査

財産調査とは、債務について納期限を定めて督促及び催告を行っても、なお納付のない債務者に対して滞納処分又は強制執行を行うため、債務者の財産の有無や財産の価値を把握するため調査を行うことをいう。

強制徴収公債権については、滞納者の納付能力を調査するために、地方公共団体自身が債務者や勤務先、取引先等の関係先に対して調査を行ったり、他の市町村や税務署に対して資料の閲覧や提供を求めたりすることができる（地方税法第 20 条の 11、第 298 条及び第 331 条第 6 項並びに国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 141 条等）。

なお、非強制徴収公債権及び私債権については、財産調査を行うための法的根拠がないため、任意の調査として財産調査を行う。

② 所在調査

所在調査とは、債務者の所在を調査することである。債務者の所在が不明な場合に実施され、住民票及び戸籍の調査、現地調査、相続人調査等が実施される。

(5) 強制執行

① 総論

強制執行とは、法律又は裁判所の判決に基づき、強制的に債権の回収を進める手続である。金銭債権の強制執行は、債務者の財産の差押え、それを競売することにより換価し、その金銭から配当を受けるという流れで行われる。

強制徴収公債権については、地方公共団体が自ら滞納処分を行うことができるが、非強制徴収公債権及び私債権については、裁判所の判決に基づいて強制執行手続を行う必要がある。

② 強制徴収公債権の滞納処分

強制徴収公債権について、債権が納期限までに納付されない場合、地方公共団体は自ら財産の差押え、換価、配当に至る一連の滞納処分の手続を行うことができる（租税債権は、市民税に係る滞納処分については地方税法第 331 条第 1 項、固定資産税に係る滞納処分については同法第 373 条第 1 項。租税債権以外の強制徴収公債権は、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項）。滞納処分とは、納付されない債権を強制的に取り立てて収納することをいう。

その主要な手続は、財産の差押え、財産の換価、換価代金の配当などがある。滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付しなければならない（国税徴収法第 54 条）。また、差し押さえた財産が第三者の権利の目的となっている場合等は、その第三者等に対して通知しなければならない（国税徴収法第 55 条）。

また、差し押さえた財産は、換価が求められ、原則として、公売によってなされる（国税徴収法第 89 条及び第 94 条）。

③ 非強制徴収公債権及び私債権の強制執行等

非強制徴収公債権及び私債権について、納期限までに納付がない債務者に対して督促をしたのち、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、自治体の長は、徴収停止又は履行延期の特約等の措置を採る場合を除いて、担保権の行使、強制執行、訴訟手続等による履行の請求の措置を採らなければならない（地方自治法第 240 条第 2 項、地方自治法施行令第 171 条の 2）。

金銭債権の場合、強制執行の対象となるのは、原則として、不動産、動産、債権など債務者が有する全ての財産である。

④ 債務名義の取得

債務名義とは、強制執行によって実現される請求権が存在することを公証する法定の文書である。債務名義の取得は、非強制徴収公債権及び私債権の強制執行の要件となる。債務名義は次のとおり民事執行法に列挙されている。

民事執行法

第 22 条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

- (1) 確定判決
- (2) 仮執行の宣言を付した判決
- (3) 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判（確定しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。）
- (3)の 2 仮執行の宣言を付した損害賠償命令
- (3)の 3 仮執行の宣言を付した届出債権支払命令
- (4) 仮執行の宣言を付した支払督促
- (4)の 2 訴訟費用、和解の費用若しくは非訟事件（他の法令の規定により非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）の規定を準用することとされる事件を含む。）、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成 25 年法律第 48 号）第 29 条に規定する子の返還に関する事件手続の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は第 42 条第 4 項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める裁判所書記官の処分（後者の処分にあつては、確定したものに限る。）
- (5) 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの（以下「執行証書」という。）
- (6) 確定した執行判決のある外国裁判所の判決
- (6)の 2 確定した執行決定のある仲裁判断
- (7) 確定判決と同一の効力を有するもの（第 3 号に掲げる裁判を除く。）

(6) 滞納処分の執行停止、徴収停止、債権放棄及び債務免除

① 滞納処分の執行停止

強制徴収公債権について、債務者が滞納処分を行う財産がないとき、滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときなど、一定の要件が認められた場合は、滞納処分の執行を停止することができる（地方税法第 15 条の 7 第 1 項及び国税徴収法第 153 条第 1 項）。

② 徴収停止

非強制徴収公債権及び私債権について、納期限を相当の期間経過しても、なお納付がない場合に、法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときなど、一定の要件が満たされた場合で、履行が著しく困難又は不適當であると認められるときは、以後その保全、取立てをしないことができるとするものである（地方自治法施行令第 171 条の 5）。

③ 債権放棄

債権放棄とは、ある特定の債務者の有する債権について、債務者から弁済を受ける権利を放棄することをいう。法令又は条例に特別の定めがある場合を除いて、議会の議決を必要とする。なお、議会の議決を必要としない場合としては、次のものが挙げられる。

議会の議決を要しない債権放棄

- ①地方自治法施行令第 171 条の 7 第 1 項の規定による債権放棄
- ②その他個別の条例の規定による減免

④ 債務免除

債権を放棄するには議会の議決が必要であるが、法令又は条例に特別の定めがある場合は議会の議決は不要である。債務免除はその一例である。自治体の長は、債権について、政令の定めるところにより、債務の免除をすることができる（地方自治法第 240 条第 3 項）。また、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる（地方自治法施行令第 171 条の 7 第 1 項）。

(7) 時効及び不納欠損

① 地方公共団体の主な債権の時効期間

地方公共団体が扱っている主な債権の時効期間は次のとおりである。

区分	種類	時効期間	根拠条文
強制徴収 公債権	地方税	5年	地方税法 第18条第1項
	国民健康保険料	2年	国民健康保険法 第110条第1項
	介護保険料	2年	介護保険法 第200条第1項
	下水道使用料	5年	地方自治法 第236条第1項
	公立保育所措置費自己負担金、私立保育 所措置費自己負担金及び認定こども園 利用者負担金	5年	地方自治法 第236条第1項
	生活保護法第63条及び第77条の2の規 定による徴収金（平成30年10月1日以 後に支払われた保護費で、実施機関の責 めに帰すべき事由の場合を除く。）	5年	地方自治法 第236条第1項
	生活保護法第78条徴収金（平成26年7 月1日以後に支払われた保護費に係る徴 収金）	5年	地方自治法 第236条第1項
非強制徴収 公債権	公立学校授業料	5年	地方自治法 第236条第1項
	児童扶養手当過払金返還金	5年	地方自治法 第236条第1項
私債権	【令和2年3月31日以前に生じた債権】		
	学校給食費	2年	旧民法第173条 第3号
	水道使用料	2年	旧民法第173条 第1号
	公営住宅使用料	5年	旧民法第169条
	公立病院の診察料	3年	旧民法 第170条第1号
	住民等に対する貸付金	10年	旧民法第167条 第1項
	【令和2年4月1日以後に生じた債権】		
	・債権者が権利を行使することができることを 知った時から5年間行使しないとき ・権利を行使することができる時から10年間行 使しないとき		民法第166条 第1項

② 不納欠損処分

地方公共団体の債権のうち、回収不可能と判断されるものについては、不納欠損処分を行うことにより処理する必要があるが、この対象となる債権は次のとおりである。

- (ア) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の規定により権利が消滅し、又は免除したもの
- (イ) 地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定による権利放棄の議決があったもの

例えば、(ア)に該当するものには、消滅時効期間が経過し時効の援用があった私債権などがある。また、(イ)に該当するものには、消滅時効は経過しているが、債務者及び保証人の所在が不明なため、その援用が行われていないものなどがある。

4 債権の情報開示

(1) 統一基準による財務書類等の作成

都道府県は平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で「統一的な基準」に基づいて作成された財務書類を開示することが総務大臣より通知された。

平成 27 年 1 月 23 日、総務大臣より「統一的な基準による財務書類等を原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において作成」するよう要請があった。統一的な基準とは、この時に取りまとめられた「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を示しており、実務に際して具体的な拠るべき基準と位置付けられる。

これによれば、全ての地方公共団体は平成 29 年度までに統一的な基準による財務書類等を作成することが求められており、平成 28 年度から、市も統一的な基準による財務書類等を作成している。

○統一的な基準による地方公会計の整備促進について

(前略)

つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

(後略)

(2) 奈良市の一般会計等貸借対照表

市の令和 2 年度の一般会計等貸借対照表は、次のとおりである。

一般会計等 貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	429,590,900	固定負債	201,452,000
有形固定資産	422,855,296	地方債	182,843,176
事業用資産	281,593,550	長期未払金	9,082
土地	191,804,962	退職手当引当金	17,107,821
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	201,843,586	その他	1,491,920
建物減価償却累計額	△ 119,514,802	流動負債	21,353,478
工作物	34,347,602	1年内償還予定地方債	18,202,259
工作物減価償却累計額	△ 30,590,159	未払金	5,435
船舶	-	未払費用	173,624
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	1,695,412
航空機	-	預り金	343,588
航空機減価償却累計額	-	その他	933,160
その他	-	負債合計	222,805,478
その他減価償却累計額	-	【純資産の部】	
建設仮勘定	3,702,361	固定資産等形成分	433,250,356
インフラ資産	137,226,823	余剰分（不足分）	△ 219,889,577
土地	85,924,912		
建物	27,137,055		
建物減価償却累計額	△ 17,318,776		
工作物	214,438,944		
工作物減価償却累計額	△ 174,502,337		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	1,547,024		
物品	11,878,734		
物品減価償却累計額	△ 7,843,810		
無形固定資産	114,109		
ソフトウェア	114,109		
その他	-		
投資その他の資産	6,621,496		
投資及び出資金	1,056,530		
有価証券	605,073		
出資金	451,457		
その他	-		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	3,237,039		
長期貸付金	109,291		
基金	2,424,096		
減債基金	125,490		
その他	2,298,606		
その他	-		
徴収不能引当金	△ 205,461		
流動資産	6,575,357		
現金預金	2,092,853		
未収金	824,437		
短期貸付金	18,960		
基金	3,640,495		
財政調整基金	3,640,495		
減債基金	-		
棚卸資産	-		
その他	-		
徴収不能引当金	△ 1,389		
資産合計	436,166,257	純資産合計	213,360,779
		負債及び純資産合計	436,166,257

市の令和2年度一般会計等貸借対照表によると、一般会計及び特別会計に関する貸付金及び未収金は、次のとおりとなる。

○貸付金及び未収金 (単位：千円)

大項目	科目	金額
貸付金	長期貸付金	109,291
	短期貸付金	18,960
	小計	128,251
未収金	長期延滞債権	3,237,039
	未収金	824,437
	小計	4,061,476
合計		4,189,727

(出典：市公表資料から監査人が集計)

統一基準により作成された奈良市一般会計貸借対照表に計上されている債権及び未収金と実際に所管課で管理する債権及び未収金が一致しているかについて調査を行った。調査結果は次のとおりである。

○債権及び未収金 (単位：千円)

	税外未収債権の概要等から集計した数値	一般会計等貸借対照表の数値	差異
債権	128,251	128,251	-
未収金	5,564,725	4,061,476	※ 1,503,249

(出典：市公表資料、税外未収債権の概要、「様式6 貸付金(特別会計)に係る調査」から監査人が集計)

※差異の要因は次のとおりであり、問題となる事項はなかった。

- ・特別会計に含まれる未収金・・・1,325,746千円
- ・税外未収金の概要では、母子福祉資金貸付金及び住宅新築資金貸付金について元金及び利息分を含めた金額を計上しているが、一般会計等貸借対照表では元金部分のみを計上していることによる違い・・・177,503千円

(3) 債権の情報開示

市の債権は、統一的な基準による財務書類の附属明細書として情報開示が図られている。令和2年度の一般会計の債権は次のとおりである。

【貸付金】

(単位：千円)

相手先名又は種別	長期貸付金		短期貸付金		(参考) 貸付金計
	貸借対照 表計上額	徴収不能 引当金	貸借対照 表計上額	徴収不能 引当金	
その他の貸付金					
母子父子寡婦福祉資金貸付金	109,291	-	18,853	-	128,144
住宅新築資金等貸付金	-	-	108	-	108
合計	109,291	-	18,960	-	128,251

(出典：市の令和2年度一般会計等財務書類(附属明細書))

【長期延滞債権】

(単位：千円)

相手先名又は種別	貸借対照表計上額	徴収不能引当金 計上額
【貸付金】		
住宅新築資金等貸付金	433,100	△ 5,210
母子父子寡婦福祉資金貸付金	37,350	△ 1,148
その他の貸付金	2,477	△ 733
小計	472,927	△ 7,091
【未収金】		
税等未収金		
市民税	448,856	△ 120,959
固定資産税	428,675	
都市計画税	82,529	
軽自動車税	43,187	
事業所税	8,203	
その他の未収金		
生活保護費等返還金	893,924	△ 41,222
住宅使用料等	448,125	△ 14,407
針テラス事業用地土地使用料	106,207	△ 4,898
行政代執行経費徴収金	50,046	△ 2,308
その他	254,360	△ 14,576
小計	2,764,112	△ 198,370
合計	3,237,039	△ 205,461

(出典：市の令和2年度一般会計等財務書類(附属明細書))

【未収金】

(単位:千円)

相手先名又は種別	貸借対照表計上額	徴収不能引当金計上額
【貸付金】		
母子父子寡婦福祉資金貸付金	1,392	△ 18
住宅新築資金等貸付金	421	0
小計	1,813	△ 18
【未収金】		
税等未収金		
市民税	246,472	△ 1,358
固定資産税	352,668	
都市計画税	59,985	
軽自動車税	15,302	
事業所税	29,166	
その他の未収金		
生活保護費等返還金	94,368	△ 10
針テラス事業用地土地使用料	9,984	△ 1
住宅使用料等	7,671	△ 1
保育所保育料等	3,128	-
その他	3,880	△ 1
小計	822,624	△ 1,371
合計	824,437	△ 1,389

(出典：市の令和2年度一般会計等財務書類（附属明細書）)

第3 包括外部監査の結果及び意見

1 結果及び意見の概要

(1) 調査対象とした債権の概要

本包括外部監査では、令和2年度の市の債権のうち、おおむね5,000千円以上のものを対象とした。

監査の結果、「(2) 結果及び意見の要約」に記載したとおり、複数の結果・意見が発見されたが、それらの個別の結果・意見から導かれる総括的な意見を「第4 総括的な意見」に記載している。

科目	債権種別	債権名	令和2年度末収入未済額(千円)	参照項
市税	税	都市計画税	142,513	3 税等未収金
	税	軽自動車税	58,488	
	税	市民税	695,327	
	税	固定資産税	781,342	
	税	事業所税	37,353	
	税	たばこ税	15	
		市税 合計	1,715,041	
保険料	強	介護保険料	119,332	4 介護保険料
	強	国民健康保険料	1,009,216	5 国民健康保険料
	強	後期高齢者医療保険料	27,217	6 後期高齢者医療保険料
		保険料 合計	1,155,766	
負担金	強	認定子ども園利用者負担金	4,051	7 公立保育所措置費自己負担金、私立保育所措置費自己負担金及び認定子ども園利用者負担金
	強	私立保育所措置費自己負担金	25,291	
	強	公立保育所措置費自己負担金	12,812	
		その他	229	
		負担金 合計	42,385	
使用料	私	住宅使用料	355,708	8 市営住宅に関する未収金
	私	学童保育使用料	6,008	9 児童育成料
		その他	4,636	
		使用料 合計	366,353	
手数料		手数料 合計	424	
貸付金 元利 収入	私	母子福祉資金貸付金	35,017	10 母子父子寡婦福祉資金貸付金
	私	住宅新築資金等貸付金	611,026	11 住宅新築資金等貸付金

科目	債権種別	債権名	令和2年度末収入未済額 (千円)	参照項
		その他	6,401	
		貸付金元利収入 合計	652,446	
財産運用収入	私	土地建物貸付収入（針テラス分）	106,723	12 針テラスに関する未収金
		その他	40	
		財産運用収入 合計	106,764	
雑入	強	生活保護法第78条徴収金 （平成26年7月1日以後に支払われた保護費に係る徴収金）	351,862	13 生活保護費徴収金及び生活保護費返還金
	非	〃（平成26年6月30日以前に支払われた保護費に係る徴収金）	437,617	
	強	生活保護法第63条及び第77条の2に基づく徴収金（平成30年10月1日以後に支払われた保護費で、実施機関の責めに帰すべき事由の場合を除く。）	12,034	
	非	生活保護法第63条返還金 （平成30年9月30日以前に支払われた保護費、又は実施機関の責めに帰すべき事由に係る返還金）	173,408	
	非	生活保護費過払い分	13,370	
	非	児童扶養手当過払返還金	14,875	14 児童扶養手当過払金返還金
	私	スチール缶売却処分収入	11,303	15 アルミ缶・スチール缶売却処分収入
	私	アルミ缶売却処分収入	49,606	
	私	破砕スクラップ売却処分収入	25,211	16 破砕スクラップ・アルミスクラップ売却処分収入
	私	アルミスクラップ売却処分収入	4,920	
	私	学校給食費	38,090	17 学校給食費

科目	債権種別	債権名	令和2年度末収入未済額 (千円)	参照項
	私	給与等返還請求訴訟に基づく返還金	21,286	18 給与等返還請求訴訟に基づく返還金
	私	損害賠償金	2,470	19 損害賠償金
	私	農業経営構造対策事業費補助金返還金	26,758	20 農業経営構造対策事業費補助金返還金
	強	行政代執行経費徴収金	50,045	21 行政代執行経費徴収金
	私	市営住宅等の水道料金	17,952	8 市営住宅に関する未収金
	私	家賃相当損害金	72,485	
		その他	57,853	
		雑入 合計	1,381,154	
		合計	5,420,336	

※ 債権種別は次のとおりである。

(出典：市提供資料から監査人が抜粋)

- 税・・・強制徴収公債権のうち租税債権
- 強・・・租税債権以外の強制徴収公債権
- 非・・・非強制徴収公債権
- 私・・・私債権

(2) 結果及び意見の要約

包括外部監査の過程で発見された個別検出事項を、「結果」と「意見」に分けて記載している。結果と意見の判断基準については、「第1 外部監査の概要 8 監査報告における「結果」と「意見」の区分」を参照されたい。

頁	区分	担当部署	結果及び意見の内容
36	意見 1	滞納整理課	滞納整理課が債権回収に向けた取組を実施しているが、各所管課に対しては指導助言するにとどまっている。十分な人員を確保した上で、債権管理を統括する役割を担う所管課の設置若しくは債権の法的性質に応じた専門グループへの集約又は滞納整理課が各所管課に対して直接指導するなどの手法を取り入れることが望ましい。
47	結果 1	滞納整理課	市税の延滞金について、本税を払い終わり延滞金額が確定した時点で、歳入の調定を行うべきである。
53	意見 2	介護福祉課	年度途中で保険料が変更になった場合において、滞納する債権が見受けられる。特に保険料の増額

頁	区分	担当部署	結果及び意見の内容
			となる事由が発生した場合においては、被保険者に対して介護保険料納付の周知徹底を図ることが望ましい。
57	結果 2	国保年金課	自主的な一部納付中の債権であっても、残債権について不納欠損処理を行っている債権があるが、債務承認を要請する等により残債権についても回収の努力を続けるべきである。
58	結果 3	国保年金課	会計年度末における債権システム残高と貸借対照表計上額が照合できていない。適切な財務諸表を作成するためにも、会計年度末におけるシステム残高を適切に把握する必要がある。
58	意見 3	国保年金課	国民健康保険税方式の導入を検討することが望ましい。
63	意見 4	福祉医療課	年度途中で保険料が変更になった場合において、滞納する債権が見受けられる。特に保険料の増額となる事由が発生した場合においては、被保険者に対して後期高齢者医療保険料納付の周知徹底を図ることが望ましい。
69	結果 4	保育所・幼稚園課	強制徴収公債権にもかかわらず、強制的な債権回収の手続を実施することなく、時効到来をもって不納欠損処理している債権がある。強制的な債権回収の手続を実施すべきである。
69	結果 5	保育所・幼稚園課	システム移行処理に不具合があった結果、催告等の適切な手続が行えず、収納率の低下を招いた。システム移行は慎重に対応すべきである。
79	意見 5	住宅課	住宅使用料、市営住宅等の水道料金、家賃相当損害金の徴収事務の手続や運用方法について、明文化されたマニュアルを作成することが望ましい。
81	結果 6	住宅課	滞納者への督促等の履歴を紙資料で管理しているため、効果的かつ効率的な管理ができていない。システムや表計算ソフトを活用し、督促状況を管理すべきである。
82	結果 7	住宅課	住宅使用料と水道料金を滞納した場合、住宅使用料のみ分納誓約を結び優先的に回収するため、水道料金債権の時効到来が多くなっている。両者を合わせて分納誓約を結び、水道料金の時効の到来を極力減らすべきである。

頁	区分	担当部署	結果及び意見の内容
82	結果 8	住宅課	家賃相当損害金について督促等を行っていない。債権として計上している限りは回収に努めるべきである。
82	意見 6	住宅課	実質的に回収が困難と考えられる債権が計上されている。債権管理条例を適用し、回収が困難な債権は速やかに不納欠損処理することが望ましい。
86	結果 9	地域教育課	所在不明の債務者について所在調査が実施されていない。債権管理マニュアルに従い、速やかに所在調査を実施すべきである。
86	意見 7	地域教育課	財産調査に係る同意を得る仕組みが整備されていない。強制執行の実効性を高めるためにも、あらかじめ同意を得る仕組みを整備することが望ましい。
96	意見 8	共生社会推進課	債権の回収・管理業務を委託している一部事務組合との情報共有が不十分であるため、連携を強化することが望ましい。
97	意見 9	共生社会推進課	債権を市から一部事務組合に移管した平成 16 年度から平成 18 年度までに滞納繰越分の調定残高差異が生じ、その一部は現在も原因不明である。引き続き調査することが望ましい。
97	意見 10	共生社会推進課	住宅新築資金等貸付金について遅延損害金を徴収していないが、平等性等の観点から、遅延損害金の徴収を検討することが望ましい。
103	意見 11	観光戦略課 滞納整理課	債権管理条例第 11 条第 1 号の規定を法人に対しても適用できるようにする、又は、法人については別の規定を設ける等、例規等を整備することが望ましい。
104	結果 10	観光戦略課	市が多額の使用料等を徴収する法人については、定期的な決算書の入手など経営状況をモニタリングすることで、未収金の発生を未然に防ぐ努力をすべきである。
109	結果 11	保護課	分割納付期間が債権の時効期間を超えて計画されているものがある。仮に滞納が発生しても適時に債務承認を実施して債権の消滅を防ぐよう、分割納付期間は債権の時効期間以内に変更するべきである。

頁	区分	担当部署	結果及び意見の内容
110	結果 12	保護課	債権管理を紙台帳で実施しているため、不都合が生じている。システムの導入や表計算ソフトの利用などを検討し、紙台帳での管理を改めるべきである。
114	結果 13	子ども育成課	催告してもなお納入しない債務者への対応として、裁判上の手続によって債権回収するといった適切な方法を検討すべきである。
122	意見 12	環境清美工場	指名競争入札の実施に当たり、財務状況が良好でない事業者を排除する仕組みがないため、財務状況を事前に評価する仕組みを導入することが望ましい。
126	意見 13	保健給食課	学校給食費について遅延損害金を徴収していないが、平等性等の観点から、遅延損害金の徴収を検討することが望ましい。
126	意見 14	保健給食課	財産調査に係る同意を得る仕組みが整備されていない。強制執行の実効性を高めるためにも、あらかじめ同意を得る仕組みを整備することが望ましい。
131	結果 14	契約課	回収が困難な債権について適切な時期に不納欠損処理されていない。債権管理条例に基づき、適切な時期に不納欠損処理すべきである。
136	意見 15	農政課	債務者である株式会社の破産手続の異時廃止決定から徴収停止の手続開始まで相当期間が経過しており、市の代理人との間で適時・適切に情報交換を行うことが望ましい。
136	意見 16	農政課 滞納整理課	債権管理条例第 11 条第 1 号の規定を法人に対しても適用できるようにする、又は、法人については別の規定を設ける等、例規等を整備することが望ましい。

2 滞納整理課による債権回収に向けた取組

(1) 債権管理マニュアルの作成、周知

滞納整理課では、債権管理に関する総括的な事項を定めた以下の4種類の債権管理マニュアルを作成し、全庁的に周知している。

- ・1.債権管理における総括的事項について
- ・2.強制徴収公債権の管理について
- ・3.非強制徴収公債権の管理について
- ・4.私債権の管理について

当該債権マニュアルは総括的な事項を定めたものであり、各所管課においてさらに詳細な管理マニュアル等の作成が求められる。直近では、令和2年4月1日からの民法改正に対応して令和2年3月に改訂を行っている。

(2) 税外債権を所管する各課への指導助言

滞納整理課では、滞納整理第一係、滞納整理第二係で市税の収納、催告、滞納処分等を実施する一方、債権管理係では、税外債権を所管する各課への債権徴収方策に係る指導助言を実施している。また、強制徴収公債権所管課からの照会に応じ、預金情報等の財産調査情報等も提供している。

(3) 滞納債権の回収業務の弁護士法人への委託について

平成24年度から、一部の滞納債権の回収業務を弁護士法人に委託している。従来から回収業務を委託している市営住宅に関する未収金や駐車場使用料、母子父子寡婦福祉資金貸付金に加え、令和2年度からは学校給食費のほか、学童保育のバンビーホームの児童育成料や延長保育料なども委託する債権の対象に含めることとなった。

令和2年11月から契約している現契約の内容は次のとおりである。

契約先	弁護士法人ライズ綜合法律事務所(埼玉県さいたま市)
契約期間	令和2年11月から令和6年3月31日まで
委託債権	<ul style="list-style-type: none">・学校給食費・児童育成料・放課後児童クラブ昼食費・放課後児童クラブおやつ代・住宅使用料・駐車場使用料・母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金
委託債権総額	277,262,521円、907件

委託料の支払限度額	令和2年度 1,800,000 円 令和3年度 3,600,000 円 令和4年度 3,600,000 円 令和5年度 3,600,000 円 計 12,600,000 円
委託料	(1) 成功報酬額 回収した金額の20% (2) 回収不能報告書作成額 1件当たり 3,000 円
費用の負担	委託業務の履行に要する費用は、全て受託者の負担とする。
報告業務	<p>(1) 月次報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収業務に係る実績報告書 報告月の前月末日時点における回収実績について、債権種別単位で作成し、分割納付状況一覧表等の関係資料を添付して提出する。 ・回収業務に係る交渉状況報告書 報告月の前月末日時点における交渉状況について、債権種別単位で作成し、交渉状況一覧表に關係資料を添付して提出する。 ・回収業務に係る事業方針書 報告月の翌月に実施する回収業務等について、実施計画を作成し、提出する。 ・回収不能報告書 報告月の前月末日時点において、回収不能であることが明らかな事案について、事案ごとに回収不能に至った経緯を詳細に記載し、根拠資料及び調査記録を添付して提出する。 <p>(2) 3 か月毎報告 3 か月に1度、支払対象となる期間に回収し、市へ入金した金額を月ごと、債権種別ごとに整理して作成した入金状況報告書を月次報告と併せて提出する。</p> <p>(3) 6 か月毎報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業進捗状況報告書 滞納者ごとの債権管理個票及び別紙「奈良市個人情報取扱特記事項」第12条第2項に定める、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告並びに直近6か月の回収状況を集計し分析した資料を提出する。 ・事業計画書 報告月の翌月以降6か月に実施する回収業務等について、債権種別単位で作成し、提出する。

当該契約では、回収不能報告書の作成料が多額に発生しない限り回収金額の20%を支払うのみであるため、基本的に市に損失が発生する内容とはなっていない。ただ、弁護士法人ライズ綜合法律事務所の回収能力にも限界があることから、回収可能性の見込まれる債権の回収業務を委託することが望まれる。

令和2年11月の契約以降、報告書作成時点（令和3年12月時点）の委託債権の回収実績は次のとおりである。

単位：千円

	令和2年 11月	令和2年 12月	令和3年 1月	令和3年 2月	令和3年 3月	令和3年 4月
総委託額	275,540	275,609	275,687	275,769	275,828	275,868
回収額	327	29,975	3,776	3,434	2,568	1,213
回収累計額	327	30,302	34,079	37,513	40,082	41,295
回収不能額	-	4,431	-	-	-	139
回収累計率	0.12%	10.99%	12.36%	13.60%	14.53%	14.97%

	令和3年 5月	令和3年 6月	令和3年 7月	令和3年 8月	令和3年 9月	令和3年 10月
総委託額	275,944	275,989	276,989	276,058	276,091	276,126
回収額	1,042	5,535	966	798	1,745	874
回収累計額	42,337	47,872	48,839	49,638	51,383	52,858
回収不能額	-	-	-	-	-	-
回収累計率	15.34%	17.35%	17.70%	17.98%	18.61%	18.93%

	令和3年 11月	令和3年 12月
総委託額	276,157	288,613
回収額	542	3,757
回収累計額	52,801	56,558
回収不能額	-	-
回収累計率	19.12%	19.60%

委託開始直後の令和2年12月に委託債権の10%超の回収を達成した後は、徐々に回収額が減少傾向にある。令和3年12月に追加で委託債権を12,455千円増加させ、それに伴って回収額も増加に転じている。

(4) 結果及び意見

【意見1】

滞納整理課が債権回収に向けた取組を実施しているが、各所管課に対しては指導助言するにとどまっている。十分な人員を確保した上で、債権管理を統括する役割を担う所管課の設置若しくは債権の法的性質に応じた専門グループへの集約又は滞納整理課による各所管課に対する直接指導などの手法を取り入れることが望ましい。

債権管理について、滞納整理課が各所管課に対して指導助言を行っているが、基本的には債権管理は各所管課が行うこととなっている。また、各所管課の債権管理の状況をモニタリングする仕組みもない。その結果、マニュアルの活用が進んでいないケースや、債権管理条例が認知されていないケースなどが散見され、ノウハウの共有等も進んでいる状況ではなかった。これは、ひとえに、各所管課の債権管理を統括する所管課が不在であることに起因する可能性が考えられる。このような状況を改善するには、業務を担当する人員を十分確保した上で、新たに債権管理を統括する所管課を設置する、強制徴収公債権等の債権の法的性質に応じた専門グループに集約する、各所管課が行う債権管理を滞納整理課が直接指導するようにする等の手法が考えられる。債権管理を統一的に実施できる方法を検討されたい。

3 税等未収金

(1) 概要

① 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	地方税法、国税徴収法、奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）ほか
所管部局	総務部
所管課	市民税課、資産税課、納税課、滞納整理課
制度内容	市が取り扱う税目は市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税等があり、賦課、調定、徴収、滞納処分等を実施している。

市税は、地方税法第 5 条第 1 項に普通税及び目的税と規定されている。さらに、市が課す普通税は、地方税法第 5 条第 2 項各号に市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉦産税、特別土地保有税と規定され、市が課す目的税は、同条第 4 項から第 6 項に入湯税、事業所税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税等について規定されている。このほか、地方税法第 5 条第 3 項及び第 7 項に、市は別に税目を起こして普通税及び目的税を課すことができると規定されている。なお、普通税は、一般の経費に充てるために課される税であるのに対して、目的税は特定の経費に充てる目的で課される税である。特に目的税は用途が明確なため納税者の納得を得られやすい反面、特定の目的以外に使用できないことから、市の予算編成の自由度を縛ることになる。すなわち、議会や行政の権限が目的税により阻害されることを意味し、財政の統一的運営が困難になり、財政の硬直化の一因となり得る。

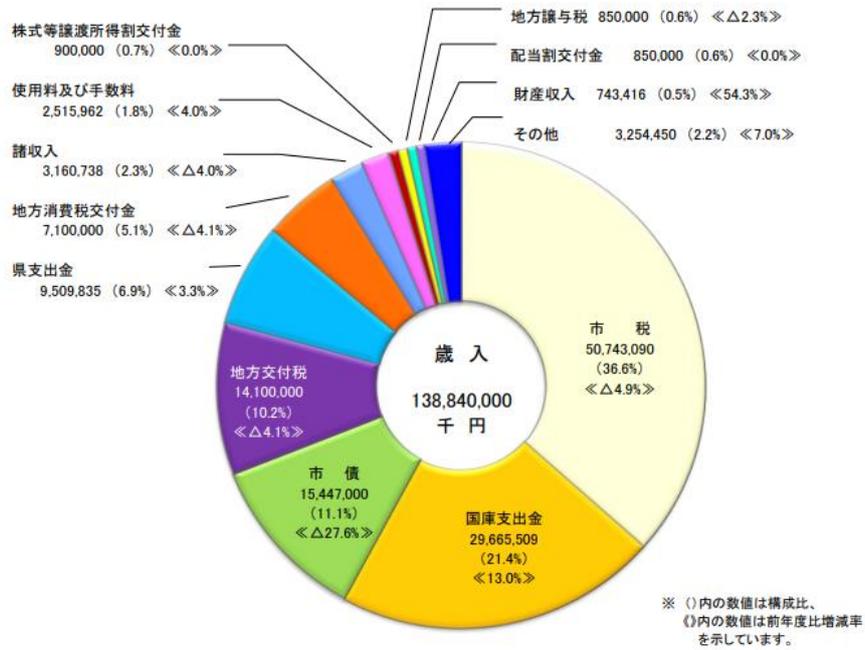
市税の税目別における所管課及びその業務内容は次のとおりである。

課名	担当している税目等	主な仕事
市民税課	市民税（個人・法人） 軽自動車税 市たばこ税 入湯税 事業所税	市民税（個人・法人）等の課税に関する事務 市税の証明発行事務
資産税課	固定資産税 都市計画税	土地・家屋・償却資産の評価
納税課	市税の収納	全ての市税の収納、口座振替、納税相談 滞納者に対する督促、ふるさと納税の受付
滞納整理課	市税の滞納整理	滞納者に対する催告、納税相談 滞納処分

（出典：市「私たちの市税」を監査人が加工）

令和3年度における一般会計予算（1,388億円）のうち、市税は507億円（36.6%）を占め、市の貴重な自主財源となっている。

令和3年度奈良市一般会計予算



(出典：市ホームページ)

また、次のとおり、令和 3 年度の市税収入予算のうち個人市民税が 44.2% を占め、次いで固定資産税(37.7%)、都市計画税(6.5%)、法人市民税(4.8%)の順となっている。

(3) 市税内訳		(単位：千円、%)					
区 分	令和 3 年 度		令和 2 年 度		対 前 年 度 比 較		
	予 算 案	構 成 比	予 算 額	構 成 比	増 減 額	増 減 率	
市 民 税	24,869,073	49.0	26,189,897	49.1	△ 1,320,824	△ 5.0	
個 人	22,421,869	44.2	23,137,866	43.4	△ 715,997	△ 3.1	
法 人	2,447,204	4.8	3,052,031	5.7	△ 604,827	△ 19.8	
固 定 資 産 税	19,125,560	37.7	20,350,557	38.2	△ 1,224,997	△ 6.0	
軽 自 動 車 税	668,692	1.3	656,213	1.2	12,479	1.9	
市 た ば こ 税	1,758,653	3.5	1,677,015	3.1	81,638	4.9	
入 湯 税	21,334	0.0	28,815	0.1	△ 7,481	△ 26.0	
事 業 所 税	1,000,943	2.0	986,635	1.8	14,308	1.5	
都 市 計 画 税	3,298,835	6.5	3,454,579	6.5	△ 155,744	△ 4.5	
合 計	50,743,090	100.0	53,343,711	100.0	△ 2,600,621	△ 4.9	

(出典：市ホームページ)

② 債権（未収金）の内容

名称	市税、延滞金、不申告加算金、過少申告加算金、重加算金
根拠法令等	地方税法、国税徴収法、奈良市税条例ほか
令和2年度末金額	1,715,041千円
令和2年度末件数	40,793件
債権の法的性質	強制徴収公債権（租税債権）

令和2年度末の市税の未収金総額は次のとおりである。固定資産税が全体の45.6%を占めている。次いで市民税（個人・法人）が全体の40.5%、都市計画税が全体の8.3%の順となっている。一方、入湯税については令和2年度末の未収金は存在しなかった。

（単位：千円）

税目	件数	金額	割合
市民税（個人・法人）	11,298件	695,327	40.5%
固定資産税	9,272件	781,342	45.6%
軽自動車税	11,313件	58,488	3.4%
市たばこ税	1件	15	0.0%
事業所税	20件	37,353	2.2%
都市計画税	8,889件	142,513	8.3%
合計	40,793件	1,715,041	100.0%

（出典：令和2年 未収債権状況調査）

③ 未収金の額の推移

（単位：千円）

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-B-C	収納率 B÷A
平成 28年度	現年度分	51,081,541	50,668,687	2,235	410,618	99.2%
	滞納繰越分	2,397,727	596,556	511,336	1,289,835	24.9%
	合計	53,479,269	51,265,243	513,572	1,700,453	95.9%
平成 29年度	現年度分	51,588,604	51,121,328	228	467,047	99.1%
	滞納繰越分	1,693,333	438,876	108,481	1,145,975	25.9%
	合計	53,281,937	51,560,205	108,709	1,613,022	96.8%
平成 30年度	現年度分	52,222,305	51,841,437	472	380,396	99.3%
	滞納繰越分	1,599,061	444,808	74,553	1,079,699	27.8%
	合計	53,821,367	52,286,246	75,025	1,460,095	97.1%

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
令和 元年度	現年度分	52,976,739	52,578,186	376	398,176	99.2%
	滞納繰越分	1,438,733	358,200	73,846	1,006,685	24.9%
	合計	54,415,472	52,936,387	74,223	1,404,861	97.3%
令和 2年度	現年度分	52,056,898	51,352,772	534	703,591	98.6%
	滞納繰越分	1,394,929	278,539	104,940	1,011,449	20.0%
	合計	53,451,828	51,631,331	105,475	1,715,041	96.6%

(出典：市作成資料)

市においては、後述する収納率向上に向けた取組を実施することで、近年においては現年度分の収納率が99%を超えており、高い収納率となっていた。しかしながら、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収納率が99%を割り込んだ結果となっている。なお、平成28年度においては滞納繰越分において多額の不納欠損額を計上しているが、これは大規模事業者の経営破綻により、未収債権について滞納処分の執行停止、即時消滅を実施したためである。

(2) 収納率向上に向けた取組

① 徴収指導員・滞納徴収員（国税庁出身者）の採用

税收违法策として、長年の経験により培われた深い知識と優れた徴収技術を持つ元税務署職員を徴収指導員（一般任期付職員）として3名採用し、租税関係法令や徴収に係る専門知識及び困難事案等の処理に係る指導助言や、職場内研修を行わせる仕組みを平成26年度から実施している。

また、長期滞納等困難事案の効率的な滞納整理を進めるため、平成28年度から同じく元税務署職員を滞納徴収員として2名採用、平成29年度からは4名に拡充している。

この結果、滞納繰越分の調定額は徴収指導員及び滞納徴収員採用前の平成25年度の39.4億円に対し、令和2年度は13.9億円と、約35%までに縮減している。

配置人数

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
徴収指導員	3名					2名	
滞納徴収員	/		2名	4名			

(出典：市作成資料)

② 納税呼びかけセンターの設置

納税の公正・公平な負担の実現を目指し、効果的な滞納整理を行うためには、滞納早期から納税勧奨に着手することが重要であることから、平成 18 年度からは外部委託により、また、平成 27 年 5 月からは徴収指導員の指導監督のもと、会計年度任用職員を「納税呼びかけセンター」に配置し、電話での催告による自主納付の呼びかけを通年で実施している。

(3) 未収金に関する調査

① 未収金調査の内容

令和 3 年 3 月末時点の債権明細を管理している税システムの内訳を閲覧し、調定金額が比較的大きい債権及び調定日が比較的古い債権を合わせて 15 件抽出し、債権管理の内容を閲覧した。その上で市の行う徴収に係る事務手続が、市で定める業務フローにしたがって、適切に実施されているかを確認した。その結果、サンプルで抽出した限りにおいては、指摘すべき問題点はなかった。

なお、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 34 条第 1 項に「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。」と規定されており、さらに、地方税法第 22 条に、「地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」と規定されていることから、滞納整理課の職員から包括外部監査人に対する情報提供は当該守秘義務の範囲内で実施された。例えば、税システムの内訳の閲覧は項目を限定して実施しており、システムデータを母集団として監査人側で任意に条件を設定してサンプルデータを抽出することはできなかった。債権管理簿の閲覧についても、債権管理簿の原本の閲覧は認められず、債権管理簿その他の資料等から職員が抜粋整理して再構成した資料の閲覧にとどめられている。

② 財産調査・滞納処分について

滞納債権が発生した場合、滞納者の財産を差し押さえる必要がある（地方税法第 331 条第 1 項等）。財産の差押えに先立って滞納者の財産を調査する必要があるが、このことを財産調査という。財産調査は、地方税法第 298 条、第 331 条第 6 項、第 20 条の 11、国税徴収法第 141 条等の規定により次の者に質問を実施することができる。

- ・ 滞納者
- ・ 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

- ・ 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- ・ 滞納者が株主又は出資者である法人

市は、この国税徴収法に基づき、原則として全ての滞納者、連帯債務者の財産調査を実施している。財産調査は、定期的に金融機関への調査を実施するとともに、生命保険等の支払記録があれば、生命保険会社にも調査を実施している。そのほか、不動産については登記事項証明書を入手して行う。

財産調査の結果、滞納者の保有する財産が発見された場合、滞納処分の手続に入る。滞納処分は、財産の差押え、財産の換価、換価代金等の配当という手続からなる。まず、滞納処分の初めの手続きとして、滞納者等の生活・事業に欠かすことのできない財産でない限り、財産を差し押さえる。差押えの対象となる財産は動産・債権・不動産及び無体財産権があるが、市では、預金、給与、年金、保険契約、土地、建物等を差し押さえている。次に、差し押さえた財産を強制的に金銭に換えて滞納債権に充当する必要がある、これを換価代金等の配当という。金銭及び取立てをすることができる債権であれば、容易に充当することが可能であるが、それ以外の動産及び不動産については、金銭に換える手続である換価の手続を実施する必要がある。換価の手続は、原則として公売による必要がある、例外として随意契約による売却及び国による買い入れによって行うことができる。

これらの業務をフローチャートにまとめたものが次の図となる。

③ 不納欠損調査の内容

不納欠損とは企業会計における貸倒れに相当するもので、納税義務が消滅した税のことである。市が不納欠損として税を処理するための基準は次のとおりである。

- ・ 地方税法第 18 条第 1 項の規定により、地方税の徴収権が時効の完成により消滅した場合
- ・ 地方税法第 15 条の 7 第 4 項の規定により、滞納処分の執行停止が 3 年間継続した場合
- ・ 地方税法第 15 条の 7 第 5 項の規定により、滞納処分の停止（地方税法第 15 条の 7 第 1 項 1 号のものに限る。）をしたもので、該当徴収金を徴収できないことが明らかなもの

不納欠損処理を行った債権のうち、金額の大きな債権を中心に 10 件抽出し、不納欠損に関する事務手続が市の定める業務フローにしたがって、適切になされているかどうかを確認した。その結果、サンプルで抽出した限りにおいては、指摘すべき問題点はなかった。

(4) 延滞金

① 延滞金の調定

地方税法（例示すると、同法第 326 条第 1 項、第 369 条第 1 項など）に基づき、納期ごとの納めるべき税額が納期限までに履行しない者に督促をしたときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、以下の割合で計算した額の延滞金を本税に加算して徴収することとなっている。

原則：年 14.6%（納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については年 7.3%）

※ 各年の特例基準割合が年 7.3%に満たない場合は、以下の附則を適用

附則第 3 条の 2：特例基準割合に年 7.3%を加算した割合（ただし、納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年 1%を加算した割合）

○特例基準割合（令和3年1月1日以降延滞金特例基準割合に名称変更）

平成12年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 令和2年12月31日まで	令和3年1月1日以降
前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率（従来のいわゆる公定歩合）に年4%を加算した割合	各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合	当該年の平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合）に年1%を加算した割合

ただし市は、市税の延滞金については、収納時に調定（以下「事後調定」という。）をするのみで、本税が完納され延滞金額が確定しているものを納付前の未収の段階では調定をしていない。

② 延滞金の通知及び徴収

納期限までに本税が納付されない場合、納期限後20日以内に滞納者に対して督促状を発する必要がある（地方税法第329条等）。督促を実施してもなお納付されない場合、滞納者に対して催告が行われる。市では督促状を送付してから一定期間経過後に催告を行い、それでも納付されない場合は、個別の状況を勘案して催告書の送付を行う。なお、催告書には一定時点において計算された延滞金額も記載されている。

納期限経過後に本税を払い終わったものの、延滞金の納付が未了となる場合があるが、このような場合であっても、滞納者は延滞金を金融機関等に持ち込んで納付することが可能となっている。本来、督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに督促状に係る市税が完納とならなければ、財産の差押え等の法的要件を満たす（地方税法第331条等）が、市はできるだけ滞納者の自主納付を促すため、法的には義務付けられていない催告という行政対応を、差押処分の執行前に行っているところである。

③ 結果及び意見

【結果1】

市税の延滞金について、本税を払い終わり延滞金額が確定した時点で、歳入の調定を行うべきである。

市税の延滞金については、延滞金収納時に歳入の調定が行われており、いわゆる事後調定となっている。

しかし、本税が完納された時点で延滞金として納入すべき金額は確定しているから、その時点で歳入の調定を行う必要がある。本税であろうと延滞金であろうと、市の確定した債権であることには変わりはなく、後者のみ事後調定とすることは整合性を欠いている。

また、これまで延滞金の未納額は収納された場合にのみ調定されていたので、本税が不納欠損されても当該本税に係る滞納延滞金は不納欠損額には反映されていない。不納欠損は、滞納処分を実施しても収納できずに市の債権が失われた際に実施するものであると考えられる。延滞金についても、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に「地方税の滞納処分の例により処分することができる」と規定されていることからすると、市の債権が失われているにもかかわらず、不納欠損に反映されないことは著しく不合理な処理と言わざるを得ない。

なお、市は従前から上記課題への対応を検討しているが、延滞金額が確定した時点で調定を行う場合、システムで対応するには相応の改修費用が発生することが見込まれる。また、手作業で対応する場合は、全ての納付について納付に係る本税が完納となったのかどうかを一つ一つ検証し、完納となり延滞金額が確定したものについては、その都度調定し続ける業務を行う相応の人員配置が必要になるとのことである。今後のシステム更新の状況等を踏まえ、引き続き検討を進める必要がある。

4 介護保険料

(1) 概要

① 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	介護保険法、奈良市介護保険条例（平成 12 年奈良市条例第 13 号）ほか
所管部局	福祉部
所管課	介護福祉課
制度内容	65 歳以上の方が市区町村（保険者）が実施する要介護認定において介護が必要と認定された場合、また、40 歳から 64 歳までの人が介護保険の対象となる特定疾病により介護が必要と認定された場合に介護サービスを受けることができる。

少子高齢化が急速に進む昨今、誰もが介護する側又は介護をされる側になる可能性がある。また、いわゆる老々介護や高齢者への虐待等の問題により、介護の概念は「家族がすべきもの」から「社会全体で支えるもの」へと変化してきた。このような背景のもと、「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的」（介護保険法第 1 条）として平成 12 年に創設されたのが介護保険制度である。

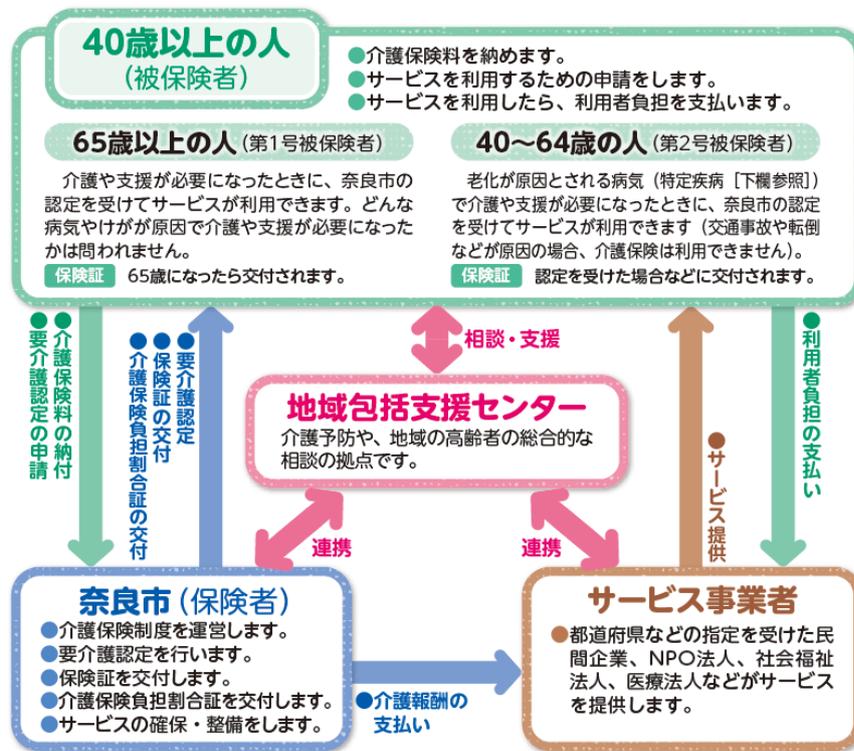
介護保険制度の被保険者は市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者（第 1 号被保険者）及び市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者（第 2 号被保険者）である（介護保険法第 9 条）。

介護保険によって、要介護・支援状態にある第 1 号被保険者及び第 2 号被保険者のうち特定疾患の患者に該当する者は、以下のサービスを受けることができる。

- ・介護サービスの利用に係る相談、ケアプランの作成
- ・自宅で受けられる身体介護等のサービス
- ・施設などに出かけて日帰りで行うサービス
- ・施設などで生活（宿泊）しながら長期間又は短期間受けられるサービス

- ・訪問・通所・宿泊を組み合わせて受けられるサービス
- ・福祉用具の利用に係るサービス

以上のような制度の仕組みを図示すると次のようになる。



特定疾病

特定疾病とは、「がん」など介護保険法で定められている16疾病のことです。40～64歳の人 (第2号被保険者)は、下記の特定疾病により介護が必要と認定を受ければ、サービスが利用できます。

- がん (医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

◆交通事故等、第三者が原因で介護サービスが必要になったとき

交通事故等の加害者の行為が原因で介護認定や介護保険サービスが必要になった場合は、申請手続が必要となりますので、早めに介護福祉課までご連絡ください。なお、加害者から治療費等を受け取ったり示談を済ませられている場合はその内容により申請手続が困難になる場合がありますので、示談前にご連絡をお願いいたします。

(出典：市ホームページ)

保険料については、65歳以上の第1号被保険者は、所得に応じた保険料を納付することとなるが、原則として年金からの特別徴収による納付となっており、年金の定期支払 (年6回) の際に年金から保険料があらかじめ差し引かれることにより納付することとなっている。一方、老齢 (退職) 年金、遺

族年金、障害年金が年額 18 万円未満である場合や、年度途中で 65 歳になった場合、他の市区町村から転入してきた場合においては普通徴収（納付書又は口座振替）により納付することとなる。

また、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者については、その保険料は加入している医療保険の算定方法により決められることとなり、医療保険料と一括して納付することとなる。

介護サービスを利用した場合の利用者負担は、通常はかかった費用の 1 割から 3 割である。しかし、保険料を滞納した場合、滞納期間に応じて次のような措置がとられることになる。

滞納期間	サービスの制限
1 年以上 1 年 6 か月未満	介護サービス利用の際、一旦費用の全額を支払い、後日申請により 7 割から 9 割分が払い戻されることになる。
1 年 6 か月以上 2 年未満	後日申請により払い戻される 7 割から 9 割分の保険給付のうち、全部又は一部が一時差止められる。なおも滞納が続く場合は、差止められている保険給付が滞納保険料に充てられることとなる。
2 年以上	原則 2 年以上前の滞納保険料は遡って納めることができない。 未納期間に応じた期間、介護サービスの利用者負担が 1 割・2 割の場合は 3 割に、3 割の場合は 4 割に引き上げられる。また、高額介護サービス費の支給や負担限度額の認定を受けることができなくなる。

② 債権（未収金）の内容

名称	介護保険料
根拠法令等	介護保険法
令和 2 年度末金額	121,711 千円
令和 2 年度末件数	2,028 件（債務者数）
債権の法的性質	強制徴収公債権

③ 未収金の額の推移

(単位：千円)

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成 28年度	現年度分	6,362,590	6,283,970	—	78,619	98.8%
	滞納繰越分	157,495	21,030	57,175	79,289	13.4%
	合計	6,520,085	6,305,001	57,175	157,909	96.7%
平成 29年度	現年度分	6,463,978	6,390,442	—	73,536	98.9%
	滞納繰越分	157,404	21,196	55,037	81,170	13.5%
	合計	6,621,383	6,411,638	55,037	154,707	96.8%
平成 30年度	現年度分	7,767,796	7,692,006	—	75,790	99.0%
	滞納繰越分	154,190	23,328	54,493	76,368	15.1%
	合計	7,921,987	7,715,334	54,493	152,158	97.4%
令和 元年度	現年度分	7,649,141	7,581,585	—	67,556	99.1%
	滞納繰越分	151,982	22,432	55,098	74,451	14.8%
	合計	7,801,124	7,604,018	55,098	142,007	97.5%
令和 2年度	現年度分	7,543,064	7,488,206	—	54,857	99.3%
	滞納繰越分	141,747	20,914	53,980	66,853	14.8%
	合計	7,684,811	7,509,120	53,980	121,711	97.7%

(出典：市作成資料)

なお、令和2年度の収入未済額については、将来還付等予定のため差し引くべき過誤納（誤納付）未処理額 2,379 千円が含まれており、P27 と数値が整合しない。

ここ数年、現年度分の収納率は概ね 99%前後で推移している。これは介護保険料の徴収が原則として特別徴収によることとされる影響が大きいものと考えられる。すなわち国民健康保険料とは異なり、徴収が年金からの天引きとされているため徴収漏れが生じにくい徴収方法となっている。また、平成30年度以降、それまでの調定額、収入済額の水準から大きく増加しているが、これは平成30年度において基準月額の設定があり、それまでの月額 4,924 円から月額 5,844 円に改定された結果、大幅な調定額、収入済額の増加となったものである。なお、上表には、健康保険からの一部徴収となっている第2号被保険者に係る調定額、収入額については、国保年金課が所管しているため含まれていない。したがって、65歳以上の第1号被保険者に係る数値である。

(2) 未収金に関する調査

① 未収金調査の内容

介護福祉課の職員に対して、以下の観点から、債権の概要、調定から収入までの業務の概要、滞納が発生した場合の督促等の状況、不納欠損の状況、システムから出力された債権明細の通査を実施した。

- ・債権の収納期日までに適切な方法で収納事務が実施されているか。
- ・債権が網羅的に認識され、計上、取立が行われているか。
- ・不納欠損処理等は適切に行われているか。
- ・債権管理システムを活用するなど効率的に財務事務が実施されているか。
- ・債権の収納率を高めるための施策を実施しているか。

② 結果及び意見

【意見 2】

年度途中で保険料が変更になった場合において、滞納する債権が見受けられる。特に保険料の増額となる事由が発生した場合においては、被保険者に対して介護保険料納付の周知徹底を図ることが望ましい。

上記に記載のとおり、介護保険料は原則として特別徴収により徴収されることとなっており、徴収漏れが生じにくい徴収方法となっている。一方、年金が年額 18 万円未満の場合や 65 歳となって以降間もない期間（年金の天引きに対応できない期間）の場合、年度途中で保険料が変更になった場合には普通徴収となり、金融機関等で納付する、又は、口座振替等の方法により納付者自身が納付を行う必要がある。

ここで、年度途中で保険料が変更になった場合には、特別徴収に加えて普通徴収による納付も行う必要があるが、当該変更を納付者が認知していないケースがある。また、特に所得の更正により所得が増額し、結果として保険料が増額した場合、納付者の資力不足により滞納となるケースが存在する。こういったケースにおいても滞納とならないよう、介護保険料納付に関する周知徹底、また、特に資力不足に陥らないよう納付者への啓発対策を講じることが望ましい。

5 国民健康保険料

(1) 概要

① 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	国民健康保険法、奈良市国民健康保険規則（昭和 34 年奈良市規則第 11 号）ほか
所管部局	福祉部
所管課	国保年金課
制度内容	国民皆保険制度の中核として位置づけられる医療保険制度である。

国民健康保険制度は、国民健康保険法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付や健康の保持増進を行うことにより、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする社会保険制度である。

国民健康保険制度は、国民健康保険組合が保険者となる場合を除き、これまで各市町村が保険者となって運営されてきたが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」、「所得水準が低く保険料の負担が重い」、「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題に対処するため、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 31 号）により国民健康保険法が一部改正され、平成 30 年度からは、都道府県が国民健康保険制度の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等において中心的な役割を担うこととなった。また市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなった。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要
(平成27年5月27日成立)

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。

1. 国民健康保険の安定化

- 国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化 (27年度から約1700億円、29年度以降は毎年約3400億円)
- 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

2. 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

- 被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面総報酬割を実施
(現行:1/3総報酬割→27年度:1/2総報酬割→28年度:2/3総報酬割→29年度:全面総報酬割)

3. 負担の公平化等

- ①入院時の食事代について、在宅療養との公平等の観点から、調理費が含まれるよう段階的に引上げ
(現行:1食260円→28年度:1食360円→30年度:1食460円。低所得者、難病・小児慢性特定疾病患者の負担は引き上げない)
- ②特定機能病院等は、医療機関の機能分担のため、必要に応じて患者に病状に応じた適切な医療機関を紹介する等の措置を講ずることとする(紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入)
- ③健康保険の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限額を引き上げ (121万円から139万円に)

4. その他

- ①協会けんぽの国庫補助率を「当分の間16.4%」と定めるとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる
- ②被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直し
(被保険者の所得水準の低い組合に影響が生じないように、調整補助金を増額)
- ③医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進
・都道府県が地域医療構想と整合的な目標(医療費の水準、医療の効率的な提供の推進)を計画の中に設定
・保険者が行う保健事業に、予防・健康づくりに関する被保険者の自助努力への支援を追加
- ④患者申出療養を創設 (患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組み)

【施行期日】 平成30年4月1日(4①は公布の日(平成27年5月29日)、2は公布の日及び平成29年4月1日、3及び4②～④は平成28年4月1日)

(出典：厚生労働省ホームページ)

② 債権(未収金)の内容

名称	国民健康保険料
根拠法令等	国民健康保険法
令和2年度末金額	1,009,216千円
令和2年度末件数	7,069件(世帯数)
債権の法的性質	強制徴収公債権

③ 未収金の額の推移

(単位：千円)

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成28年度	現年度分	8,249,394	7,557,581	—	691,812	91.6%
	滞納繰越分	1,507,188	182,078	615,336	709,772	12.1%
	合計	9,756,582	7,739,660	615,336	1,401,585	79.3%
平成29年度	現年度分	7,901,637	7,378,853	—	522,784	93.4%
	滞納繰越分	1,333,986	181,474	502,868	649,643	13.6%
	合計	9,235,623	7,560,327	502,868	1,172,427	81.9%
平成30年度	現年度分	7,727,227	7,193,239	—	533,988	93.1%
	滞納繰越分	1,179,817	149,767	481,535	548,514	12.7%
	合計	8,907,045	7,343,006	481,535	1,082,502	82.4%

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
令和 元年度	現年度分	7,602,688	7,034,283	—	568,405	92.5%
	滞納繰越分	1,033,492	168,653	413,771	451,067	16.3%
	合計	8,636,180	7,202,936	413,771	1,019,472	83.4%
令和 2年度	現年度分	7,402,659	6,884,519	—	518,140	93.0%
	滞納繰越分	974,636	160,927	322,632	491,076	16.5%
	合計	8,377,296	7,045,447	322,632	1,009,216	84.1%

(出典：市作成資料)

国民健康保険料は全体では平成 28 年度の収納率 79.3%から令和 2 年度の収納率 84.1%と上昇傾向にある。これは後述の収納率向上策によるもののほか、市民の高齢化に伴い、罹患する市民も増加傾向にあり、国民健康保険料納付への意識が高まっているためとも考えられる。

(2) 収納率向上に向けた取組

① 国民健康保険料の収納率向上に向けた取組について

国保年金課においては、次に記載する取組等を実施することで、収納率の向上を図っており、その効果が発揮されているといえる。

・ 口座振替原則化

口座振替率の向上が収納率向上につながるため、奈良市国民健康保険規則を改正し、普通徴収による納付は口座振替を原則とすることとした。また、市民の口座振替登録の利便性向上のため、ペイジー口座振替サービスの拡充、WEB 口座振替受付サービスを導入した。

・ 執行停止の実施

適切な督促、催告、財産調査、差押等、執るべき措置を尽くした上で、無財産等の理由により収納の見込みのない滞納世帯については、適切に執行停止や不納欠損等の徴収停止手続を行った。

・ 滞納処分の実施

負担能力がありながら納付する誠意のない滞納者に対し、差押等の滞納処分を実施した。

・ 資格適正化

社会保険に加入した場合、加入者自身で国民健康保険資格喪失手続を行うよう、案内を徹底している。また、加入者における国民年金喪失者を抽出し、二重加入解消を啓発する通知を発送し、資格喪失につなげている。

・ 訪問

滞納世帯に対して、自宅を訪問し納付勧奨を行う。また、納付書再発行や喪失手続等の受付を行うこととしている。

- ・ 電話による催告の実施

現年度分の未納世帯に対しては、電話により納付勧奨を行う。また、納付書再発行や納付計画を立てて継続的な納付を促している。

- ・ 電子決済の実施

納付に際しては、電子決済を利用することで外出しなくても納付できる環境を整えた。

(3) 未収金に関する調査

① 未収金調査の内容

令和3年3月末時点の債権明細を管理しているシステムの内訳を閲覧し、調定金額が比較的大きい債権及び調定日が比較的古い債権を合わせて15件抽出し、債権管理の内容を閲覧して適切に徴収業務が実施されているかを確認した。また、令和2年度に不納欠損処理を行った債権のうち、金額の大きな債権を中心に10件抽出し、不納欠損に関する事務手続が市の定める業務フローにしたがって、適切になされているかどうかを確認した。

② 結果及び意見

【結果2】

自主的な一部納付中の債権があっても、残債権について不納欠損処理を行っている債権があるが、債務承認を要請する等により残債権についても回収の努力を続けるべきである。

国民健康保険料は、6月から翌年3月まで年間を10期に分けての納付となっている。滞納債権のうち自主的な一部納付が行われている場合、法的に支払われた期に対してのみ債務承認され、他の期については債務承認の効果は及ばず、結果として不納欠損処理となっている債権が散見された。

しかし、自主的な一部納付を行っている債務者は、それぞれの諸事情があるなか、国民健康保険料の滞納債権の弁済の意思を有する債務者である。国民健康保険制度が加入者からの保険料納付によって運営されていることに鑑みると、このような納付の意思がある債務者に対する債権については、その納付の意思を慎重に判断する等した上で必要に応じて債務承認を行う等により、納付の意思があるにもかかわらず不納欠損するようなことがないように、より多くの金額が回収できるよう努力を務めるべきである。

【結果 3】

会計年度末における債権システム残高と貸借対照表計上額が照合できていない。適切な財務諸表を作成するためにも、会計年度末におけるシステム残高を適切に照合するべきである。

国保年金課では、国民健康保険料の徴収業務においてシステムを導入しているが、市の財務諸表作成に際して、システム上の債権残高と未収金の貸借対照表計上額との照合が実施されていなかった。

未収金残高は、原課における債権管理の結果として財務諸表に計上されるものである。決算計上額と一致する残高について明細資料を作成することで、年度を通じた業務処理の適切性を検証するとともに、財務諸表残高の適正性を疎明することが可能となる。したがって、決算時における未収金残高はシステム上の残高と照合する必要がある。

【意見 3】

国民健康保険税方式の導入を検討することが望ましい。

国民健康保険法第 76 条第 1 項に「市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主から保険料を徴収しなければならない」旨が規定されており、国民健康保険料と国民健康保険税のどちらの方式にするかについては、市町村の裁量とされている。

市においては、システムの改修や国民健康保険料の滞納期間に応じた給付水準との平衡を図る観点から、変更はメリットに比べ負担が大きくなること、また、多くの中核市で国民健康保険料方式を採用していることを考慮して国民健康保険料方式を採用しているとのことである。

しかしながら、国民健康保険料と国民健康保険税とでは次の点で相違が見られる。

	消滅時効期間	滞納処分競合時の優先順位	遡及賦課
国民健康保険料	2 年（国民健康保険法第 110 条）	地方税の後順位（地方税法第 14 条）	最大 2 年（国民健康保険法第 110 条の 2）
国民健康保険税	5 年（地方税法第 18 条）	地方税と同順位	最大 3 年（地方税法第 17 条の 5 第 3 項）

上記のように、特に滞納となった債権の回収の観点からは国民健康保険税制度の方が有利になるケースが多い。また、加入者の負担感を考慮した場合、保険料方式よりも保険税方式の方が、より納付に対する意識が高まるものと考えられる。したがって、加入者からの保険料によって運営されている国民健康保険制度運営をより安定的なものとするために、国民健康保険税制度の導入を検討することが望ましい。

6 後期高齢者医療保険料

(1) 概要

① 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年奈良県条例第 30 号）ほか
所管部局	福祉部
所管課	福祉医療課
制度内容	75 歳以上の人、あるいは、一定の障がいのある 65 歳以上 75 歳未満の人が申請により広域連合の認定を受けた場合に医療サービスの提供を受けることができる。

昭和 58 年に設けられた老人保健制度は、わが国の国民皆保険制度下において、医療保険制度の安定性の確保に一定の役割を果たしてきた。しかし、老人保健制度は、独立した医療保険制度ではなく、制度の運営に要する費用は、患者負担を除き公費及び医療保険事業の運営のために保険料を徴収する団体である医療保険者からの拠出金で賄われ、高齢者と現役世代の保険料が一括して医療保険者の収入とされていた。そのため、高齢者と現役世代の負担の関係が不明確であること、また、医療の給付主体が区市町村であるのに対し、実質的な保険料の決定と徴収主体は医療保険者と異なっており、制度運営についての責任主体が不明確であるなどの問題が指摘されていた。

この老人保健制度の問題点を解消し、国民皆保険制度を堅持しつつ将来にわたり持続可能な保険制度とするため、さらには、医療費適正化の総合的な推進のため、少子高齢社会にふさわしい新たな独立した医療制度として、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき後期高齢者医療制度が創設され、平成 20 年から制度が開始された。この後期高齢者医療制度の対象となるのは 75 歳以上の後期高齢者及び一定の障がいのある 65 歳以上 75 歳未満の者である。すなわち、75 歳の誕生日以降又は一定の障がいのある 65 歳以上 75 歳未満の者が奈良県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日から、後期高齢者医療制度の対象となり、それまで加入していた国民健康保険、国民健康保険組合、健康保険組合、共済組合等から後期高齢者医療制度に移ることとなる。

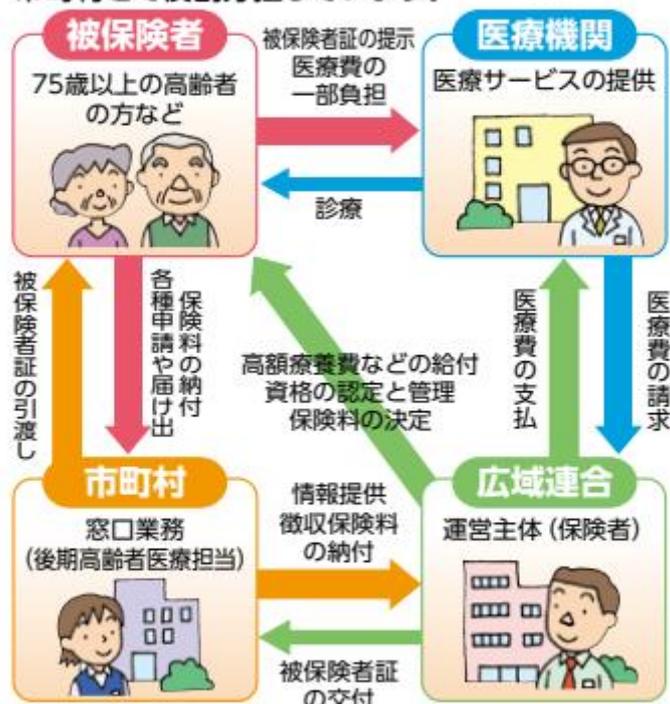
後期高齢者医療制度では、都道府県ごとに全ての市町村が加入する広域連合（奈良県の場合は奈良県後期高齢者医療広域連合）が運営主体となり、広域連合が、被保険者の資格管理、医療給付、保険料賦課、被保険証の交付、保険事業の実施等の事務を行い、保険料の徴収及び被保険者が提供を受ける

サービスに関する事務（申請・届出の受付、被保険者証の引き渡し等の窓口業務等）については各市町村が実施することとなる。

制度のしくみと財政運営

制度のしくみ

制度の運営は、奈良県内すべての市町村が加入する「奈良県後期高齢者医療広域連合」と、市町村とで役割分担しています。



財政運営

後期高齢者医療制度では、被保険者全員が保険料を納めます。みなさんで納めた保険料が大切な財源となっています。みなさんが病院などにかかったときの医療費は、窓口で支払う自己負担額と、保険から給付される医療給付費で構成されています。この医療給付費のうち、約1割が保険料でまかなわれています。



（出典：奈良県後期高齢者医療広域連合ホームページ）

後期高齢者医療保険料の徴収は、特別徴収（年金からの天引き）が原則となっている。ただし、年金が年額18万円未満の場合や75歳となって以降もない期間（年金の天引きに対応できない期間）の場合、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料を合算して年金額の半分を超える場合、年度途中で保険料が変更になった場合等においては普通徴収（納付書又は口座振替）によることとなっている。なお、普通徴収への切替を申し出し、市町村が認

めた場合にも普通徴収によることとなるが、この場合は、口座振替による納付となる。

② 債権（未収金）の内容

名称	後期高齢者医療保険料
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律
令和2年度末金額	27,217千円
令和2年度末件数	2,549件（未収金に係る債権数）
債権の法的性質	強制徴収公債権

③ 未収金の額の推移

（単位：千円）

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-B-C	収納率 B÷A
平成 28年度	現年度分	4,122,729	4,097,249	—	25,480	99.4%
	滞納繰越分	62,296	29,512	4,296	28,487	47.4%
	合計	4,185,026	4,126,762	4,296	53,968	98.6%
平成 29年度	現年度分	4,628,517	4,604,553	—	23,963	99.5%
	滞納繰越分	57,144	22,439	5,838	28,866	39.3%
	合計	4,685,661	4,626,993	5,838	52,829	98.7%
平成 30年度	現年度分	4,899,162	4,879,393	—	19,768	99.6%
	滞納繰越分	57,547	20,922	6,888	29,736	36.4%
	合計	4,956,709	4,900,316	6,888	49,505	98.9%
令和 元年度	現年度分	5,080,168	5,060,272	—	19,896	99.6%
	滞納繰越分	54,304	22,596	15,923	15,784	41.6%
	合計	5,134,473	5,082,869	15,923	35,680	99.0%
令和 2年度	現年度分	5,518,861	5,503,241	—	15,619	99.7%
	滞納繰越分	40,874	21,482	7,793	11,598	52.6%
	合計	5,559,735	5,524,724	7,793	27,217	99.4%

（出典：市作成資料）

ここ数年、現年度分の収納率は99%超で推移している。これは後期高齢者医療保険料は原則として、特別徴収であることが一つの要因であると考えられる。すなわち国民健康保険料とは異なり、徴収が年金からの天引きとされているため徴収漏れが生じにくい徴収方法となっている。また、被保険者が直接医療サービスの提供を受けることが多く、保険料納付に対する意識が高い年齢層となることも影響しているものと思われる。なお、年々調定額、収入済額の水準が増加しているが、住民の高齢化の進行によるものである。

(2) 未収金に関する調査

① 未収金調査の内容

福祉医療課の職員に対して、以下の観点から、債権の概要、調定から収入までの業務の概要、滞納が発生した場合の督促等の状況、不納欠損の状況、システムから出力された債権明細の通査を実施した。

- ・ 債権の収納期日までに適切な方法で収納事務が実施されているか。
- ・ 債権が網羅的に認識され、計上、取立が行われているか。
- ・ 不納欠損処理等は適切に行われているか。
- ・ 債権管理システムを活用するなど効率的に財務事務が実施されているか。
- ・ 債権の収納率を高めるための施策を実施しているか。

② 結果及び意見

【意見 4】

年度途中で保険料が変更になった場合において、滞納する債権が見受けられる。特に保険料の増額となる事由が発生した場合においては、被保険者に対して後期高齢者医療保険料納付の周知徹底を図ることが望ましい。

上記に記載のとおり、後期高齢者医療保険料は原則として特別徴収により徴収されることとなっており、徴収漏れが生じにくい徴収方法となっている。一方、年金が年額 18 万円未満の場合や 75 歳となって以降間もない期間（年金の天引きに対応できない期間）の場合、年度途中で保険料が変更になった場合には普通徴収となり、金融機関等で納付する、又は口座振替等の方法により納付者自身が納付を行う必要がある。

ここで、国民健康保険料は特別徴収による納付をしていて、後期高齢者に移行してから手続きをしておらず、納付したつもりになっていて滞納していたというケースがある。また、年度途中で保険料が変更になった場合には、特別徴収に加え普通徴収による納付も必要となるが、当該変更を納付者が認知していないケースがある。特に所得の更正により所得が増額し、結果として保険料が増額になるケースにおいては、資力不足により滞納となるケースが存在する。こういったケースにおいても滞納とならないよう、後期高齢者医療保険料納付に関する周知徹底、また、特に資力不足に陥らないような納付者への啓発対策を講じることが望ましい。

7 公立保育所措置費自己負担金、私立保育所措置費自己負担金及び認定こども園利用者負担金

(1) 概要

① 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	—
所管部局	子ども未来部
所管課	保育所・幼稚園課
制度内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所措置費自己負担金 ・私立保育所措置費自己負担金 ・認定こども園利用者負担金 <p>市立保育所、私立保育所、市立認定こども園へ入所された場合において、退所するまでの期間、出欠の有無にかかわらず納める利用者負担金。</p>

② 債権（未収金）の内容

名称	公立保育所措置費自己負担金
根拠法令等	地方自治法第 225 条 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成 27 年奈良市条例第 8 号）第 4 条第 1 項
令和 2 年度末金額	12,811 千円
令和 2 年度末件数	989 件（未収金に係る債権数）
債権の法的性質	強制徴収公債権

名称	私立保育所措置費自己負担金
根拠法令等	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 6 条 4 項 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例第 4 条第 2 項
令和 2 年度末金額	25,291 千円
令和 2 年度末件数	1,639 件（未収金に係る債権数）
債権の法的性質	強制徴収公債権

名称	認定こども園利用者負担金
根拠法令等	地方自治法第 225 条 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例第 4 条第 1 項
令和 2 年度末金額	4,051 千円
令和 2 年度末件数	356 件
債権の法的性質	強制徴収公債権

当該各未収金の債務者は、児童手当も合わせて支給されているケースが多いため、未収金の回収方法の一つとしてその児童手当からあらかじめ未収金を徴収している。また催告のタイミングも、児童手当の支給月に合わせて行うことで、収納率の向上を図っている。

③ 未収金の額の推移

【公立保育所措置費自己負担金】

(単位：千円)

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成 28 年度	現年度分	357,084	351,637	0	5,447	98.5%
	滞納繰越分	23,061	3,200	1,336	18,523	13.9%
	合計	380,145	354,837	1,336	23,971	93.3%
平成 29 年度	現年度分	345,887	342,603	0	3,283	99.1%
	滞納繰越分	23,971	3,271	603	23,380	93.5%
	合計	369,858	345,874	603	23,380	93.5%
平成 30 年度	現年度分	306,727	303,975	0	2,751	99.1%
	滞納繰越分	23,380	4,119	1,847	17,412	17.6%
	合計	330,107	308,095	1,847	20,164	93.3%
令和 元年度	現年度分	180,232	178,644	0	1,588	99.1%
	滞納繰越分	20,164	1,425	3,353	15,385	7.1%
	合計	200,396	180,069	3,353	16,973	89.9%
令和 2 年度	現年度分	83,075	82,765	0	310	99.6%
	滞納繰越分	16,821	1,720	2,600	12,501	10.2%
	合計	99,897	84,485	2,600	12,811	84.6%

(出典：市提供資料)

【私立保育所措置費自己負担金】

(単位：千円)

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成 28年度	現年度分	754,011	748,104	0	5,906	99.2%
	滞納繰越分	29,381	4,578	1,989	22,813	15.6%
	合計	783,392	752,682	1,989	28,719	96.1%
平成 29年度	現年度分	593,810	587,902	0	5,907	99.0%
	滞納繰越分	28,719	4,723	1,539	22,456	16.4%
	合計	622,530	592,626	1,539	28,364	95.2%
平成 30年度	現年度分	611,837	605,464	0	6,372	99.0%
	滞納繰越分	28,364	4,181	2,324	21,859	14.7%
	合計	640,201	609,645	2,324	28,231	95.2%
令和 元年度	現年度分	483,053	479,542	0	3,511	99.3%
	滞納繰越分	28,231	1,567	2,553	24,110	5.6%
	合計	511,285	481,110	2,553	27,621	94.1%
令和 2年度	現年度分	336,319	335,154	0	1,165	99.7%
	滞納繰越分	27,407	2,339	942	24,126	8.5%
	合計	363,727	337,493	942	25,291	92.8%

(出典：市提供資料)

【認定こども園利用者負担金】

(単位：千円)

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成 28年度	現年度分	102,473	102,081	0	392	99.6%
	滞納繰越分	342	180	0	162	52.5%
	合計	102,816	102,261	0	555	99.5%
平成 29年度	現年度分	160,247	158,564	0	1,682	99.0%
	滞納繰越分	555	320	0	234	57.7%
	合計	160,802	158,885	0	1,917	98.8%
平成 30年度	現年度分	238,379	236,534	0	1,845	99.2%
	滞納繰越分	1,917	802	0	1,114	41.9%
	合計	240,297	237,336	0	2,960	98.8%
令和 元年度	現年度分	204,530	202,284	0	2,246	98.9%
	滞納繰越分	2,960	339	0	2,621	11.5%
	合計	207,491	202,623	0	4,867	97.7%
令和 2年度	現年度分	77,896	77,369	0	527	99.3%
	滞納繰越分	4,680	1,105	50	3,524	23.6%
	合計	82,576	78,474	50	4,051	95.0%

(出典：市提供資料)

「公立保育所措置費自己負担金」、「私立保育所措置費自己負担金」について、平成 31 年 4 月から令和 2 年 1 月まで、滞納債権に係る催告等を実施できておらず、当該期間における滞納繰越分の収納率が低下している。催告等が実施できなかった要因は、平成 30 年度末に行った新システムへの移行時に債権データが正常に移行されなかったこと、令和元年 10 月に開始された幼児教育・保育の無償化対応による業務多忙のために正常に移行されなかった債権データの修正が遅れ、債務者に対する債権金額を正確に算出できなかったことに起因する。

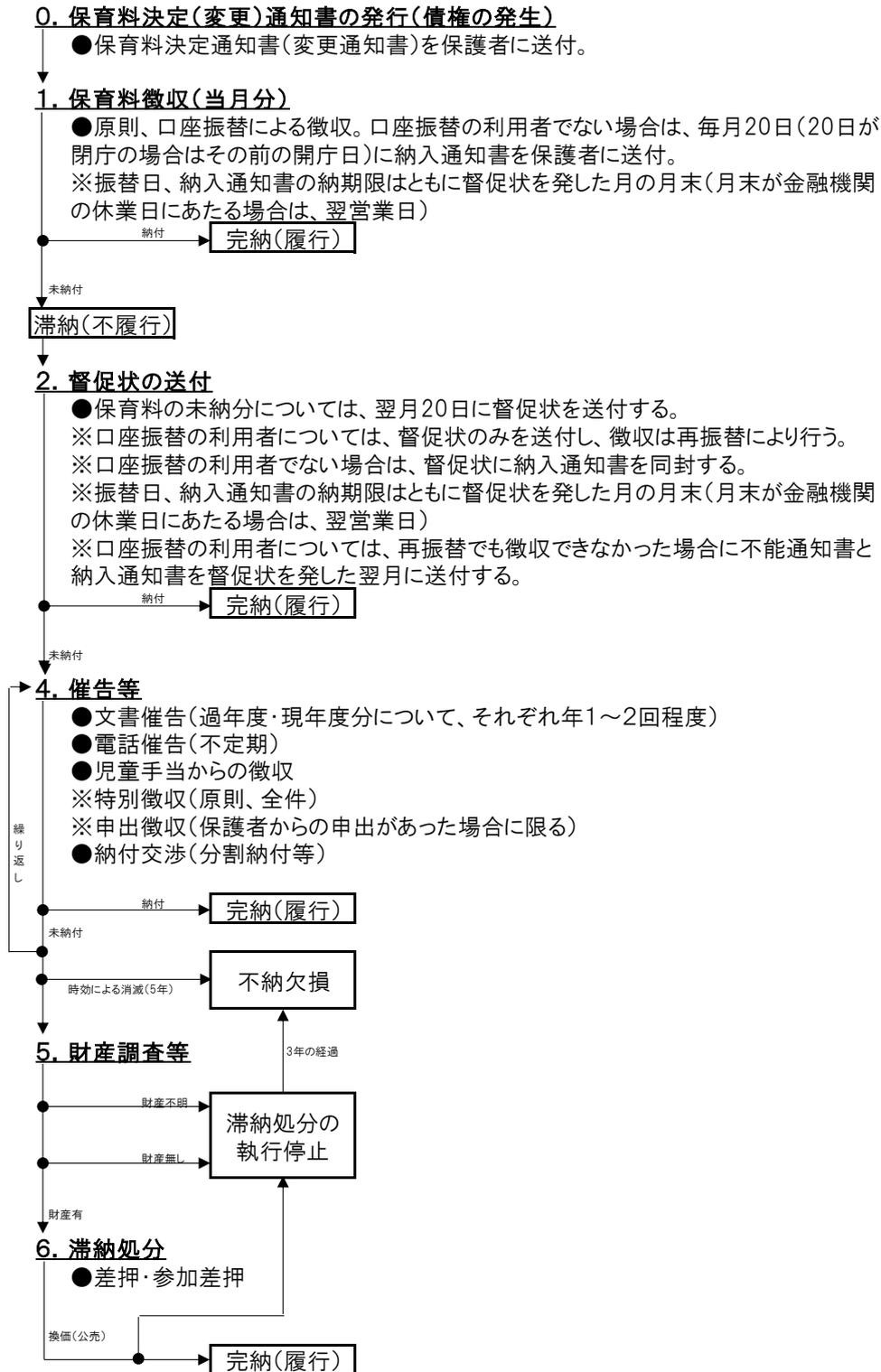
なお、「認定こども園利用者負担金」に関しては、平成 27 年 4 月から認定こども園が制度化されたため、令和元年度までは時効は到来せず、不納欠損が発生していない。

(2) 未収金の回収業務

① 未収金の回収業務

(ア) 未収金の回収業務の概要

《保育料徴収業務フロー図》



(出典：市提供資料)

(イ) 結果及び意見

【結果 4】

強制徴収公債権にもかかわらず、強制的な債権回収の手續を実施することなく、時効到来をもって不納欠損処理している。強制的な債権回収の手續を実施すべきである。

本負担金は強制徴収公債権であるが、滞納債権に関する強制的な債権回収の手續（財産調査、滞納処分等）を実施することなく、時効到来をもって不納欠損処理している。少しでも徴収率を向上させるべく、強制的な債権回収を実施すべきである。

また強制的な債権回収の実務が適切に行えるよう、所管課内で詳細な手順を明文化させたマニュアルを整備するとともに、債権回収のノウハウを蓄積させる必要がある。

② 債権管理システムの変更

(ア) システム移行の概要

保育所・幼稚園課では、平成 30 年度に債権管理システムを更新し、旧システムから新システムに債権データを移行した。

しかし、一部の債権データについて、旧システムでの登録パターンが特殊である等の理由でデータ移行が正常に行われなかった。この結果、平成 30 年度末の債権データを適切に繰越処理できず、年度末の債権データ額と繰越処理した債権データ額が不一致となる事態が発生し、催告等の事務が停滞することとなった。進行期においては、表計算ソフトを用いて債権データの突合を行い、債権データの不一致を解消した。また、催告も新システムを用いて実施している。

(イ) 結果及び意見

【結果 5】

システム移行処理に不具合があった結果、催告等の適切な手續が行えず、収納率の低下を招いた。システム移行は慎重に対応すべきである。

債権管理システムに関して、旧システムから新システムへ移行する際、特殊な登録パターンの債権データ等が適切に移行処理できなかったが、新システム稼働後に解決することとし、新システムを稼働させた。しかし、新システム稼働後に課題の解決が進まず、その結果、催告等の適切な手續が実施できなくなり、収納率の低下を招く事態となった。システム移行の際は、どのような課題があるのか早期に洗い出すとともに、課題が発見された場合は、移行により業務が滞らないように、稼働を遅らせるなどの対応も視野に入れつつ、慎重に対応する必要がある。

8 市営住宅に関する未収金

(1) 概要

① 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	—
所管部局	都市整備部
所管課	住宅課
制度内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅使用料 ・ 市営住宅等の水道料金 ・ 家賃相当損害金 公営住宅等に係る使用料、水道使用料、退去者の滞納家賃等の未収金

② 債権（未収金）の内容

名称	住宅使用料
根拠法令等	公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）、公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号） 住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号） 奈良市営住宅条例（昭和 61 年奈良市条例第 14 号）、奈良市営住宅条例施行規則（昭和 61 年奈良市規則第 14 号） 奈良市改良住宅条例（昭和 47 年奈良市条例第 46 号）、奈良市改良住宅条例施行規則（昭和 47 年奈良市規則第 64 号） 奈良市コミュニティ住宅条例（平成 4 年奈良市条例第 15 号）
令和 2 年度末金額	355,708 千円
令和 2 年度末件数	294 件（世帯数）
債権の法的性質	私債権

名称	市営住宅等の水道料金
根拠法令等	奈良市営住宅条例、奈良市営住宅条例施行規則 奈良市改良住宅条例、奈良市改良住宅条例施行規則 奈良市コミュニティ住宅条例 奈良市下水道条例（昭和 51 年奈良市条例第 16 号）
令和 2 年度末金額	17,952 千円
令和 2 年度末件数	205 件（世帯数）
債権の法的性質	私債権

名称	家賃相当損害金
根拠法令等	公営住宅法、公営住宅法施行令 住宅地区改良法 奈良市営住宅条例、奈良市営住宅条例施行規則 奈良市改良住宅条例、奈良市改良住宅条例施行規則 奈良市コミュニティ住宅条例
令和 2 年度末金額	72,485 千円
令和 2 年度末件数	194 件（未収金に係る債権数）
債権の法的性質	私債権

③ 未収金の内容

公営住宅等は、公営住宅法に基づき、地方公共団体が、建設、買取り又は借上げを行い、低所得者に賃貸し、又は、転貸するための住宅及びその付帯施設で、公営住宅法の規定による国の補助に係るものである（公営住宅法第 2 条 1 項第 2 号）。また、改良住宅、コミュニティ住宅は、老朽住宅の解消、住環境の整備等を目的として市が建設した住宅である。

市が管理している住宅等には、公営住宅、改良住宅、コミュニティ住宅、店舗があり、その管理戸数、入居戸数等の内訳は次の表のとおりである。

下表の住宅等に係る使用料、水道使用料、退去者の住宅使用許可取消し後明渡しまでの賃料相当額の未収金が、それぞれ住宅使用料、市営住宅等の水道料金、家賃相当損害金として計上されている。市では、これらを私債権として扱っている。これは、最高裁判所による昭和 59 年 12 月 13 日の判決で、「公営住宅の使用関係については、法及び条例に特別の定めがない限り、原

則として一般法である民法及び借家法の適用があり」と示されていることを根拠としている。

資料1

市営住宅等空家戸数

R3.4.1

区分	団地名		管理戸数	入居戸数		空戸数			入居率
			x	y	(左のうち 入居決定 取消者) z	募集 対象	政策	計	(y-z)/x
公 営 住 宅 (20)	第2号市営住宅	(東之阪)	166	143		23	—	23	86%
	第3号市営住宅	(東垣内)	18	4		—	14	14	22%
	第3号市営住宅	(桜町)	32	32		0	—	0	100%
	第4号市営住宅	(般若寺)	96	87		9	—	9	90%
	第5号市営住宅	(大安寺)	60	59		1	—	1	98%
	第6号市営住宅	(法華寺)	14	5		—	9	9	35%
	第7号市営住宅	(三碓)	17	13		—	4	4	76%
	第9号市営住宅	(紀寺)	96	88	1	8	—	8	90%
	第10号市営住宅	(古市)	214	121	2	38	55	93	55%
	第10号市営住宅	(出屋敷)	12	4		—	8	8	33%
	第11号市営住宅	(吉)	98	68		14	16	30	69%
	第12号市営住宅	(横井)	108	63		16	29	45	58%
	第13号市営住宅	(八条)	30	21		1	8	9	70%
	第14号市営住宅	(南紀寺)	35	29		6	—	6	82%
	第18号市営住宅	(五条山)	166	129		37	—	37	77%
	第19号市営住宅	(梅園)	26	16	1	1	9	10	57%
	第20号市営住宅	(松陽台)	170	144		26	—	26	84%
	第21号市営住宅	(西之阪)	60	58		2	—	2	96%
	第22号市営住宅	(第二並松)	36	8		—	28	28	22%
	第23号市営住宅	(第二針)	40	7		—	33	33	17%
	公営住宅計		1,494	1,099	4	182	213	395	73%
改 良 住 宅 (6)	西之阪地区改良住宅		200	81	1	—	119	119	40%
	横井地区改良住宅		141	103	1	38	—	38	73%
	横井地区店舗付改良住宅		10	7		3	—	3	70%
	横井小集落地区改良住宅		80	51		29	—	29	63%
	古市小集落地区改良住宅		146	92		54	—	54	63%
	畑中小規模地区改良住宅		30	30		0	—	0	100%
	改良住宅計		607	364	2	124	119	243	59%
コ ミ ニ テ ィ 住 宅 (2)	第1号コミュニティ住宅	(JR奈良駅前)	180	166		14	—	14	92%
	第2号コミュニティ住宅	(梅園)	40	27		13	—	13	67%
	コミュニティ住宅		220	193		27	0	27	87%
住 宅 合 計			2,321	1,656	6	333	332	665	71%
店 舗	西之阪		25	13					12
	横井		1	1					0
	合 計		26	14					12

(出典：市提供資料)

④ 未収金の額の推移

【住宅使用料】

(単位：千円)

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成 28年度	現年度分	349,567	346,209	-	3,357	99.0%
	滞納繰越分	498,168	20,574	-	477,593	4.1%
	合計	847,735	366,783	-	480,951	43.3%
平成 29年度	現年度分	365,994	363,149	-	2,844	99.2%
	滞納繰越分	480,951	14,085	2,993	463,873	2.9%
	合計	846,946	377,235	2,993	466,717	44.5%
平成 30年度	現年度分	365,375	362,180	-	3,195	99.1%
	滞納繰越分	460,161	15,408	54,152	390,599	3.3%
	合計	825,536	377,588	54,152	393,794	45.7%
令和 元年度	現年度分	366,489	363,853	-	2,635	99.3%
	滞納繰越分	392,522	11,205	11,506	369,810	2.9%
	合計	759,011	375,059	11,506	372,446	49.4%
令和 2年度	現年度分	366,847	363,705	-	3,142	99.1%
	滞納繰越分	372,306	15,929	3,810	352,566	4.3%
	合計	739,154	379,635	3,810	355,708	51.4%

(出典：市提供資料)

現年度分の調定額に対する収納率は99%を超える高い水準であるが、滞納繰越分の債権については5%未満にとどまる。令和2年11月から、退去者の滞納している住宅使用料分についてのみ、外部の弁護士法人へ回収業務の委託を開始したため、令和2年度は滞納繰越分の収納率がわずかに向上した。弁護士法人からの催告状等の送付は、債務者・連帯保証人に対して支払を促す心理的効果が大きく、今後、さらなる滞納繰越分の収納率向上が見込まれている。

【市営住宅等の水道料金】

(単位：千円)

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成 28年度	現年度分	28,018	27,754	-	263	99.1%
	滞納繰越分	20,340	988	-	19,352	4.9%
	合計	48,358	28,742	-	19,615	59.4%
平成 29年度	現年度分	27,839	27,547	-	292	98.9%
	滞納繰越分	19,615	581	-	19,034	3.0%
	合計	47,455	28,129	-	19,326	59.3%

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成 30年度	現年度分	22,887	22,663	-	224	99.0%
	滞納繰越分	19,326	506	-	18,819	2.6%
	合計	42,214	23,169	-	19,044	54.9%
令和 元年度	現年度分	22,629	22,506	-	122	99.5%
	滞納繰越分	19,044	392	-	18,651	2.1%
	合計	41,674	22,899	-	18,774	54.9%
令和 2年度	現年度分	23,284	23,220	-	63	99.7%
	滞納繰越分	18,774	884	-	17,889	4.7%
	合計	42,058	24,105	-	17,952	57.3%

(出典：市提供資料)

現年度分の調定額に対する収納率は100%に近い水準を確保しているが、過年度発生分の債権については2%から5%未満の収納率にとどまる。水道料金を滞納した場合、4か月以上の滞納で給水停止措置となり、滞納料金全額納付が行われるまで給水が再開されないため、比較的早期に全額回収されるケースが多い。

【家賃相当損害金】

(単位：千円)

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成 28年度	現年度分	10,918	7,045	-	3,873	64.5%
	滞納繰越分	54,790	60	-	54,729	0.1%
	合計	65,709	7,106	-	58,602	10.8%
平成 29年度	現年度分	2,362	1,085	-	1,277	45.9%
	滞納繰越分	58,607	109	-	58,498	0.2%
	合計	60,970	1,194	-	59,776	2.0%
平成 30年度	現年度分	3,217	145	-	3,071	4.5%
	滞納繰越分	59,776	120	-	59,656	0.2%
	合計	62,993	265	-	62,728	0.4%
令和 元年度	現年度分	5,903	76	-	5,826	1.3%
	滞納繰越分	62,728	20	-	62,708	0.0%
	合計	68,631	96	-	68,534	0.1%
令和 2年度	現年度分	4,594	643	-	3,951	14.0%
	滞納繰越分	68,534	0	-	68,534	-%
	合計	73,129	643	-	72,485	0.9%

(出典：市提供資料)

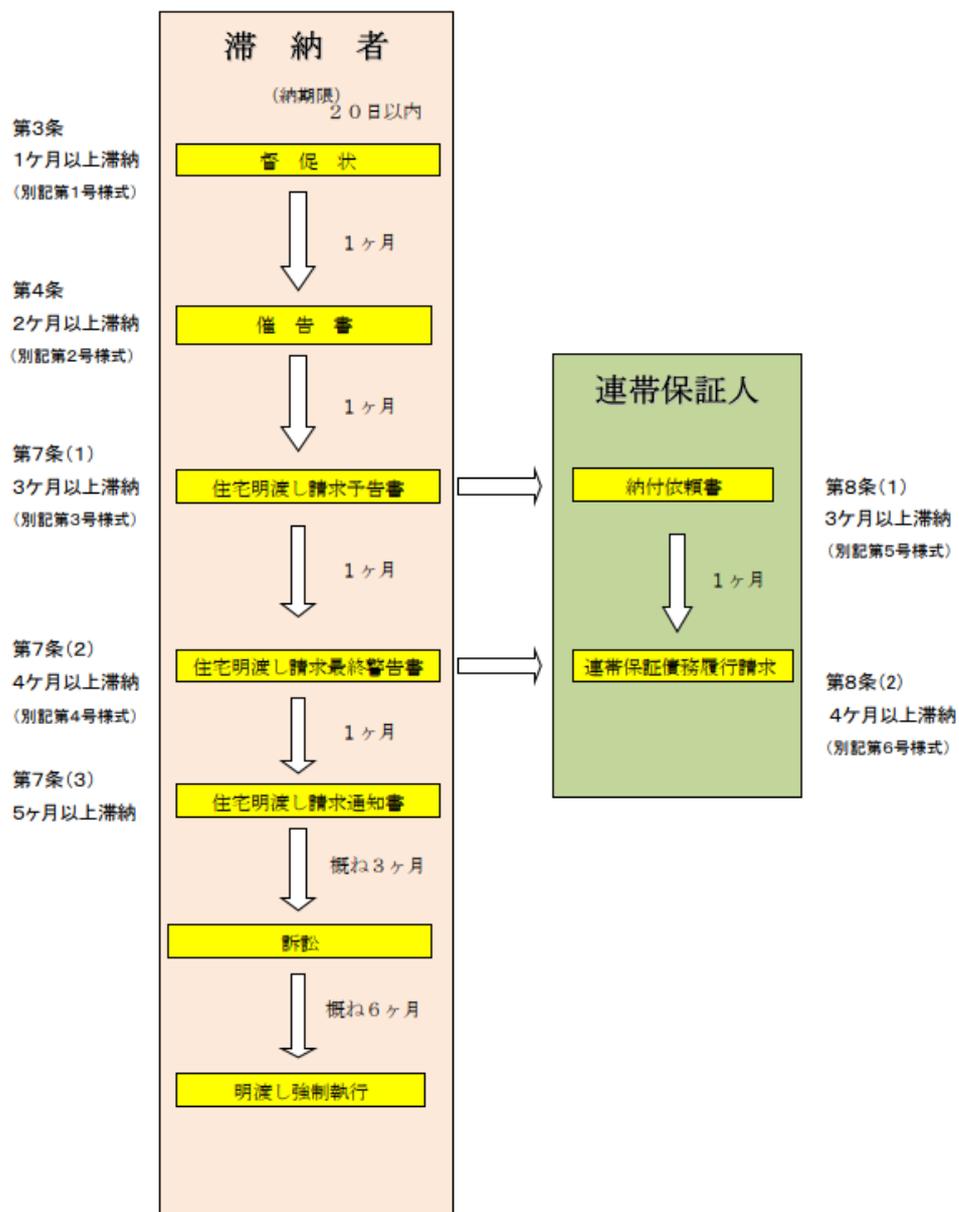
家賃相当損害金は、平成 23 年度から計上され、現時点で時効到来分はない。一方、住宅使用料は時効到来分は約 3 億 4 千万円、時効未到来分は約 900 万円である。滞納債権を回収した際、納期限が早期に到来する住宅使用料から充当している。また、家賃相当損害金については、私人に徴収及び収納を委託することができる歳入について列挙した地方自治法施行令第 158 条第 1 項各号に規定されていないため、外部委託できない債権であり、回収業務の費用対効果を考えると、別途、家賃相当損害金だけ市で督促業務を行うのは負担が大きく、効果も乏しいため、家賃相当損害金については督促業務を行っていない。

(2) 未収金の回収業務

① 未収金の回収業務の概要

未収金の回収業務・不納欠損処理は次のとおりである。住宅使用料、市営住宅等の水道料金、家賃相当損害金の徴収事務について、冊子形式のマニュアルはない。

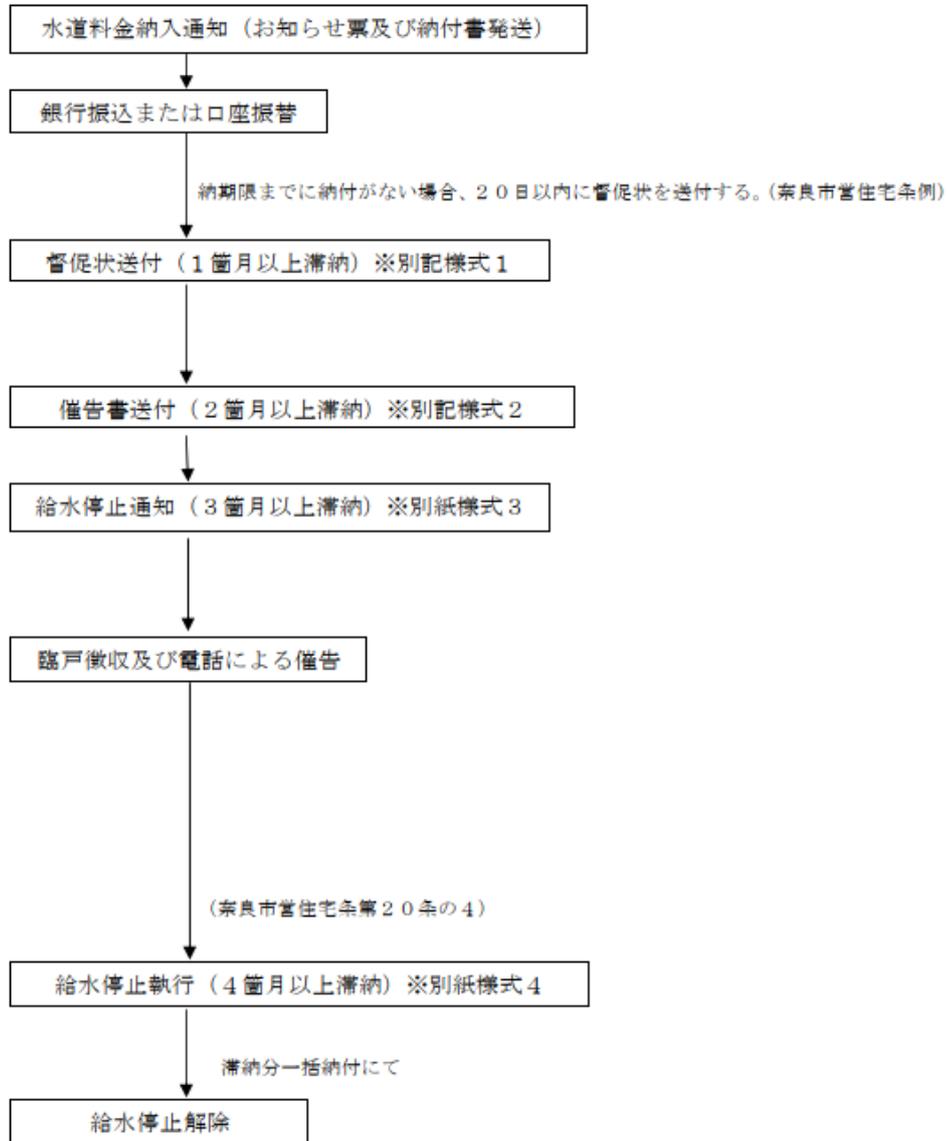
奈良市営住宅家賃滞納処理要領フロー図



(出典：市提供資料)

○滞納者への督促等

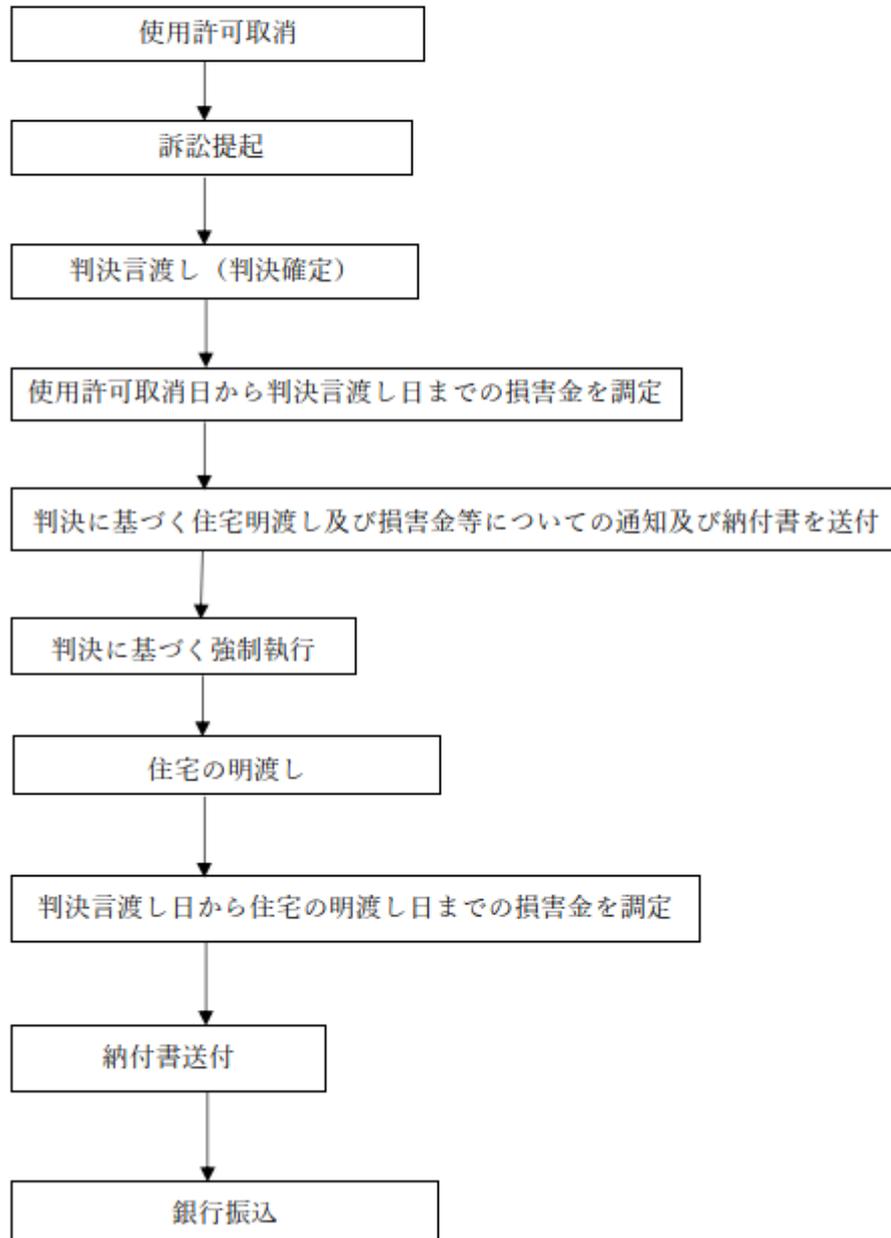
「水道料金滞納者に関する処理の取り扱いマニュアル」



(出典：市提供資料)

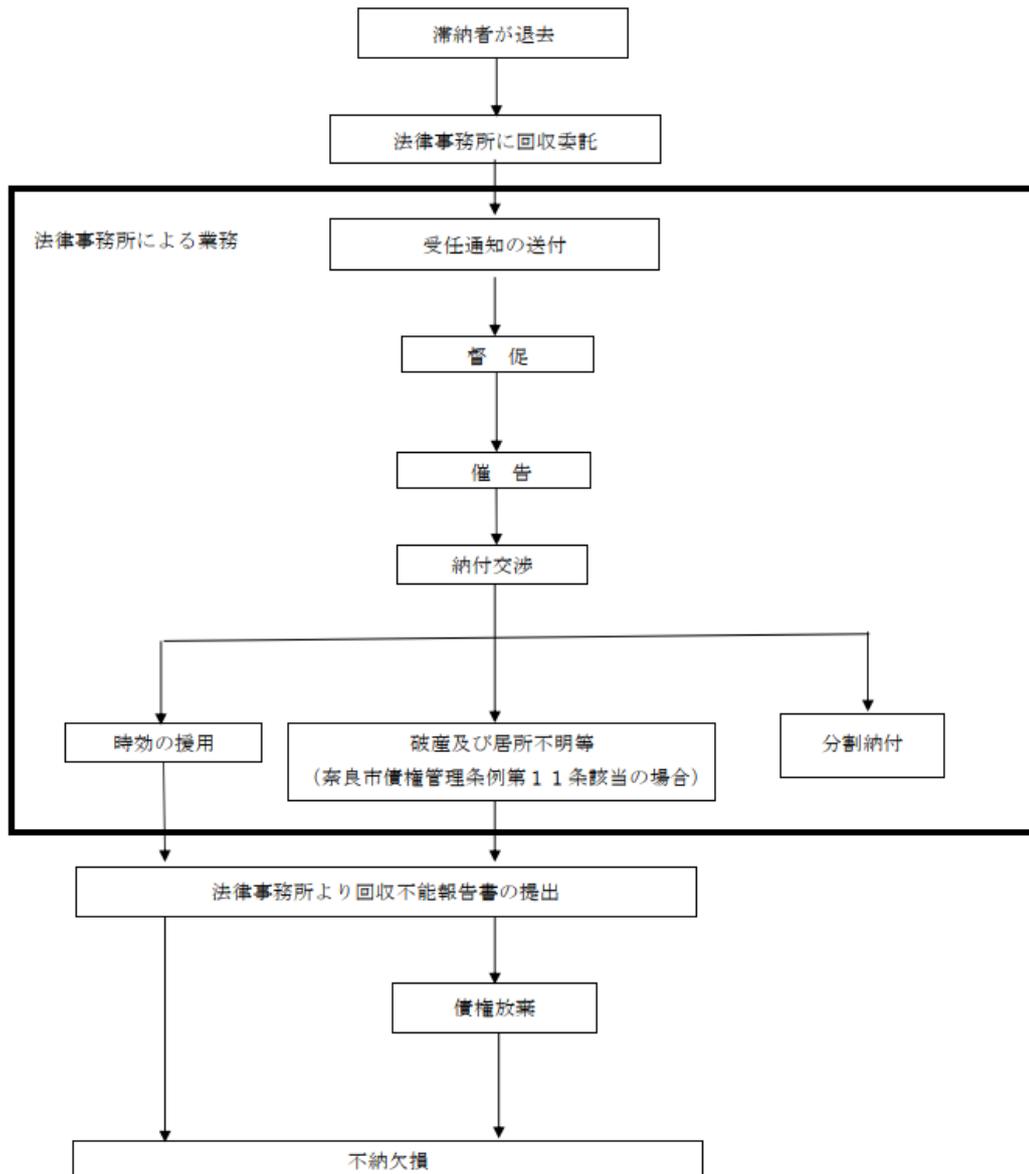
債権管理マニュアル フロー図（家賃相当損害金）

○調定から収納まで



（出典：市提供資料）

○ 不納欠損までの業務のフロー図



(出典：市提供資料)

② 結果及び意見

【意見 5】

住宅使用料、市営住宅等の水道料金、家賃相当損害金の徴収事務の**手続や運用方法**について、明文化されたマニュアルを作成することが望ましい。

未収金の回収業務について、市独自に業務フローを作成して管理している。業務フローは一般的な流れを時系列で示したもので分かりやすく、運営上、大きな問題は生じていない。しかし、業務フローのみだけでは市が行う業務の説明書類としては簡素であり、個々の職員が作成した業務メモはあるものの、市によって作成されたものではないため、公式に明文化されたマニユア

ルの作成が望まれる。イレギュラーな対応が必要となる事例や特殊な案件が発生した際の対応は、法令・条例を基に住宅課の職員の判断に委ねられているが、市としての知識・ノウハウの蓄積につながりにくいと考える。イレギュラーな対応が必要となる事例や、特殊な案件が発生した際に、職員が迅速に対応方針を導出できるよう、マニュアル策定にあたっての背景・考え方等の記述もあれば、より有用である。留意点・補足事項等も併記した明文化されたマニュアルを作成することが望まれる。

(3) 未収金に関する調査

① 未収金に関する調査の概要

滞納未収金の納付督促について、処理要領・マニュアルに沿った適時・適切な対応を行っているか否か、督促等の対応記録が残されているか否か、長期・多額の滞納に至った原因や経緯等を確認するため、主に長期・多額に滞納している住宅使用料及び市営住宅等の水道料金を対象に、両債権を管理している公営住宅システムからそれぞれ4件ずつ、合計8件を任意抽出して調査した。調査結果は次のとおりであった。

サンプル債権	検出事項
サンプル 1 滞納期間：191 か月 滞納額：902,828 円	督促状が年に一度程度しか送付されていない。 債務者宅への訪問の頻度が低い。 20年以上前から滞納が発生しているにもかかわらず、市の対応記録が平成20年以降しか残されていない。
サンプル 2 滞納期間：164 か月 滞納額：895,219 円	債務者死亡の1年8か月後に住宅課が把握。 対応年月の一部が記録されておらず、不明である。
サンプル 3 滞納期間：109 か月 滞納額：1,113,045 円	20年以上前から滞納が発生しているにもかかわらず、市の対応記録が平成20年以降しか残されていない。 口座振替データの消込が適時にできておらず、実際は滞納ではない債権を計上したままとなっていた。 住宅使用料の分納誓約を結んでおり、住宅使用料の滞納を優先的に納付しているため、滞納分の水道料金については、住宅使用料の滞納を解消後、徴収予定とされている。
サンプル 4 滞納期間：36 か月 滞納額：106,189 円	債務者への初回訪問が、滞納開始から2年後である。 住宅使用料の分納誓約を結んでおり、住宅使用料の滞納を優先的に納付しているため、滞納分の水道料金については、住宅使用料の滞納を解消後、徴収予定とされている。

サンプル債権	検出事項
サンプル 5 滞納期間：134 か月 滞納額：9,200,000 円	市営住宅退去後、弁護士事務所への債権回収業務委託後まで、督促等の対応が一切されていない。 20 年以上前から滞納が発生しているにもかかわらず、市の対応記録が平成 20 年以降しか残されていない。 口座振替データの消込が適時にできておらず、実際は滞納ではない債権を計上したままとなっていた。
サンプル 6 滞納期間：171 か月 滞納額：7,544,983 円	市営住宅退去後、弁護士事務所への債権回収業務委託後まで、督促等の対応が一切されていない。 20 年以上前から滞納が発生しているにもかかわらず、市の対応記録が平成 20 年以降しか残されていない。
サンプル 7 滞納期間：104 か月 滞納額：8,902,200 円	20 年以上前から滞納が発生しているにもかかわらず、市の対応記録が平成 20 年以降しか残されていない。
サンプル 8 滞納期間：86 か月 滞納額：4,726,700 円	20 年以上前から滞納が発生しているにもかかわらず、市の対応記録が平成 20 年以降しか残されていない。 住宅使用料の分納誓約を結んでおり、住宅使用料の滞納を優先的に納付しているため、滞納分の水道料金については、住宅使用料の滞納を解消後、徴収予定とされている。

② 結果及び意見

【結果 6】

滞納者への督促等の履歴を紙資料で管理しているため、効果的かつ効率的な管理ができていない。システムや表計算ソフトを活用し、督促状況を管理すべきである。

住宅使用料及び水道料金について、入居者情報、調定処理、納付書作成、収納消込処理、口座振替データ管理などの入居者に関する情報を公営住宅システムにて管理しているが、書面や電話での納付の督促、滞納者の自宅訪問等の履歴は紙資料でしか残されていない。また、督促記録についても大半は直近 15 年程度の履歴であり、滞納発生からの全ての履歴が残されているわけではない。さらに、手書きの記録であるため、不明瞭な記載により情報が正確に残されていないものも見受けられた。その結果、各債権に対する督促の頻度や対応状況にばらつきがある。

滞納者に対する督促等を統一するためにも、システムやエクセル等で督促履歴を管理し、職員が適切に督促等を実施しているか確認できる体制を構築することが必要である。

【結果 7】

住宅使用料と水道料金を滞納した場合、住宅使用料のみ分納誓約を結び優先的に回収するため、水道料金債権の時効到来が多くなっている。両者を合わせて分納誓約を結び、水道料金の時効の到来を極力減らすべきである。

住宅使用料と水道料金を滞納した場合、住宅使用料のみ分納誓約を結び、水道料金は住宅使用料の支払後に徴収予定としている。そのため、滞納した水道料金の回収が進まず、水道料金債権の時効到来が多くなる原因となっている。両者を滞納した場合には、両者を合わせて分納誓約を結ぶことで、納期限の到来が早い債権の回収を進め、時効の到来を極力減らす必要がある。

【結果 8】

家賃相当損害金について督促等を行っていない。債権として計上している限りは回収に努めるべきである。

家賃相当損害金について督促等を行っていない。これは、債務者が退去者であるため債務者の情報調査や回収業務に労力を要すること、回収可能な債権を債権回収に要する費用が上回ると判断していることによる。しかし、実際にどの程度の費用を要するか等の検証は実施しておらず、債権として計上している限りは、回収に努めるべきである。

なお、仮に回収が困難であることが明らかである場合は、債権として計上する意義に乏しいことから、意見 6 に記載のとおり、不納欠損処理することが望まれる。

【意見 6】

実質的に回収が困難と考えられる債権が計上されている。債権管理条例を適用し、回収が困難な債権は速やかに不納欠損処理することが望ましい。

本債権は私債権であることから、時効期間である 10 年（民法第 166 条第 1 項 2 号、旧民法第 167 条第 1 項）が経過した後に債務者が時効の援用をして初めて時効が成立して債権が消滅し不納欠損が可能となる（民法第 145 条）。しかし、無資力の債務者から債権を回収することは困難な場合が多く、時効期間が経過し債務者から時効の援用があるまで債権を管理することはかなりの手間やコストがかかり適切とは言えない。そこで、債権管理条例第 11 条 5 号で、時効の援用がない場合であっても、時効期間経過後には不納欠損処理できると定めている。しかし、本債権は債務者が時効を援用しなければ不納欠損処理を行っておらず、債権管理条例を定めた趣旨を活かしきれていない。時効期間が経過した債権については、債権管理条例を適用し不納欠損処理することが望まれる。

なお、債権管理条例では時効期間の経過以外にも不納欠損処理できる要件を定めており、それらに該当する場合にも、速やかに不納欠損処理することが望まれる。

9 児童育成料

(1) 概要

① 制度の概要

事業名称	放課後児童健全育成事業
根拠法令等	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成 15 年奈良市条例第 9 号）
所管部局	教育部
所管課	地域教育課
制度内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を目的として、授業の終了した放課後及び春・夏・冬休み・土曜日等の学校休業日の家庭に代わる生活の場として、適切な遊び場や生活の支援を行う。利用児童の保護者からは、児童育成料を徴収する。

② 債権（未収金）の内容

名称	児童育成料
根拠法令等	児童福祉法、奈良市放課後児童健全育成施設条例
令和 2 年度末金額	6,008 千円
令和 2 年度末件数	2,056 件（未収金に係る債権数）
債権の法的性質	私債権

③ 未収金の額の推移

【児童育成料】

（単位：千円）

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-B-C	収納率 B÷A
平成 28 年度	現年度分	171,094	170,497	-	597	99.7%
	滞納繰越分	8,480	424	-	8,056	5.0%
	合計	179,575	170,921	-	8,653	95.2%
平成 29 年度	現年度分	183,815	183,205	-	610	99.7%
	滞納繰越分	8,653	330	-	8,323	3.8%
	合計	192,468	183,535	-	8,933	95.4%
平成 30 年度	現年度分	193,333	192,923	-	409	99.8%
	滞納繰越分	8,938	893	-	8,045	10.0%
	合計	202,271	193,817	-	8,454	95.8%
令和 元年度	現年度分	207,576	206,760	-	816	99.6%
	滞納繰越分	8,454	525	-	7,929	6.2%
	合計	216,031	207,285	-	8,745	96.0%

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
令和 2年度	現年度分	159,936	159,575	-	360	99.8%
	滞納繰越分	8,687	2,882	158	5,647	33.2%
	合計	168,623	162,457	158	6,008	96.3%

(出典：市提供資料)

現年度分の収納率は近年 99%以上であるが、現年度分の調定額や滞納繰越分の調定額に対する収納率に大きな変化はなかった。令和 2 年 11 月から過年度分の未収債権の回収事務を弁護士法人に委託した結果、特に滞納繰越分調定額に対する収納率が大幅に上昇し、未収金額は減少した。また、2 件の時効の援用があり、児童育成料では初めての不納欠損を行っている。

(2) 未収金の回収業務

① 未収金の回収業務

児童育成料の徴収は、原則、口座振替により徴収しているが、残高不足等で引き落としができなかった場合、未収金となる。引き落としができなかった場合は、当初の納期限から 20 日以内に保護者に督促状を送付し、それでもなお支払がない場合、当初納期限の翌々月に口座振替不能通知とともに納付書を送付して納付を促している。その後は、年に一度、12 月から 1 月頃に催告書を送付している。未収金の回収努力はしているものの思うように進まないことから、過年度未収金の回収について外部委託することとした。

② 収納率向上への取組

収納率向上に向け、5 つの取組を実施している。

(ア) 口座振替の推奨

口座振替の場合、9 割以上回収できていることから、利用申請時に口座振替を推奨している。

(イ) 入所承認の取消し

児童育成料を 3 か月以上滞納しかつ納付に応じない場合、利用児童の保護者に退所指導を行い、納付を促している。

(ウ) 分割納付

滞納している児童育成料について一括での納付が困難との申出があった場合、債務承認を取得し分割納付の措置を講じることで、納付を促している。

(エ) 児童手当からの申出徴収

保護者から申出があった場合、児童手当から児童育成料をあらかじめ差し引いている。

(オ) 外部委託

弁護士法人へ債権回収業務を委託し、毎月情報を共有している。

③ 遅延損害金

遅延損害金については、条例等で特に定めがないため、民法第 404 条及び第 419 条の規定に基づき、年 3%の法定利率が適用されるものと考えられる。しかし、市は、児童福祉の観点から、遅延損害金を徴収していない。

④ 結果及び意見

【結果 9】

所在不明の債務者について所在調査が実施されていない。債権管理マニュアルに従い、速やかに所在調査を実施すべきである。

債権管理マニュアルでは、納入通知書、督促状、催告書等の書類が返送された債務者については、「速やかに債務者の所在調査を行い、債務者に書類を送達する」よう規定されている。児童が放課後児童育成クラブに入所している場合は、利用している放課後児童クラブへの問合せ等により、債務者の所在は判明している。しかし、児童が退所し債務者の所在が不明の場合に、戸籍の附票や住民票の請求等の所在調査が実施されていない。債権管理マニュアルに従い、所在調査を実施する必要がある。

【意見 7】

財産調査に係る同意を得る仕組みが整備されていない。強制執行の実効性を高めるためにも、あらかじめ同意を得る仕組みを整備することが望ましい。

弁護士法人へ債権回収業務を委託しているもの以外については、奈良市が直接催告等を行い、回収業務を実施している。

その中には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に規定される支払督促手続を経た上で、強制執行の申立てを行い、裁判所による手続によって相手側の財産を差し押さえて滞納債権を回収する必要があるものがある。この場合、滞納者の財産調査を実施する前提として、調査に係る同意をあらかじめ得ておく必要があるが、現状では同意書を徴取していない。支払督促手続をする可能性のあった債権 6 件について、分納誓約を結んだ際、債務承認書兼分割納付誓約書兼財産調査同意書を徴取しているとのことであるが、今後分納誓約に応じない債務者が出てくる可能性もある。そういった事態を想定し、支払督促後、債務名義取得後の預貯金等の差押え等の強制執行を実効性のあるものにするため、「奈良市バンビーホーム入所（転所）承認申請書」に財産調査に係る同意についての項目を追加するなど、あらかじめ同意を得る仕組みを整備することが望ましい。

1 0 母子父子寡婦福祉資金貸付金

(1) 概要

① 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	—
所管部局	子ども未来部
所管課	子ども育成課
制度内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的な自立を助け、扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として貸付を行う。

② 債権(未収金)の内容

名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則(昭和39年厚生省令第32号)
令和2年度末金額	貸付金残高 128,143千円 未収金残高 38,942千円
令和2年度末件数	貸付金件数 149件(契約数) 未収金件数 1,596件(未収金に係る債権数)
債権の法的性質	私債権

③ 未収金の額の推移

【母子父子寡婦福祉資金貸付金】

(単位：千円)

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成28年度	現年度分	28,660	25,100	69	3,489	87.5%
	滞納繰越分	68,092	4,367	1,838	61,887	6.3%
	合計	96,752	29,468	1,907	65,377	30.4%
平成29年度	現年度分	23,201	20,017	53	3,130	86.2%
	滞納繰越分	65,377	4,732	0	60,644	7.2%
	合計	88,578	24,750	53	63,774	27.9%
平成30年度	現年度分	22,796	20,556	0	2,240	90.1%
	滞納繰越分	63,774	4,210	4,579	54,985	6.6%
	合計	86,571	24,766	4,579	57,226	28.6%

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
令和 元年度	現年度分	19,385	17,687	0	1,697	91.2%
	滞納繰越分	57,225	5,408	3,235	48,582	9.4%
	合計	76,610	23,095	3,235	50,279	30.1%
令和 2年度	現年度分	20,407	18,991	0	1,416	93.0%
	滞納繰越分	50,279	11,116	1,636	37,526	22.1%
	合計	70,687	30,107	1,636	38,942	42.5%

(出典：市提供資料)

現年度分より不納欠損が生じているものは、自己破産によるものであり、基本的に不納欠損は時効の到来により生じる。

令和2年11月から債権の一部を弁護士法人へ外部委託し、高い回収実績をあげている。

(2) 未収金の回収業務

① 未収金の回収業務

当初の納付期限を過ぎても納入がないものは滞納債権として取り扱う。納入の確認は、納付書を使用した場合、入金の確認に7日から14日の期間を要するが、当該期間において未納であることが確認された滞納債権は、翌月の20日頃に督促状を発送することとなる。督促状発送後は適宜電話による催告の実施、及び毎年度催告書を発送し、場合によっては債務承認及び分納誓約を入手している。納付に応じるまで催告を続けるが、案件によっては債権回収を外部委託する。

② 収納率向上への取組

収納率向上に向け、4つの取組を実施している。

(ア) 口座振替の推奨

口座振替の場合、約9割を回収できていることから、新規貸付者には申請時に推奨・説明している。

(イ) 電話による催告

最低でも月に1度は電話による催告を行い、滞納者と継続的なコミュニケーションを図っている。

(ウ) 一時償還の利用

償還金の支払を怠った滞納者に対しては、納期末到来分も合わせて一度に支払うよう検討している。分割の償還はあくまでもあらかじめ約束した期日に支払う者にのみ認められたものであって、不履行の場合には償還方法を変更させ、必要に応じて外部へ委託する。

(エ) 外部委託

弁護士法人へ債権回収業務を委託し、毎月情報を共有している。

③ 結果及び意見

記載すべき結果及び意見はない。

1 1 住宅新築資金等貸付金

(1) 概要

① 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	—
所管部局	市民部
所管課	共生社会推進課
制度内容	住宅新築資金・住宅改修資金・宅地取得資金の貸付 歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境整備改善を図るため、国の補助事業を利用して、市は貸付制度を事業化し、昭和 45 年度から、住宅新築・住宅改修・宅地取得に係る資金の貸付を行った。当該貸付事業は平成 9 年度に終了し、現在は当該債権の回収業務が行われている。

② 債権（未収金）の内容

名称	住宅新築資金等貸付金
根拠法令等	奈良県住宅新築資金等貸付債権管理条例 奈良県住宅新築資金等の債権の処理に関する条例（平成 17 年奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合条例第 23 号） 奈良県住宅新築資金等貸付助成事業補助金交付要綱 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約
令和 2 年度末金額	貸付金残高 108 千円 未収金残高 611,026 千円
令和 2 年度末件数	貸付金件数 1 件（未収金に係る債権数） 未収金件数 319 件（未収金に係る債権数）
債権の法的性質	私債権

③ 未収金の額の推移

【新築資金】

(単位：千円)

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成 28年度	現年度分	3,270	1,604	-	1,666	49.1%
	滞納繰越分	295,154	6,381	-	288,773	2.2%
	合計	298,424	7,985	-	290,439	2.7%
平成 29年度	現年度分	2,812	1,503	-	1,309	53.5%
	滞納繰越分	290,439	5,134	-	285,305	1.8%
	合計	293,251	6,637	-	286,614	2.3%
平成 30年度	現年度分	1,301	631	-	670	48.5%
	滞納繰越分	286,614	5,179	-	281,435	1.8%
	合計	287,915	5,810	-	282,105	2.0%
令和 元年度	現年度分	865	396	-	469	45.8%
	滞納繰越分	282,105	4,977	-	277,128	1.8%
	合計	282,970	5,373	-	277,597	1.9%
令和 2年度	現年度分	685	252	-	433	36.8%
	滞納繰越分	284,793	3,941	7,197	273,655	1.4%
	合計	285,478	4,193	7,197	274,088	1.5%

(出典：市提供資料)

【改修資金】

(単位：千円)

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成 28年度	現年度分	-	-	-	-	
	滞納繰越分	202,912	1,571	4,113	197,228	0.8%
	合計	202,912	1,571	4,113	197,228	0.8%
平成 29年度	現年度分	-	-	-	-	
	滞納繰越分	201,429	658	4,201	196,570	0.3%
	合計	201,429	658	4,201	196,570	0.3%
平成 30年度	現年度分	-	-	-	-	
	滞納繰越分	199,884	681	3,313	195,890	0.3%
	合計	199,884	681	3,313	195,890	0.3%
令和 元年度	現年度分	-	-	-	-	
	滞納繰越分	199,336	534	3,446	195,356	0.3%
	合計	199,336	534	3,446	195,356	0.3%
令和 2年度	現年度分	-	-	-	-	
	滞納繰越分	199,080	431	3,725	194,924	0.2%
	合計	199,080	431	3,725	194,924	0.2%

(出典：市提供資料)

【宅地資金】

(単位：千円)

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成 28年度	現年度分	1,536	606	-	930	39.5%
	滞納繰越分	150,718	2,353	-	148,365	1.6%
	合計	152,254	2,959	-	149,295	1.9%
平成 29年度	現年度分	1,298	606	-	692	46.7%
	滞納繰越分	149,296	3,934	-	145,362	2.6%
	合計	150,594	4,540	-	146,054	3.0%
平成 30年度	現年度分	1,116	796	-	320	71.3%
	滞納繰越分	146,054	1,837	-	144,217	1.3%
	合計	147,170	2,633	-	144,537	1.8%
令和 元年度	現年度分	330	303	-	27	91.9%
	滞納繰越分	144,536	1,682	-	142,854	1.2%
	合計	144,866	1,985	-	142,881	1.4%
令和 2年度	現年度分	193	193	-	-	100.0%
	滞納繰越分	146,430	1,659	3,548	141,223	1.1%
	合計	146,623	1,852	3,548	141,223	1.3%

(出典：市提供資料)

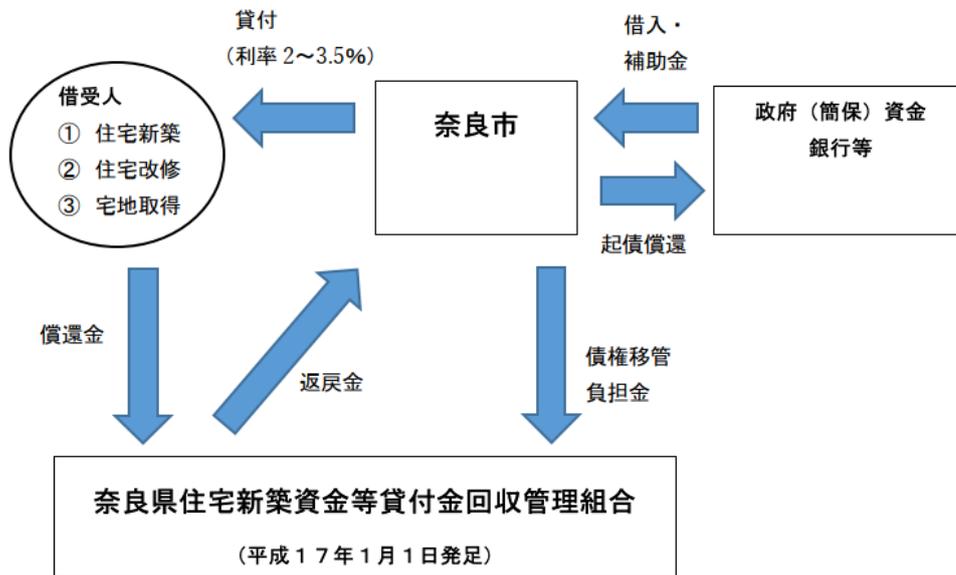
現年度分の債権の調定が行われるのは令和3年度で最終となり、以降は滞納繰越分の債権の調定となる。市の貸付初年度である昭和45年度に借受人の年齢が仮に20歳であっても、令和3年度には71歳になるように、借受人の高齢化や低所得化、失業等によって返済困難なケースが増加しており、上表からも分かるように滞納繰越分の収納率が年々低下している。

(2) 未収金の回収業務

① 未収金の回収業務

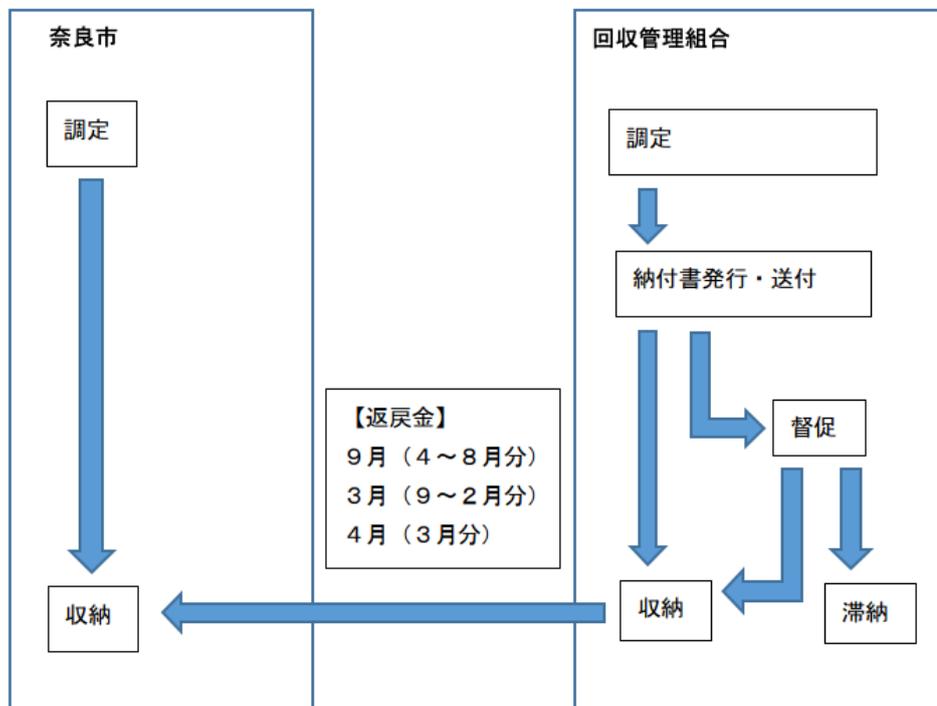
平成17年1月1日に、奈良県下の住宅新築資金等貸付に係る債権を保有している市町村で構成する一部事務組合「奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合」が発足し、市から一部事務組合へ債権を移管し、一部事務組合で回収業務にあっている。一部事務組合は令和6年度末で解散予定である。一部事務組合構成市町村による輪番制で、令和3年度現在市からも職員が出席しているほか、年に数回、回収状況の情報共有を行っている。

【回収・管理業務の概要】



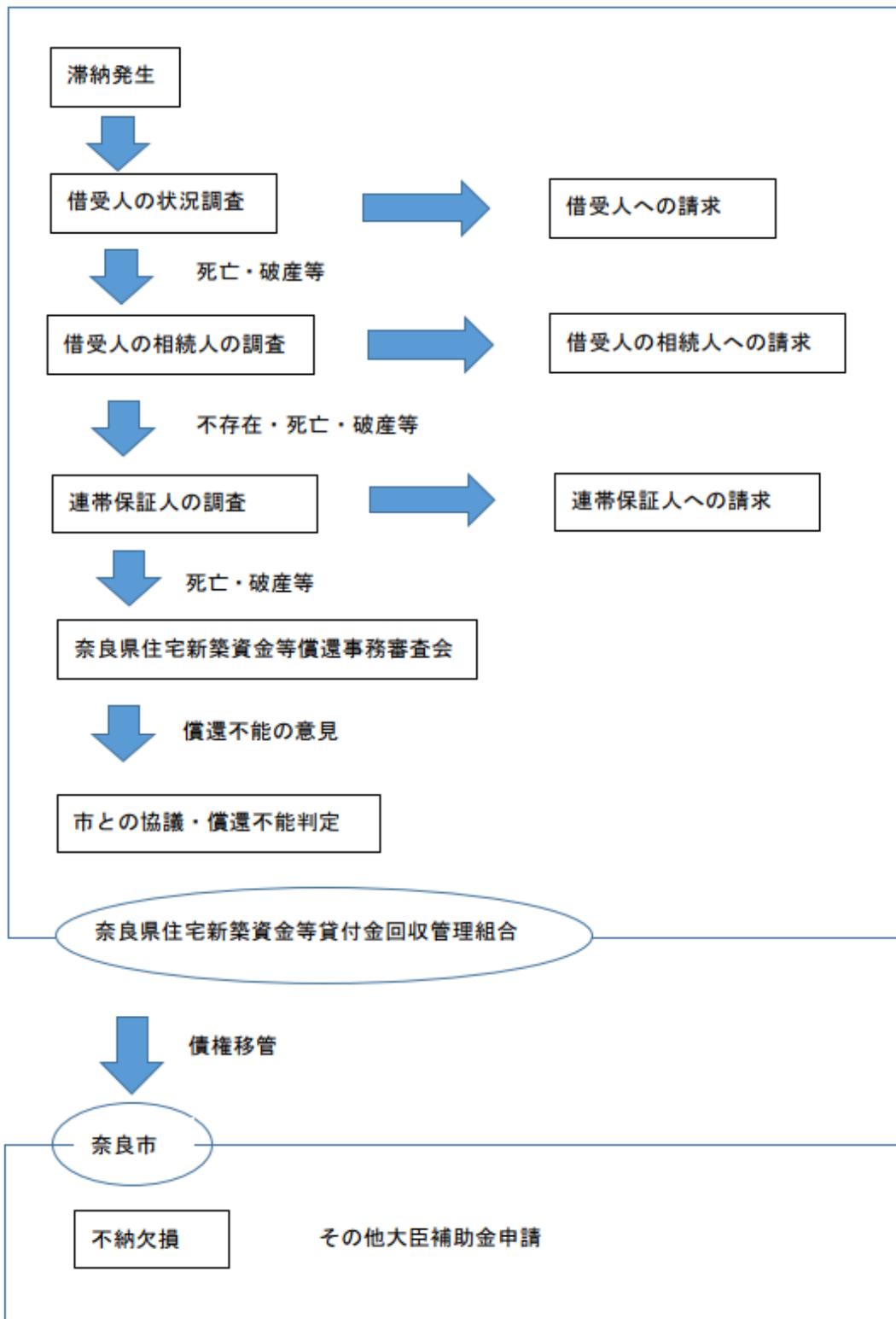
(出典：市提供資料)

【住宅新築資金等貸付資金の調定から収納までの業務の流れ】



(出典：市提供資料)

【滞納債権となってから不納欠損となるまでの業務の流れ】



(出典：市提供資料)

滞納債権の管理については、奈良県住宅新築資金等の債権の処理に関する条例第2条第1項に規定されている。

奈良県住宅新築資金等の債権の処理に関する条例

(滞納債権の管理)

第2条 組合は、次の各号のいずれかに該当する債権を当該組合市町村に移管するものとする。

- (1) 組合に対する償還が引き続き10年間なかった債権
- (2) その債権に係る全ての借受人、保証人(連帯保証人を含む。)、これらの法定相続人及びその他法律上この債務を負担すべき者(これらのうち組合が無資力と認める者を除く。以下「借受人等」という。)に対し、民事執行法(昭和54年法律第4号)の規定による強制執行及び担保権の実行としての競売等のうち、各借受人等に対して行うことができる方法により組合が得た収入が徴収すべき債権の価額に至らなかった債権
- (3) その債権に係るすべての借受人等が破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の決定を受け、これに係る配当による組合の収入が徴収すべき債権の価額に至らなかった債権
- (4) 奈良県住宅新築資金等貸付債権管理条例(平成17年1月1日条例第5号)第5条第3項の規定により償還不能と判定された債権
- (5) 前各号に定めるもののほか、組合が管理しても回収(一部の回収を含む。)の見込みがない債権

未収金の回収業務の状況を把握するために、令和2年度末の一部事務組合管理分及び市管理分の債権一覧を閲覧した。令和2年度末の債権残高611,026千円のうち、一部事務組合管理分は510,436千円、252件、市管理分は99,799千円、67件である。

債権の回収・管理業務は一部事務組合において事務を共同処理し、原則として債権も移管されるが、上記奈良県住宅新築資金等の債権の処理に関する条例第2条第1項各号のいずれかに該当する債権で、償還不能と判定された債権は一部事務組合から市に返還され、市が債権を管理することとなる。

奈良県補助金等交付規則(平成8年奈良県規則第8号)及び奈良県住宅新築資金等貸付助成事業補助金交付要綱に定められているとおり、市に返還された債権は、未償還額について不納欠損処理することを条件に、その4分の3を限度に補助金が交付され、残額が債権の償還状況によっては市の実質的な負担金額が生じる場合もある。

令和2年度には、14,468千円が一部事務組合から返還され、当該4分の3に当たる10,848千円の補助金が交付された。

なお、奈良県住宅新築資金等貸付債権管理条例及び奈良県住宅新築資金等の債権の処理に関する条例には、滞納者への督促の具体的な方法・頻度は定められておらず、個々に異なる債権状況に対して、それぞれ適した方法で回収業務に取り組んでいるものの、全て一部事務組合に委ねられている。現状、支払督促の送付申立てによって回収見込みのある滞納債権は少なくなっており、効果的な回収につながるよう効率よく督促するのは困難な状況となっている。

② 未収金の残高管理

一部事務組合では、未収金の残高は債務者別に貸付台帳にてシステム管理している。管理している情報は次のとおりである。

・貸付番号	・氏名	・貸付種類 (新築・改修・宅地取得)
・住所	・状態 (完納・繰上・欠損)	・貸付年月日、償還期間
・利率、返済回数	・貸付金額、毎回償還金	・償還方法 (納付書・口座振替)
・保証人氏名	・保証人の状況	等

償還金入金の際、口座振替の場合は自動消込、納付書の場合は手動消込を行い、滞納発生時はシステムから自動的に督促状が発行される。なお、貸付事業の趣旨及び借受人の高齢化・低所得化の状況に鑑み、貸付金の元利金の優先的な回収が望まれるため、遅延損害金は原則として課していない。

③ 結果及び意見

【意見 8】

債権の回収・管理業務を共同処理している一部事務組合との情報共有が不十分であるため、連携を強化することが望ましい。

市の住宅新築資金等貸付金は、平成 17 年度から一部事務組合が債権回収・管理業務を実施しており、滞納発生時の督促、相続人・連帯保証人の調査・請求も一部事務組合独自の方法により行われている。一部事務組合から構成市町村への情報共有については、一部事務組合構成市町村の所管課所属長向け会議が年 1 回、担当職員向け会議が年 1 回開催されるほか、債権の回収状況に係るデータについて年に 2 回資料の提供を受けている。しかし、情報共有も事後的であり、新たな滞納発生から時間が経過しているケースも見受けられた。一部事務組合での回収が不可能となった貸付金は市が引き受けて不納欠損する必要があるため、奈良県からの補助があるものの市に実損が生じる。

そのため、一部事務組合と積極的に連携し、一部事務組合での収納率を少しでも向上させることが望まれる。

なお、一部事務組合は奈良県下の住宅新築資金等貸付に係る債権を保有する市町村で構成されており、構成する市町村ごとに状況が異なるため、それぞれの市町村からの要望に応えることは困難であるかもしれないが、市から出向している職員も活用し、少しでも収納率の向上を目指すことが望まれる。

【意見 9】

債権を市から一部事務組合に移管した平成 16 年度から平成 18 年度までに滞納繰越分の調定残高差異が生じ、その原因は現在も不明である。引き続き調査することが望ましい。

市と一部事務組合の間で滞納繰越分の調定残高について、認識の相違があった。その理由を市の職員が一部事務組合の協力を得て調査し、平成 16 年度△8,901 円、平成 17 年度△496,831 円、平成 18 年度 790,409 円、平成 19 年度以降 791,254 円の差異が生じていることが判明したが、現在も原因不明であり、引き続き調査することが望まれる。

【意見 10】

住宅新築資金等貸付金について遅延損害金を徴収していないが、平等性等の観点から、遅延損害金の徴収を検討することが望ましい。

市では、住宅新築資金等貸付金の滞納者に対し遅延損害金の徴収は行っていない。市は、貸付金の元利金の優先的な回収が望まれるため遅延損害金は原則として課していないとのことであるが、地方税では一部納入の場合は延滞金に対して本税への充当が優先される（地方税法第 20 条の 9 の 4 第 2 項）ことから、元利金回収後に遅延損害金を回収すれば問題はなく、遅延損害金を徴収しない合理的な理由とはいえない。納期限までに適切に納付している者との平等性や、未納債権の早期回収の実効性も考慮すると、滞納者からの遅延損害金の徴収を検討することが望まれる。

1 2 針テラスに関する未収金

(1) 概要

① 制度の概要

事業名称	針テラス事業
根拠法令等	—
所管部局	観光経済部
所管課	観光戦略課
制度内容	奈良県長期基本構想（大和高原新都市構想）を受け、旧都祁村が「都市と農村の交流」を理念とした「都祁ハイランドパーク整備事業」を策定し、名阪国道と国道第 369 号線の交差点である針インター周辺で事業展開を行うことを決定。平成 13 年 7 月 26 日に、旧都祁村並びに株式会社 X 及び株式会社 Y との間で「針テラス事業に係る事業契約」を締結した。平成 17 年 4 月 1 日に都祁村が奈良市と合併し、当契約も市が継承した。

② 債権（未収金）の内容

名称	針テラス事業用地土地使用料
根拠法令等	民法
令和 2 年度末金額	106,723 千円
令和 2 年度末件数	12 件（未収金に係る債権数）
債権の法的性質	私債権

③ 未収金の額の推移

（単位：千円）

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-B-C	収納率 B÷A
平成 28 年度	現年度分	90,000	-	-	90,000	0.0%
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
	合計	90,000	-	-	90,000	0.0%
平成 29 年度	現年度分	90,000	42,875	-	47,125	47.6%
	滞納繰越分	90,000	73,500	-	16,500	81.7%
	合計	180,000	116,375	-	63,625	64.7%
平成 30 年度	現年度分	65,080	22,498	-	42,581	34.6%
	滞納繰越分	63,625	-	-	63,625	0.0%
	合計	128,705	22,498	-	106,206	17.5%
令和 元年度	現年度分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	106,206	-	-	106,206	0.0%
	合計	106,206	-	-	106,206	0.0%

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
令和 2年度	現年度分	95,527	95,010	-	516	99.5%
	滞納繰越分	106,206	-	-	106,206	0.0%
	合計	201,734	95,010	-	106,723	47.1%

(出典：市提供資料)

平成13年に事業契約を締結してから、平成27年度までは土地使用料は完納されてきていた。しかし、平成28年度から滞納が始まり、平成29年度、平成30年度に一部の回収は進んだものの、株式会社Xの経営悪化に伴い、令和元年度以降に回収は全く行われていない。

(2) 事業スキームと滞納発生までの経緯

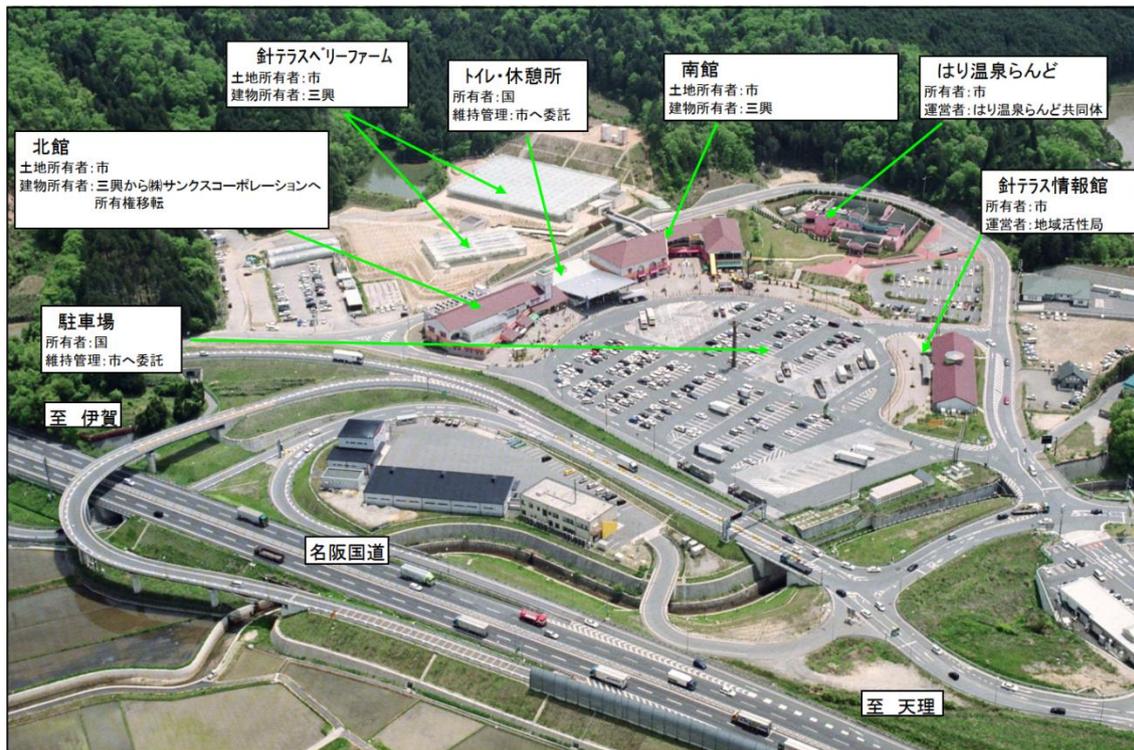
① 道の駅「針テラス」事業の概要

道の駅「針テラス」(以下「針テラス」という。)は、名阪国道と国道第369号線が交差する針インターに設置された、日本で最初のPFI的手法により事業化された道の駅である。道の駅とは、24時間無料で利用できる駐車場、トイレなどの休憩施設、道路情報、観光情報、緊急医療情報などの情報提供機能、文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設で地域と交流を図る地域連携機能を備えており、設置者は市町村で、国土交通省道路局に申請して登録される。また、PFIとは、民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法をいう。

針テラスの管理体制は次のとおりである。

施設名	内容
針テラス北館・南館、 ベリーファーム	市の土地に株式会社Xが建物を整備・所有し、市に対して土地使用料を支払って道の駅事業を運営。土地使用・事業運営を含んだ30年間の事業契約で、契約終了・解約時は建物を市へ譲渡することとなっていた。
駐車場・トイレ・休憩施設	国が所有する土地・建物であり、国は市に管理委託し、市が所有する土地・建物と合わせて市が株式会社Xに管理を再委託していた。
はり温泉らんど	市が所有する土地・建物であり、民間会社に貸し、民間が事業実施している。
針テラス情報館	市が所有する土地・建物であり、民間会社を指定管理者に選定し運営している。

【針テラスの俯瞰図】



(出典：市ホームページ『道の駅「針テラス」運営事業者との契約解除について（平成 30 年 12 月 27 日発表）』)

針テラスは、奈良県の長期基本構想（大和高原新都市構想）を受けて、地域の活性化のために「都祁ハイランドパーク整備事業」を策定したことに始まる。旧都祁村が、名阪国道（国道第 25 号線）と、国道第 369 号線が交差する針インター周辺での事業が最も効果的である判断し、事業地として選定した。平成 6 年に「針テラス全体構想」に着手し、平成 13 年 7 月に針テラスがオープンしている。

平成 13 年 7 月 26 日に市、株式会社 X、株式会社 Y との間で締結された「針テラス事業契約書」では、次の条項が定められている。

- 針テラス北館・南館、ベリーファーム（いちご園）について、土地は都祁村（現奈良市）が保有し、建物は株式会社 X が整備。株式会社 X は都祁村に対して土地使用料を支払う。土地使用料は次のとおりである。

平成 13 年 7 月以降開業日の翌月から平成 14 年 3 月まで	月額 4,500 千円
平成 14 年 4 月から 2 年間	年額 54,000 千円
平成 16 年 4 月から 27 年間	年額 90,000 千円
平成 43 年 4 月から事業契約終了月まで	月額 7,500 千円

- 株式会社 X は、事前に都祁村の承諾を得た場合を除き、建物等を担保の目的に供してはならない。
- その事由の如何を問わず、この契約が終了した場合には、一切の建物等の所有権を都祁村に無償で移転譲渡する。

なお、株式会社 Y は株式会社 X の関連会社であり、施設管理を担うこととなった。

② 株式会社 X との訴訟の発生及び株式会社 X の経営悪化に伴う未収金の滞納の発生

平成 17 年 4 月 1 日に旧都祁村が奈良市に合併したことに伴い、針テラス事業の契約関係も市に継承された。平成 19 年 6 月に株式会社 X から土地使用料の減額等調停の申立てが行われ、平成 20 年 10 月に不調で打ち切りとなったものの、同年 12 月には、針テラスにある情報館建物の所有が株式会社 X にあるとして、株式会社 X が建物所有権確認請求を提訴した。株式会社 X は、提訴中は土地使用料を支払わなかったため、市が未納となっている土地使用料の支払いを求めて同年 12 月に提訴した。翌年の平成 21 年には、株式会社 X が土地使用料の減額を求めて提訴している。平成 22 年 12 月、奈良地方裁判所における和解調停により、市と株式会社 X の間で以下の点が確認された。

- 情報館の所有権は市にあること。
- 市が情報館建設に係る債務 1 億 3,472 万 2,939 円を株式会社 X に支払うこと。
- 平成 23 年 1 月から平成 28 年 3 月までの土地使用料を年額 7,350 万円に減額すること。
- 株式会社 X は、未納となっている土地使用料（遅延損害金含む。）を市に支払うこと。 等

当和解により、土地使用料の未収金の滞納に関する問題は、一旦解決された。しかし、和解による土地使用料減額の効力の期限前となる平成 28 年以降、当該問題が悪化の一途をたどることとなる。事案の時系列は次のとおりである。

年月	事案
平成 28 年 1 月	株式会社 X から市に対して、再び、土地使用料の減額が要望される。
〃 2 月	市は当初契約とおりの年額 9,000 万円での支払いを求め る。
〃 4 月	株式会社 X が賃料減額調停申立てを実施

年月	事案
平成 29 年 11 月	株式会社 X が市の承諾を得ることなく建物に抵当権を設定していたことが判明 市からは是正を促すも、株式会社 X は以降も未対応
〃 12 月	株式会社 X が係争中を理由に土地使用料を奈良地方法務局に供託するも、平成 29 年 11 月以降分は供託されず、滞納状態が継続
平成 30 年 10 月	南館建物について、金融機関から競売申立てがなされる。
〃 12 月	株式会社 X が北館建物の所有権を第三者に移転登記
〃 12 月	株式会社 X との間で針テラス事業契約が解除

市は、針テラス事業を継続するため、株式会社 X が整備した北館、南館建物の所有権を市に移転させる手続を進めている。南館建物については、担保権者を通して市が建物を購入することで、令和 2 年 3 月に市に所有権移転登記が完了している。しかし、株式会社 X から第三者に所有権の移転登記がなされている北館建物については、第三者に対して、北館建物明渡しと抵当権設定登記抹消請求を提訴しているが、令和 3 年 12 月時点では訴訟は継続中である。

③ 株式会社 X の破産手続と滞納未収金の整理

平成 31 年 1 月、経営が悪化していた株式会社 X の破産手続開始が決定し、破産管財人が選任された。破産管財人が選任される破産手続では、破産者の財産は破産財団に組み入れられて破産管財人が管理し、破産財団の中の財産を現金化して債権者に配当する。しかし、令和 2 年 12 月に、破産財団を構成する財産が十分に集まらず、破産手続の費用を払えないことが明らかになったとして、破産手続が異時廃止（破産手続の終了）された。株式会社 X の株式会社としての清算（株式会社が資産などを処分し終了させること）決了は完了していないものの、破産手続の異時廃止を根拠として、令和 3 年 1 月、登記官の職権にて、株式会社 X の商業登記は閉鎖されている。

このような状況であるため、市は滞納未収金の回収は不可能であると判断して徴収停止の措置を取っているが、債権管理条例で徴収停止の措置をとった債権については相当の期間を経過した後でなければ債権放棄ができないと定められていることから、不納欠損処理は行っていない。

奈良市債権管理条例

(債権の放棄)

第 11 条 債権管理者は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びこれに係る延滞金等を放棄することができる。

(1) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これらに準ずる事情にあり、当該債権について徴収できる見込みがないと認められるとき。

(7) 令第 171 条の 5 に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが困難又は不適當であると認められるとき。

奈良市債権管理条例施行規則

(債権の放棄)

第 6 条 条例第 11 条第 7 号に規定する相当の期間は、消滅時効の期間が 3 年以下の債権にあつては当該債権の消滅時効の期間とし、3 年を超える債権にあつては 3 年とする。

(3) 結果及び意見

【意見 11】

債権管理条例第 11 条第 1 号の規定を法人に対しても適用できるようにする、又は、法人については別の規定を設ける等、例規等を整備することが望ましい。

市は、本債権について、債権管理条例第 11 条第 7 号を適用して徴収停止を行い、相当期間 3 年（奈良市債権管理条例施行規則（平成 25 年奈良市規則第 27 号。以下「債権管理条例施行規則」という。）第 6 条）を経過した時点で不納欠損処理を行う予定である。これは、債務者が死亡、失踪、行方不明その他これらに準ずる事情にあり、当該債権について徴収できる見込みがないと認められるときに債権放棄ができるとする債権管理条例第 11 条第 1 号の規定は個人についてのみ適用され、法人について適用することはできないとの判断による。また、免責や強制執行等も行っておらず、同条の他の規定によっても不納欠損処理を行うことができないことも理由である。これでは、法人が破産や解散し、債権の回収が不可能であることが明らかな場合であっても、徴収停止から 3 年経過しなければ不納欠損処理ができないことを意味し、市の財務諸表に実在性のない債権が計上されることにつながる。したがって、債権管理条例第 11 条第 1 号を法人に対しても適用できるようにする、あるいは、法人について新たな規定を設けるなど、例規等を整備することが望ましい。

【結果 10】

市が多額の使用料等を徴収する法人については、定期的な決算書の入手など経営状況をモニタリングすることで、未収金の発生を未然に防ぐ努力をすべきである。

本事案については、株式会社 X の経営悪化により結果的に 1 億円を超える債権の回収が不能見込みとなるどころか、本来は針テラス事業終了後に無償で譲り受けるはずであった針テラス南館建物の購入が必要になる（北館建物は現在訴訟中）など、市に多額の損失をもたらすこととなった。株式会社 X に対する債権の未納は平成 28 年度から発生しているが、賃料の値下げ要求等により平成 23 年度から平成 28 年度にかけて一時的に賃料の値下げを実施していることから、従前から株式会社 X の経営状況は良好でなかった可能性は捨て切れない。そのため、定期的な決算書の入手など経営状況をモニタリングし、仮に経営状況が悪化している場合には、営業保証金の収受を検討するなど、未収金の発生を事前に防ぐ努力をすべきであったといえる。なお、事業契約書に、経営悪化の場合に備え、市が経営指導を実施できる条件や、契約解除の条件を設定しておくことも有用であると考えられる。

1 3 生活保護費徴収金及び生活保護費返還金

(1) 概要

① 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	—
所管部局	福祉部
所管課	保護課
制度内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第 63 条返還金 被保護者が急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けたときに、受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関に返還させるもの。 ・生活保護法第 63 条及び第 77 条の 2 の規定による徴収金 被保護者が急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けたときに、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって保護金品の交付が行われた場合を除き、同法第 63 条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部を徴収するもの。 ・生活保護費過払い分 保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるもの。 ・生活保護法第 78 条徴収金 実施機関が、不実の申請その他不正な手段によって保護を受けた者又は受けさせた者から徴収するもの。

② 債権（未収金）の内容

名称	生活保護法第 63 条返還金 生活保護法第 63 条及び第 77 条の 2 の規定による徴収金 生活保護費過払い分 生活保護法第 78 条徴収金
根拠法令等	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）
令和 2 年度末金額	988,292 千円
令和 2 年度末件数	1,924 件（未収金に係る債権数）
債権の法的性質	強制徴収公債権 ・生活保護法第 63 条及び第 77 条の 2 の規定による徴収金（平成 30 年 10 月 1 日以後に支

	<p>払われた保護費で、同法第 63 条の実施機関の責めに帰すべき事由の場合を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第 78 条徴収金（平成 26 年 7 月 1 日以後に支払われた保護費に係る徴収金） <p>非強制徴収公債権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第 63 条返還金（平成 30 年 9 月 30 日以前に支払われた保護費又は実施機関の責めに帰すべき事由に係る返還金） ・生活保護法第 78 条徴収金（平成 26 年 6 月 30 日以前に支払われた保護費に係る徴収金） ・生活保護費過払い分
--	--

<p>生活保護法 （費用返還義務）</p> <p>第 63 条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。</p> <p>第 77 条の 2 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第 63 条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。</p> <p>第 78 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>2～4 （略）</p>

当該未収金は、債務者たる生活保護受給者が一時的に収入を得た場合に、市から受給した生活保護費の徴収や返還を求めることによって発生するものであるが、債務者は引き続き生活保護を受給することも多いことから、未収金は分割にて回収することが多い傾向にある。

また支給される生活保護費は、生活をする上で最低限の支給額とされていることから、分割納付の決定に当たっては慎重な判断が必要とされる一方、公平性の観点から厳粛な未収金の回収が求められるところである。

③ 未収金の額の推移

(単位：千円)

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成 28年度	現年度分	110,985	33,926	0	77,058	30.6%
	滞納繰越分	1,020,196	40,005	0	980,190	3.9%
	合計	1,131,181	73,932	0	1,057,248	6.5%
平成 29年度	現年度分	158,051	81,419	0	76,632	51.5%
	滞納繰越分	1,057,386	38,674	104	1,018,607	3.7%
	合計	1,215,437	120,093	104	1,095,240	9.9%
平成 30年度	現年度分	189,680	101,152	0	88,528	53.3%
	滞納繰越分	1,095,231	40,604	90,547	964,079	3.7%
	合計	1,284,911	141,756	90,547	1,052,608	11.0%
令和 元年度	現年度分	173,981	58,239	0	115,742	33.5%
	滞納繰越分	1,052,568	40,633	91,386	920,548	3.9%
	合計	1,226,549	98,872	91,386	1,036,290	8.1%
令和 2年度	現年度分	154,120	59,751	0	94,368	38.8%
	滞納繰越分	1,034,532	41,208	99,399	893,924	4.0%
	合計	1,188,652	100,960	99,399	988,292	8.5%

(出典：市提供資料)

平成29年度以前は不納欠損処理がほとんど実施されていない。平成30年度以降は不納欠損処理が進められたが、後述のとおり、不納欠損対象の未収金の把握方法に課題があり、適切な不納欠損処理が実施されているとは言い難い状況である。

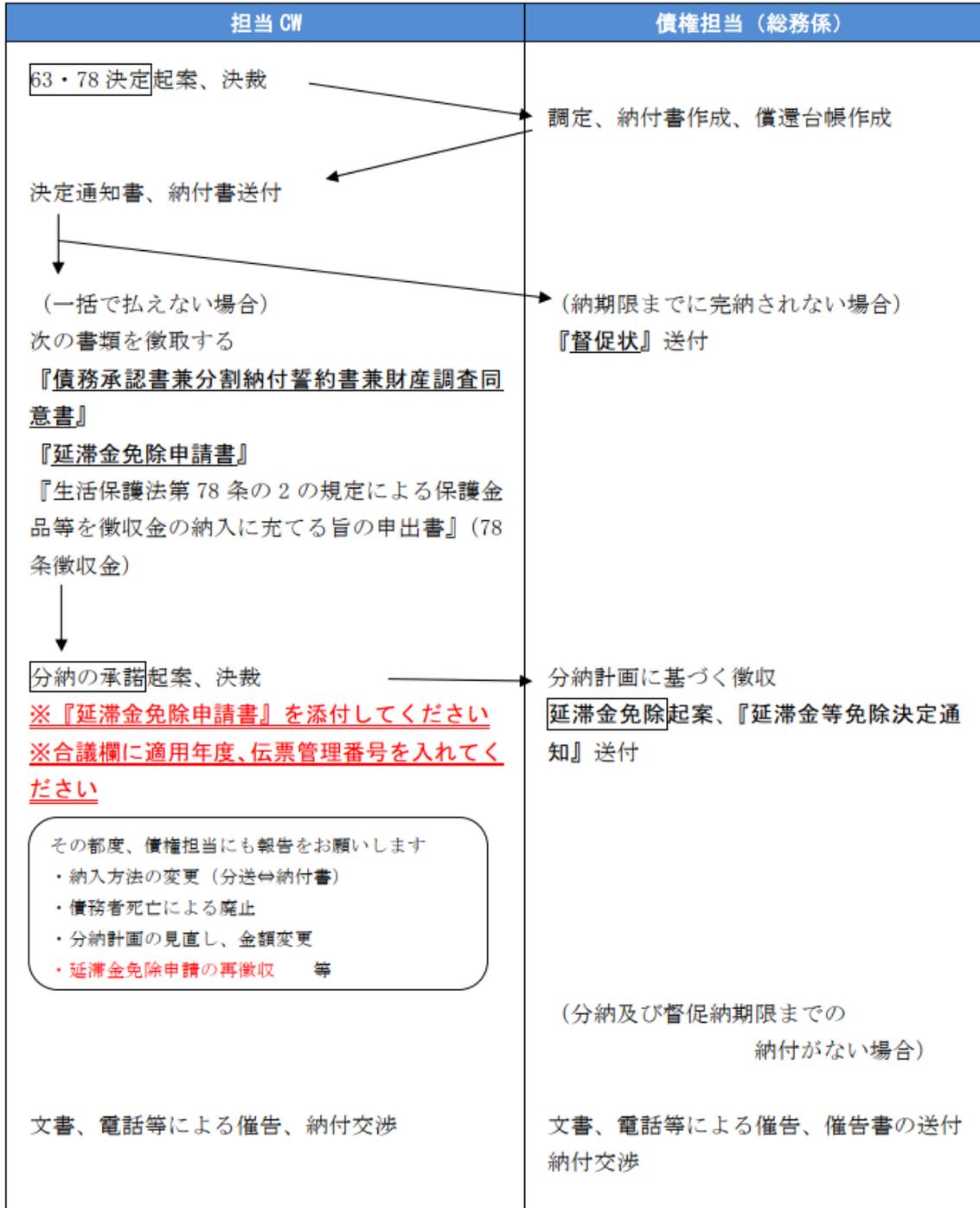
(2) 未収金の回収業務

① 未収金の回収業務

(ア) 未収金の回収業務の概要

未収金の回収業務は次のとおりである。

法 63 条返還金、法 78 条徴収金の決定と債権管理の流れ



（出典：市提供資料）

なお、分割納付に関しては、平成 29 年 10 月に改訂された債権管理マニュアルにおいて、以下の事項を要請している。

- ・分割納付計画は原則 3 年以内とすること

- ・時効期間を超える分割納付計画は策定しないこと

(イ) 結果及び意見

【結果 11】

分割納付期間が債権の時効期間を超えて計画されているものがある。仮に滞納が発生しても適時に債務承認を実施して債権の消滅を防ぐよう、分割納付期間は債権の時効期間以内に変更すべきである。

生活保護法第 63 条返還金、生活保護費過払い分、生活保護法第 78 条徴収金のうち、分割納付の期間が平成 20 年から平成 28 年までと、完済までに 250 年以上を要する分割納付計画が策定されているものがあった。当該分割納付計画は平成 20 年に策定されたものであり、平成 29 年の債権管理マニュアル改訂（長期間にわたる分割納付計画の策定を控え、3 年ごとに計画を見直すよう要請）前に策定されたものである。しかし、債権固有の時効期間を超える分割納付計画は、分割納付期間中に仮に滞納が発生した場合、適時に債務承認を実施しなければ徴収権が消滅するおそれがあるだけでなく、264 年という非現実的な納付期間は債務者に完済する必要がないとの誤った認識を与える危険性がある。このような債権については、債務者と協議し、最新の債権管理マニュアルに沿った分割納付計画に変更する必要がある。

② 未収金の残高管理

(ア) 未収金の残高管理の概要

未収金の残高は、会計システム、債権管理台帳の 2 種類によって管理している。会計システムは、未収金を債務者別に把握することまではせず、調定年度ごとの金額のみ把握しており、調定（未収金の計上）と収入及び不納欠損処理（未収金の減額）を反映し残高を算出している。そのため、債務者別の残高については、債権管理台帳で管理している。債権管理台帳で管理している情報は次のとおりである。

・住所	・氏名	・決定額
・債権の決定年月日	・調定番号	・償還年月日
・償還日	・備考	等

当該債権管理台帳は紙台帳であり、職員が手書きで必要事項を記載している。紙台帳であるがゆえに、全債権の合計額を容易に算出することが不可能な状況となっている。また、時効管理についても、職員が最終の償還年月日からの経過年数を 1 件ずつ確認するしかないため、確認作業に膨大な時間を要するだけでなく、時効到来の有無を網羅的に把握するに当たり、課題が発生している。

(イ) 結果及び意見

【結果 12】

債権管理を紙台帳で実施しているため、不都合が生じている。システムの導入や表計算ソフトの利用などを検討し、紙台帳での管理を改めるべきである。

債権管理台帳が紙台帳であるため、以下の不都合が生じている。

- 件数が多いことから、債権管理台帳の合計額が算出できず、会計システムの未収金残高との一致を確認できていない。その結果、市が報告する財務書類の正確性が担保できていないだけでなく、債権管理台帳の消込誤りも発見できないおそれがある。
- 時効到来の有無は、最終償還年月日からの経過年数を1件ずつ、年度決算時に目視で確認しているため、非効率であるだけでなく、件数が多いため全ての債権について確認できていない。結果、時効の到来により消滅している債権が計上されたままとなっている。実際、令和2年度に不納欠損処理された未収金の中には、10年以上前に時効が到来し消滅しているはずのものが数十件含まれていた。
- 職員によって記入方法が異なっており、例えば、日付の記載がなく職員の印が押されているもの（入金されているのか否かが不明瞭）、斜線や蛍光マーカーによって強調されているもの（取消しなのか否かが不明瞭）があり、債権状況の把握が困難になっている。

システムの導入や表計算ソフトの利用などを検討し、効果的かつ効率的に正確な管理ができる体制を構築する必要がある。

1 4 児童扶養手当過払金返還金

(1) 概要

① 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	—
所管部局	子ども未来部
所管課	子ども育成課
制度内容	<p>・児童扶養手当過払金返還金</p> <p>児童扶養手当法（昭和 46 年法律第 73 条）第 4 条による児童扶養手当の支給要件を喪失し、児童扶養手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号）第 11 条の規定による受給資格喪失の届出を忘れた者等に対して、誤って引き続き支給を行ってしまった児童扶養手当を民法第 703 条の規定により返還を求める債権。</p>

<p>児童扶養手当法 （支給要件）</p> <p>第 4 条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。</p> <p>(1) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母</p> <p>イ 父母が婚姻を解消した児童</p> <p>ロ 父が死亡した児童</p> <p>ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童</p> <p>ニ 父の生死が明らかでない児童</p> <p>ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの</p> <p>(2) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父</p> <p>イ 父母が婚姻を解消した児童</p> <p>ロ 母が死亡した児童</p> <p>ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童</p> <p>ニ 母の生死が明らかでない児童</p> <p>ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの</p>

- (3) 第1号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の母がない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する（児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合（父がない場合を除く。）若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の父がない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者
- 2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号から第4号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。
- (1) 日本国内に住所を有しないとき。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親に委託されているとき。
- (3) 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- (4) 母の配偶者（前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。
- (5) 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- (6) 父の配偶者（前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。）に養育されているとき。
- 3 第1項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。

児童扶養手当法施行規則

（受給資格喪失の届出）

第11条 受給者は、法第4条に定める手当の支給要件に該当しなくなつたときは、速やかに、児童扶養手当資格喪失届（様式第9号）を手当の支給機関に提出しなければならない。

② 債権（未収金）の内容

名称	児童扶養手当過払金返還金
根拠法令等	児童扶養手当法 児童扶養手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号） 児童扶養手当法施行規則
令和 2 年度末金額	14,875 千円
令和 2 年度末件数	28 件
債権の法的性質	非強制徴収公債権

③ 未収金の額の推移

【児童扶養手当過払金返還金】

（単位：千円）

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成 28 年度	現年度分	4,329	1,078	-	3,251	24.9%
	滞納繰越分	16,816	762	-	16,054	4.5%
	合計	21,146	1,841	-	19,305	8.7%
平成 29 年度	現年度分	4,912	2,316	-	2,596	47.1%
	滞納繰越分	19,263	541	-	18,721	2.8%
	合計	24,176	2,857	-	21,318	11.8%
平成 30 年度	現年度分	6,723	3,941	-	2,782	58.6%
	滞納繰越分	20,148	552	346	19,249	2.7%
	合計	26,871	4,493	346	22,031	16.7%
令和 元年度	現年度分	11,029	7,954	-	3,075	72.1%
	滞納繰越分	22,031	1,601	1,752	18,676	7.3%
	合計	33,061	9,556	1,752	21,752	28.9%
令和 2 年度	現年度分	2,812	2,217	-	595	78.8%
	滞納繰越分	21,752	2,897	4,573	14,280	13.3%
	合計	24,564	5,115	4,573	14,875	20.8%

（出典：市提供資料）

平成 28 年度及び平成 29 年度は督促、催告が適切に実施できておらず、収納率が低い。また令和元年度から督促・催告を積極的に実施した結果、収納率が増加している。

(2) 未収金の回収業務

① 未収金の回収業務

債権管理は表計算ソフトにて台帳を作成し行っている。当該債権管理台帳には、未納入通知書、督促、催告の日時を記録している。債権の回収は、債務者に対して納入の通知により請求することから始まり、当該納入通知には、年度、歳入科目、納入すべき金額、納付期限、納入場所及び請求の事由が記載される。督促は、上記納付期限までに納付がない場合に、納付期限の翌日から起算して 20 日以内に書面によって行われ、督促をしても納入されない場合には、文書・電話等により催告が行われる。

② 結果及び意見

【結果 13】

催告してもなお納入しない債務者への対応として、裁判上の手続によって債権回収するといった適切な方法を検討すべきである。

今回の調査において、督促や催告を受けてもなお債務者が納入せず、一定の時効期間が経過した場合に、裁判上の手続による債権回収について検討を行っているか確認できなかった。裁判を行うために必要となる各種費用を把握し、費用対効果を含む回収可能性の検討を適時に実施すべきである。

過去、強制的な債権回収の手続を実施したことはなく、時効により回収が不能となる債権の期日が近づく度に、職員等によって口頭で不納欠損処理が妥当だと結論付けている。回収業務として、債権が時効によっていたずらに消滅しないように管理し、債権の保全が求められているなか、別途機会も設けず、口頭のみで回収を諦めるという判断はすべきではない。

債権の回収可能性について慎重に検討し、また検討の過程を記録として残すことが事後評価や検証のため必要であると考えられる。

15 アルミ缶・スチール缶売却処分収入

(1) 概要

① 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	地方自治法、民法等
所管部局	環境部
所管課	リサイクル推進課
制度内容	<p>市は、市の事業として、市民が排出したアルミ缶及びスチール缶を収集、選別及びプレス加工している。その後、市はプレス加工したアルミ缶及びスチール缶を業者に売り渡しており、当該売渡しに係る代金が市の歳入（債権）となる。</p> <p>売渡先については、市で指名業者登録された者の中から古物商等の免許等を有する者を複数選定している。</p> <p>その後、これら選定した業者を指名競争入札に参加（指名）させ当該入札を執行し、売渡先を決定している。</p>

② 債権（未収金）の内容

名称	アルミ缶売却処分収入 スチール缶売却処分収入
根拠法令等	地方自治法及び民法等
令和2年度末金額	アルミ缶：49,606千円 スチール缶：11,303千円
令和2年度末件数	アルミ缶：2件（債務者数） スチール缶：2件（債務者数）
債権の法的性質	私債権

③ 未収金の額の推移

【アルミ缶売却処分収入】

（単位：千円）

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成28年度	現年度分	27,671	27,671	-	-	100.0%
	滞納繰越分	50,216	-	-	50,216	0.0%
	合計	77,888	27,671	-	50,216	35.5%
平成29年度	現年度分	33,411	33,411	-	-	100.0%
	滞納繰越分	50,216	-	-	50,216	0.0%
	合計	83,627	33,411	-	50,216	40.0%

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成 30年度	現年度分	31,318	31,318	-	-	100.0%
	滞納繰越分	50,216	610	-	49,606	1.2%
	合計	81,534	31,928	-	49,606	39.2%
令和 元年度	現年度分	26,502	26,502	-	-	100.0%
	滞納繰越分	49,606	-	-	49,606	0.0%
	合計	76,108	26,502	-	49,606	34.8%
令和 2年度	現年度分	27,005	27,005	-	-	100.0%
	滞納繰越分	49,606	-	-	49,606	0.0%
	合計	76,611	27,005	-	49,606	35.2%

【スチール缶売却処分収入】

(単位：千円)

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成 28年度	現年度分	4,603	4,603	-	-	100.0%
	滞納繰越分	11,417	-	-	11,417	0.0%
	合計	16,020	4,603	-	11,417	28.7%
平成 29年度	現年度分	6,836	6,836	-	-	100.0%
	滞納繰越分	11,417	-	-	11,417	0.0%
	合計	18,253	6,836	-	11,417	37.5%
平成 30年度	現年度分	7,598	7,598	-	-	100.0%
	滞納繰越分	11,417	113	-	11,303	1.0%
	合計	19,016	7,712	-	11,303	40.6%
令和 元年度	現年度分	5,775	5,775	-	-	100.0%
	滞納繰越分	11,303	-	-	11,303	0.0%
	合計	17,078	5,775	-	11,303	33.8%
令和 2年度	現年度分	5,520	5,520	-	-	100.0%
	滞納繰越分	11,303	-	-	11,303	0.0%
	合計	16,823	5,520	-	11,303	32.8%

(出典：市提供資料)

(2) 滞納債権の状況

① 滞納債権の状況

アルミ缶売却処分収入・スチール缶売却処分収入ともに、現年度調定分の直近5年間の収納率は100%となっている一方、滞納繰越分については収入未済額(未収金)が計上されている。

この未収金に係る債務者は2名であり、2名ともアルミ缶売却処分収入・スチール缶売却処分収入それぞれを滞納している。

このことから、市は2名の債務者に債務の履行（未収金の支払い）を求めべく裁判所に支払督促の申立てを行ったものの、両債務者とも督促異議の申立てを行ったことから訴訟に移行したが、それぞれ市が勝訴している。

市が勝訴したものの、債務者から債務の履行がなされなかったことから、確定判決により、市は裁判所に申立て債務者2名の財産を差し押さえた。

うち1名については、平成30年度に生命保険解約返戻金等を取り立てたが回収額が債権額に達していない。

このことは、未収金が私債権であることから税とは異なり強制的な調査権限がなく、あらかじめ債務者の財産を捕捉できないことが障壁となっている。

そのため、民事執行法第197条第1項に規定される財産開示手続並びに第205条第1項及び第207条第1項に規定される第三者からの情報取得手続等も視野に入れ、新たな差押財産の捕捉に努めている。

もう1名については、平成29年度から給与債権を差し押さえているが、この債務者は環境清美工場所管債権の債務者でもあり、現在取り立てている給与債権については環境清美工場所管債権を先に充当しているため、時効は進行していないもののリサイクル推進課所管債権の縮減には至っていない。

民事執行法

（実施決定）

第197条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

- (1) 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき。
- (2) 知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

2～6 （略）

（債務者の不動産に係る情報の取得）

第205条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める者の申立てにより、法務省令で定める登記所に対し、債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物その他これらに準ずるものとして法務省令で定めるものに対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるものについて情報の提供をすべき旨を命じなければなら

ない。ただし、第1号に掲げる場合において、同号に規定する執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

1 第197条第1項各号のいずれかに該当する場合	執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者
2 (略)	(略)

2 (略)

(債務者の預貯金債権等に係る情報の取得)

第207条 執行裁判所は、第197条第1項各号のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、次の各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

1 銀行等(銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構をいう。以下この号において同じ。)	債務者の当該銀行等に対する預貯金債権(民法第四百六十六条の五第一項に規定する預貯金債権をいう。)に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの
2 振替機関等(社債、株式等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。)	債務者の有する振替社債等(同法第279条に規定する振替社債等であつて、当該振替機関等の備える振替口座簿における債務者の口座に記載され、又は記録されたものに限る。)に関する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの

2・3 (略)

② 結果及び意見

記載すべき結果及び意見はない。

1.6 破碎スクラップ・アルミスクラップ売却処分収入

(1) 概要

① 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	地方自治法、民法等
所管部局	環境部
所管課	環境清美工場
制度内容	環境清美工場より集積された破碎スクラップ、アルミスクラップを業者に売却する。スクラップ等回収業者は年2回指名競争入札を実施することにより選定し、落札業者と単価契約を交わした後、集積されたスクラップ等の回収した重量に応じて売却金額を請求する。

② 債権（未収金）の内容

名称	破碎スクラップ売却処分収入 アルミスクラップ売却処分収入
根拠法令等	地方自治法及び民法等
令和2年度末金額	破碎スクラップ：25,211千円 アルミスクラップ：4,920千円
令和2年度末件数	破碎スクラップ：2件（未収金に係る債権数） アルミスクラップ：3件（未収金に係る債権数）
債権の法的性質	私債権

③ 未収金の額の推移

【破碎スクラップ売却処分収入】

（単位：千円）

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成 28年度	現年度分	11,429	11,429	-	-	100.0%
	滞納繰越分	26,440	618	-	25,821	2.3%
	合計	37,869	12,047	-	25,821	31.8%
平成 29年度	現年度分	17,555	17,555	-	-	100.0%
	滞納繰越分	25,821	610	-	25,211	2.4%
	合計	43,377	18,165	-	25,211	41.9%
平成 30年	現年度分	16,125	16,125	-	-	100.0%
	滞納繰越分	25,211	-	-	25,211	0.0%
	合計	41,337	16,125	-	25,211	39.0%

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
令和 元年度	現年度分	5,939	5,939	-	-	100.0%
	滞納繰越分	25,211	-	-	25,211	0.0%
	合計	31,150	5,939	-	25,211	19.1%
令和 2年度	現年度分	7,144	7,144	-	-	100.0%
	滞納繰越分	25,211	-	-	25,211	0.0%
	合計	32,356	7,144	-	25,211	22.1%

【アルミスクラップ売却処分収入】

(単位：千円)

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成 28年度	現年度分	2,996	2,996	-	-	100.0%
	滞納繰越分	6,722	308	-	6,413	4.6%
	合計	9,718	3,304	-	6,413	34.0%
平成 29年度	現年度分	3,958	3,958	-	-	100.0%
	滞納繰越分	6,413	-	-	6,413	0.0%
	合計	10,371	3,958	-	6,413	38.2%
平成 30年度	現年度分	2,744	2,744	-	-	100.0%
	滞納繰越分	6,413	751	-	5,662	11.7%
	合計	9,158	3,496	-	5,662	38.2%
令和 元年度	現年度分	2,020	2,020	-	-	100.0%
	滞納繰越分	5,662	403	-	5,258	7.1%
	合計	7,682	2,423	-	5,258	31.5%
令和 2年度	現年度分	966	966	-	-	100.0%
	滞納繰越分	5,258	338	-	4,920	6.4%
	合計	6,225	1,304	-	4,920	21.0%

(出典：市提供資料)

破碎スクラップ売却処分収入・アルミスクラップ売却処分収入ともに、直近5年間の現年度調定分の収納率は100%となっている。一方、滞納繰越分については、平成18年～25年度に発生した計4事業者のうち3事業者に対する債権の回収が進んでおらず、平成28年度以降の収納率は0～10%程度で推移している。なお、平成28年度以降不納欠損処理は実施していない。

(2) 入札事務

① 指名競争入札の方法

市は、回収業者の決定にあたり、指名競争入札を採用している。指名競争入札では、入札参加資格者名簿から市内の鉄・金属屑の買受業者を抽出し、各業者に対し、指名業者として選定された旨を記載した入札指名通知書を送付する。入札指名通知書の送付に際し、入札条件も合わせて通知する。通知書を受け取った業者は、入札条件を確認し、応札する。ただ、入札条件のうち、業者の財務状況に関する要件は「入札日時点において、過去の契約に係る代金の滞納金がないこと」のみが設定されており、現在の財務状況を評価する仕組みは導入されていない。

② 結果及び意見

【意見 12】

指名競争入札の実施に当たり、財務状況が良好でない事業者を排除する仕組みがないため、財務状況を事前に評価する仕組みを導入することが望ましい。

市が定めている指名競争入札の入札条件のうち、財務状況に関する要件は、過去の契約に係る代金の滞納金がないことのみとなっている。これでは、滞納がすでに発生した事業者のみしか入札から排除できず、滞納の発生を事前に防ぐ仕組みとしては不十分と言わざるを得ない。財務状況が良好でない事業者を事前に評価する仕組みを導入することが望ましい。

具体的には、入札条件に決算書の提出及び債務超過の有無等の財務安全性の指標を導入する、決算書が入手できない個人事業主の場合は所得税や社会保険料の滞納の有無を確認するなどが考えられる。

1 7 学校給食費

(1) 概要

① 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）、奈良市学校給食費の管理に関する条例（平成 25 年奈良市条例第 77 号）
所管部局	教育部
所管課	保健給食課
制度内容	以下参照

本制度は、次の事項を目的として、本市が小学校及び中学校に通う児童・生徒に給食を提供するものである。

学校給食法

（学校給食の目標）

第 2 条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- (1) 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- (2) 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- (3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- (4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (5) 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- (6) 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- (7) 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

② 債権（未収金）の内容

名称	保健給食費
根拠法令等	学校給食法、奈良市学校給食費の管理に関する条例
令和 2 年度末金額	38,090 千円
令和 2 年度末件数	8,453 件（未収金に係る債権数）
債権の法的性質	私債権

学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担と規定されている（学校給食法第11条第1項）。そのため、保護者から徴収する学校給食費はこれ以外の経費（食材費等）に充てられることになる（同条第2項）。

学校関係経費は、大別すると税金等の収入により賄われる「公費」と、児童・生徒、保護者等が自らのために個人負担する「私費」がある。そのうち私費については、学校徴収金として各学校長が保護者から直接回収し、管理する必要がある。市では、平成25年度までは、学校給食費については私費会計の扱いであったため、各学校で教職員が保護者から直接回収し、未納が発生した場合は督促等も実施してきた。しかし、教職員の業務負担の軽減や徴収・管理業務の効率化等を目的とし、平成26年度から、学校給食費を市の会計に組み入れる、公会計化を実施した。公会計化後は、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務は市が直接実施することとなった。

③ 未収金の額の推移

【学校給食費】

（単位：千円）

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成 28年度	現年度分	1,001,592	990,984	-	10,607	98.9%
	滞納繰越分	15,828	2,582	-	13,246	16.3%
	合計	1,017,421	993,567	-	23,854	97.7%
平成 29年度	現年度分	1,084,600	1,072,893	-	11,707	98.9%
	滞納繰越分	23,854	5,268	-	18,585	22.1%
	合計	1,108,455	1,078,161	-	30,293	97.3%
平成 30年度	現年度分	1,118,264	1,105,041	-	13,222	98.8%
	滞納繰越分	30,295	7,364	-	22,931	24.3%
	合計	1,148,559	1,112,406	-	36,153	96.9%
令和 元年度	現年度分	1,041,029	1,028,739	-	12,289	98.8%
	滞納繰越分	36,153	6,298	-	29,855	17.4%
	合計	1,077,182	1,035,038	-	42,144	96.1%
令和 2年度	現年度分	990,532	980,547	-	9,984	99.0%
	滞納繰越分	42,143	14,037	-	28,106	33.3%
	合計	1,032,675	994,585	-	38,090	96.3%

（出典：市提供資料）

平成 30 年度まで収納率は上昇していたものの未収債権額は増加し続けており、令和元年度には未収債権額がさらに増えたと同時に、収納率も悪化に転じた。しかし、令和 2 年度の未収債権額は前年と比較して減少に転じ、滞納繰越分の収納率も過去 5 年間で最も高い数値となっている。これは、同年から未収債権の回収業務を弁護士法人に委託したことによる成果である。

(2) 未収金の回収業務

① 未収金の回収業務

学校給食費は学校給食法及び奈良市学校給食費の管理に関する条例で定められており、市では、小学校の児童の保護者は日額 246 円、中学校の生徒の保護者は日額 300 円を納付しなければならない（奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則（平成 26 年奈良市規則第 3 号）別表（第 5 条関係））。学校給食を受けた児童生徒の管理は学校給食徴収金等システムで管理しており、喫食月（前月）の給食数の実績に基づき、納期限（調定月の 28 日、8 月分は 10 月 28 日）の 15 日前に同システムで自動計算して口座引き落としのデータを作成の上、取引銀行に提出して口座引き落としの依頼を行う。納期限である 28 日に引き落としができなかった保護者については、翌月 10 日頃に、銀行から保健給食課に送付される口座振替結果を同システムに取り込み自動判別する。保健給食課では、当該結果に基づき、未納判別日の翌々日に保護者に督促状を発送し、それでもなお、支払がない保護者については、年に 2 回催告書を発送する。

② 債権回収業務の外部委託

催告書を送付しても、なお、学校給食費の支払がない場合、従来、電話での督促などの回収業務は、保健給食課の職員が実施していた。しかし、収納率が向上しないことから、令和 2 年度から、催告書を送付しても支払がない保護者に対する回収業務については、弁護士法人への委託を開始した。弁護士法人は、1 か月に一度、滞納整理課を通して保健給食課に、実績報告書を提出して回収状況を報告している。また、保健給食課では、実績報告書と共に送付される交渉状況報告書により、弁護士法人による毎月の架電・催告書送付の日時や交渉内容といった詳細な情報も把握している。なお、保護者が時効の援用をするなどにより回収が不可能となった場合は、弁護士法人から回収不能報告書を保健給食課に対して提出することとなっている。

回収業務を弁護士法人に委託したことにより、それまで増加し続けていた未収債権額は減少に転じ、滞納繰越分の収納率も過去 5 年間で最も高い数値となっている。令和 3 年度 7 月時点では総委託金額のうち 50.3%にあたる 14,322 千円を回収できており、大きな効果があったといえる。

③ 遅延損害金

遅延損害金については、奈良市学校給食費の管理に関する要綱（平成 26 年奈良市告示第 200 号）第 9 条で、納付期限までに学校給食費を納付しないときは遅延損害金を徴収することができる旨が規定されている。しかし、市では、学校給食費の延滞者に対し遅延損害金を徴収している自治体は少ないこと、遅延損害金は民法上義務化されていないこと、徴収体制を含め費用対効果を得られないとの理由で、滞納者から遅延損害金の徴収は行っていない。

④ 結果及び意見

【意見 13】

学校給食費について遅延損害金を徴収していないが、平等性等の観点から、遅延損害金の徴収を検討することが望ましい。

市では、学校給食費の滞納者に対し遅延損害金を徴収している自治体は少ないこと、遅延損害金は民法上義務化されていないこと、徴収体制を含め費用対効果を得られないとの理由で、滞納者に対して遅延損害金の徴収は行っていない。たしかに、奈良市学校給食費の管理に関する要綱第 9 条に、納付期限までに学校給食費を納付しないときは遅延損害金を徴収することができる旨が規定されているが、遅延損害金の徴収を強制させるものではない。しかし、納期限までに適切に納付している者との平等性や、未納債権の早期回収の実効性を考慮すると、滞納者からの遅延損害金の徴収を検討することが望ましい。

【意見 14】

財産調査に係る同意を得る仕組みが整備されていない。強制執行の実効性を高めるためにも、あらかじめ同意を得る仕組みを整備することが望ましい。

弁護士法人に債権回収業務を委託しているもの以外については、奈良市が直接催告等を行い、回収業務を実施している。

その中には、民事訴訟法に規定される支払督促手続を経た上で、強制執行の申立てを行い、裁判所による手続によって相手側の財産を差し押さえて滞納債権を回収する必要があるものがある。この場合、滞納者の財産調査を実施する前提として、調査に係る同意をあらかじめ得ておく必要があるが、分納誓約を結んだ際、債務承認書兼分割納付誓約書兼財産調査同意書を徴取しているとのことである。しかし、分納誓約に応じない者については、財産調査の同意を得られていない。したがって、支払督促後、債務名義取得後の預貯金等の差押え等の強制執行を実効性のあるものにするため、「給食費口座振替依頼書」に財産調査に係る同意についての項目を追加するなど、あらかじめ同意を得る仕組みを整備することが望ましい。

1 8 給与等返還請求訴訟に基づく返還金

(1) 概要

① 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	民法
所管部局	総合政策部
所管課	人事課
制度内容	元市職員 A が複数の病気を理由に病休の取得を繰り返し、5年9か月の間に8日間しか出勤していなかったこと等を理由に懲戒免職とし、給与等の返還請求を実施した。その後、議会の同意を得て裁判を提起し、市の全面勝訴により返還額が確定したが、いまだに債権全額の回収には至っていない。

② 債権（未収金）の内容

名称	給与等返還請求訴訟に基づく返還金
根拠法令等	民法
令和2年度末金額	21,286千円
令和2年度末件数	1件（債務者数）
債権の法的性質	私債権

③ 未収金の額の推移

(単位：千円)

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成 28年度	現年度分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	21,442	-	-	21,442	0.0%
	合計	21,442	-	-	21,442	0.0%
平成 29年度	現年度分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	21,442	156	-	21,286	0.7%
	合計	21,442	156	-	21,286	0.7%
平成 30年度	現年度分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	21,286	-	-	21,286	0.0%
	合計	21,286	-	-	21,286	0.0%
令和 元年度	現年度分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	21,286	-	-	21,286	0.0%
	合計	21,286	-	-	21,286	0.0%

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
令和 2年度	現年度分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	21,286	-	-	21,286	0.0%
	合計	21,286	-	-	21,286	0.0%

(出典：市提供資料)

(2) 未収金発生の経緯及びその後の経過

平成18年に元市職員Aが長期間にわたって病休を繰り返している問題が発覚した。元職員Aは、5年9か月の間に8日間しか勤務しておらず、建設会社を実質的に経営していた。そのため、平成18年10月27日に市は元職員Aを懲戒免職するとともに、同年12月25日に給与等の返還を請求した。その後、平成19年3月12日、奈良市議会で元職員Aへの給与等の返還請求の同意が議決され、同年4月17日に裁判所へ給与返還請求を申し立て、同年7月5日に市が全面勝訴するに至った。そして、同年7月20日、21,978,541円の返還額が確定している。

その後、平成19年8月に銀行口座の差押えを実施し、給与が減額となることによって生じる各種の返還金により回収したが（奈良税務署に対する所得税還付請求、互助会に対する互助会費返還請求、市の市民税課に対する市民税還付請求）、回収額は合計で535,604円にとどまった。以降、これ以上の返済能力はないと判断され、遅々として回収が進まなかったが、判決確定から10年が経過する平成29年7月10日に裁判所に債権差押命令申立て及び強制執行（動産執行）申立てを実施し、複数の口座から合計で156,756円が回収された。この強制執行の手続を取ったことにより、時効が更新され、令和9年まで時効到来が延長されたことになる。

なお、毎月、人事課より催告書及び納付書を特定記録郵便で送付し、回収の努力を続けている。

(3) 結果及び意見

記載すべき結果及び意見はない。

1 9 損害賠償金

(1) 概要

① 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	民法、奈良市債権管理条例
所管部局	総務部
所管課	契約課
制度内容	-

② 債権（未収金）の内容

名称	損害賠償金
根拠法令等	民法、奈良市債権管理条例
令和 2 年度末金額	2,470 千円
令和 2 年度末件数	1 件（債務者数）
債権の法的性質	私債権

損害賠償金は、市で執行した制限付一般競争入札 31 件（平成 18 年 7 月から同年 10 月まで）において、入札業者間で談合が行われたために市が損害を被ったとして、平成 21 年 9 月 1 日に市が落札業者 31 業者に対し損害賠償請求を行ったことによるものである。そのうち支払いに応じなかった 12 業者に対して、市は平成 21 年 11 月 27 日に訴訟を起こした。当該 12 業者に関する状況は次のとおりである。

3 業者	全額納入により訴訟取下げ。
6 業者	全額支払判決の確定後、全額回収が完了。
2 業者	全額支払判決の確定後、平成 25 年度に民事執行法に基づき財産開示請求を行い裁判官の前で無資力の宣言を実施。令和 2 年度に不納欠損処理を実施（4,362 千円）。
1 業者	全額支払判決の確定後、滞納が続いている（2,470 千円）。令和 3 年度に債権の時効 10 年（民法第 166 条第 1 項第 2 号、旧民法第 167 条第 1 項）を経過することから不納欠損を行う予定。

上記のほか、訴訟前に自己破産したため、1 業者が免責許可を受けている。損害賠償請求をしなかったことから損害賠償請求権の時効 3 年（民法第 724 条）が経過しており、令和 2 年度に 1,669 千円の不納欠損処理を実施した。

③ 未収金の額の推移

【損害賠償金】

(単位：千円)

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成 28年度	現年度分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	8,501	-	-	8,501	0%
	合計	8,501	-	-	8,501	0%
平成 29年度	現年度分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	8,501	-	-	8,501	0%
	合計	8,501	-	-	8,501	0%
平成 30年度	現年度分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	8,501	-	-	8,501	0%
	合計	8,501	-	-	8,501	0%
令和 元年度	現年度分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	8,501	-	-	8,501	0%
	合計	8,501	-	-	8,501	0%
令和 2年度	現年度分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	8,501	-	6,031	2,470	0%
	合計	8,501	-	6,031	2,470	0%

(出典：市提供資料)

(2) 不納欠損処理

① 不納欠損処理の時期

損害賠償金は私債権であることから、時効期間である10年(民法第166条第1項第2号、旧民法第167条第1項)が経過した後に債務者が時効の援用をして初めて時効が成立して債権が消滅し不納欠損が可能となる(民法第145条)。しかし、無資力の債務者から債権を回収することは困難な場合が多く、時効期間が経過し債務者から時効の援用があるまで債権を管理することはかなりの手間やコストがかかり適切とは言えない。そこで、債権管理条例第11条第5号の規定により、時効の援用がない場合であっても、時効期間が経過していれば債権を放棄し不納欠損を行うことができる旨が規定されている。

しかし、これでは時効期間を経過するまでは同じように手間とコストを負担しなければならず、やはり債権管理をする上で適切とは言えない。そこで、債権管理条例第11条第6号に、債務者が無資力で回収が困難と認められる場合には、即座に債権放棄及び不納欠損を行うことができる旨が規定されている。

奈良市債権管理条例

(債権の放棄)

第 11 条 債権管理者は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びこれに係る延滞金等を放棄することができる。

(5) 私債権について消滅時効の時効期間が経過したとき。

(6) 令第 171 条の 2 に規定する強制執行等又は令第 171 条の 4 に規定する債権の申出等の措置をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の措置又は債権の申出等の措置が終了したときにおいて、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行させることが困難又は不相当であると認められるとき。

② 結果及び意見

【結果 14】

回収が困難な債権について適切な時期に不納欠損処理されていない。債権管理条例に基づき、適切な時期に不納欠損処理すべきである。

令和 2 年度に不納欠損処理した 3 業者のうち 2 業者については、無資力の宣言を行った平成 25 年度の時点で債務を履行させることが困難であることが明らかであったことから、債権管理条例第 11 条第 6 号に基づき債権放棄及び不納欠損を行うべきであったといえる。また、残りの 1 業者は訴訟前に自己破産による免責を受けており損害賠償請求権を行使していないため、損害賠償請求を命じた判決が確定した平成 21 年度から 3 年を経過した平成 24 年度の時点で時効を迎えることになり（民法第 724 条）、この時点で債権管理条例第 11 条第 5 号に基づき債権放棄及び不納欠損を行うべきであったといえる。しかし、平成 25 年 3 月に施行された債権管理条例の認識が所管課として十分でなかったため、適切な時期ではない令和 2 年度に不納欠損を行うこととなった。債権管理条例に基づき、適切な時期に債権放棄及び不納欠損処理を行う必要がある。

なお、このような債権の取扱いについては市の債権管理マニュアルでも記載されており、マニュアルの周知徹底を行い同様の事例が発生しないようにすべきである。

20 農業経営構造対策事業費補助金返還金

(1) 概要

① 制度の概要

事業名称	アグリ・チャレンジャー支援事業
根拠法令等	食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）、アグリ・チャレンジャー支援事業実施要領（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 経営第 6897 号農林水産事務次官依命通知）、奈良市補助金等交付規則（昭和 59 年奈良市規則第 23 号）
所管部局	観光経済部
所管課	農政課

(ア) 制度内容

アグリ・チャレンジャー支援事業は、農業生産を核として加工、流通、情報、交流等の分野に取り組むアグリ・ビジネスに積極的に挑戦する「アグリ・チャレンジャー」を支援するため、国の財源により農業事業に要する経費の一部を補助する事業である。アグリ・ビジネスとは、農業を中心に農産物加工、貯蔵、流通販売、農機具・肥料製造などを含めた産業を指す。補助金は国から都道府県へと交付され、都道府県から市町村、市町村から補助事業者へと交付される。

事業としては、プロポーザル事業、ビジネス・サポート事業、ビジネス・スタート事業の 3 つがあり、このうち補助金を交付したものはビジネス・スタート事業である。

なお、平成 17 年 4 月に、強い農業づくり交付金実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8260 号農林水産事務次官依命通知）が施行されたことに伴い、平成 16 年度末に当該事業は終了している。

(イ) 補助の対象となる団体

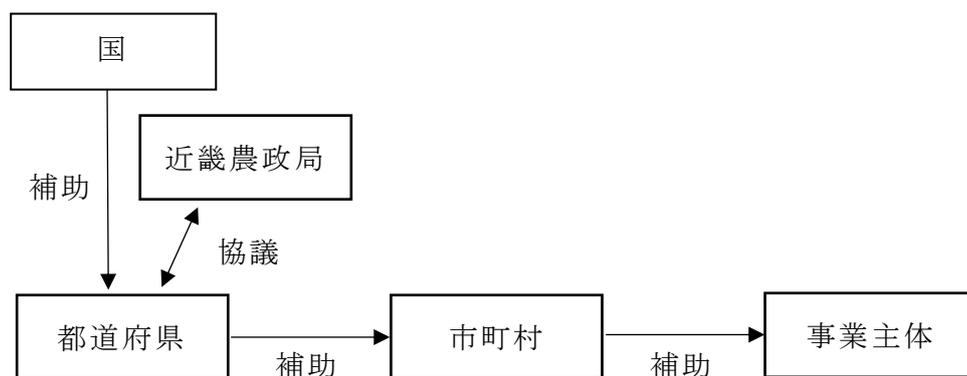
「認定農業者等の組織する団体、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他経営局長が別に定める者」であり、「認定農業者等の組織する団体」については、「原則農家 3 戸以上が構成員に含まれている団体、かつ、当該農家が全体の議決権の過半を占める等当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる団体」と規定されている。

(ウ) 補助率

事業に要する経費の 2 分の 1 以内。ただし、農林漁業体験施設及びこの附帯施設については 10 分の 4 以内について補助する。

(エ) 補助事業の事務手続

補助を受けようとする事業主体は、市町村の指導のもとにアグリ・ビジネスの展開方針等を定めたビジネス・スタート事業計画を作成し、市町村を経由して県に提出する。都道府県は、国（地方農政局長）と協議を行い、事業計画の内容を検討し、承認を行う。承認を受けた事業主体は、市町村に補助金の交付の申請を行い、市町村は、当該書類を受理し適当と認めた場合には、補助金の交付を決定する。その後、事業主体は事業計画に基づく全ての事業が完了したときに、市町村を通じて都道府県に報告し、都道府県はこれを取りまとめ、国（地方農政局）に提出する。



② 債権（未収金）の内容

名称	農業経営構造対策事業費補助金返還金
根拠法令等	食料・農業・農村基本法、アグリ・チャレンジャー支援事業実施要領、奈良市補助金等交付規則
令和2年度末金額	26,758 千円
令和2年度末件数	1 件（債務者数）
債権の法的性質	私債権

都祁村（平成 17 年 4 月に奈良市に編入）は、平成 16 年 7 月に有限会社 A に対し、平成 16 年度アグリ・チャレンジャー支援事業に係る補助金を交付することを決定した。事業内容は道の駅「針テラス」での果物の収穫体験施設の開設・運営であり、事業費は 180,000 千円、補助金額は 72,000 千円（補助率 40%）である。

その後、平成 24 年 11 月に有限会社 A は針テラスを管理運営する株式会社 X に合併され、有限会社 A は解散した。それに伴い、補助対象となる要件である「農家 3 戸以上を含む団体」等の要件を欠いた状態となったため、市は平成 27 年 10 月に株式会社 X に対し、交付確定金額を控除した 23,441 千円について補助金等変更交付決定及び補助金等返還命令を行った。

③ 未収金の内容

平成 27 年 10 月に市が株式会社 X に対して発出した補助金等変更交付決定及び補助金等返還命令を送付後、株式会社 X は異議を申し立てたが、X の異議申立は却下された。

株式会社 X は市に対して、平成 28 年 6 月に異議申立却下決定取消請求（平成 28 年 8 月訴え取下げ）、平成 28 年 12 月に補助金等変更交付決定無効確認請求（訴え却下の後、平成 29 年 9 月、控訴期間経過のため判決確定）を提訴した。平成 29 年 8 月には債務不存在確認請求を提訴したが、市が不当利得返還請求を反訴したため、株式会社 X は債務不存在確認請求を取下げ、不当利得返還請求は平成 30 年 11 月に市の勝訴で判決が確定した。

当該判決の確定を踏まえて、市は株式会社 X に対し催告書を送付した。

④ 未収金の額の推移

【農業経営構造対策事業費補助金返還金】

（単位：千円）

	区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-B-C	収納率 B÷A
平成 28 年度	現年度分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	23,441	-	-	23,441	0.0%
	合計	23,441	-	-	23,441	0.0%
平成 29 年度	現年度分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	23,441	-	-	23,441	0.0%
	合計	23,441	-	-	23,441	0.0%
平成 30 年度	現年度分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	26,758	-	-	26,758	0.0%
	合計	26,758	-	-	26,758	0.0%
令和 元年度	現年度分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	26,758	-	-	26,758	0.0%
	合計	26,758	-	-	26,758	0.0%
令和 2 年度	現年度分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	26,758	-	-	26,758	0.0%
	合計	26,758	-	-	26,758	0.0%

（出典：市提供資料）

平成 30 年度は、平成 29 年度と比べ金額が 3,317,207 円増加しているが、これは遅延損害金等によるものである。

(2) 不納欠損処理

① 不納欠損処理の手続き

不納欠損処理の手続きとしては、時効期間が経過した後に債務者が時効の援用を行う場合が考えられるが、この方法では時効期間が経過するまでは不納欠損を行うことができない。しかし、株式会社 X は平成 31 年 1 月に破産手続を開始しているものの、令和 2 年 12 月には破産手続の異時廃止が決定しており、時効を迎える前に本債権の回収が困難であることが明らかな状態にある。そこで、時効期間を経過しなくても不納欠損処理を行うことができるように債権管理条例第 11 条第 7 号において、次のように規定されている。

奈良市債権管理条例

第 11 条 債権管理者は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びこれに係る延滞金等を放棄することができる。

(7) 令第 171 条の 5 に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが困難又は不相当であると認められるとき。

この相当期間とは、債権管理条例施行規則第 6 条で次のとおり規定されている。

奈良市債権管理条例施行規則

(債権の放棄)

第 6 条 条例第 11 条第 7 号に規定する相当の期間は、消滅時効の期間が 3 年以下の債権にあつては当該債権の消滅時効の期間とし、3 年を超える債権にあつては 3 年とする。

したがって、地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定により徴収停止を行えば、相当期間である 3 年経過後に、不納欠損を行うことができる。

本債権については、市は株式会社 X の破産手続の異時廃止により令和 3 年度中に徴収停止を行う予定である。これは、市の代理人から異時廃止の情報が市に伝達されておらず、令和 3 年度に担当職員の変更に伴って代理人に問い合わせた結果、当該情報が伝達されたのが令和 3 年 6 月になったからである。その後、債権放棄及び不納欠損処理を行うにあたり、条例所管課である滞納整理課と協議し、債権管理条例第 11 条第 7 号の規定により徴収停止を行い、相当の期間である 3 年（債権管理条例施行規則第 6 条）を経過した時点で不納欠損を行う予定となっている。

② 結果及び意見

【意見 15】

債務者である株式会社の破産手続の異時廃止決定から徴収停止の手続開始まで相当期間が経過しており、市の代理人との間で適時・適切に情報交換を行うことが望ましい。

針テラスの所管課である観光戦略課が、株式会社 X の破産申し立て及び施設の帰属をめぐる裁判等に関連し、市の代理人と常に連絡を取り合っていたものの、令和 2 年 12 月の株式会社 X の破産手続の異時廃止決定に関する情報は伝達されていなかった。市が当該情報を把握したのは、観光戦略課の担当職員が変更となり、代理人に問い合わせた翌年度の令和 3 年 6 月である。それ以降に滞納整理課と協議を行い徴収停止の手続を取ったため、徴収停止の手続開始が令和 3 年 8 月にずれ込んでいる。

もし、破産手続の異時廃止決定について即座に情報伝達ができていれば、令和 2 年度中に徴収停止の手続が完了した可能性もある。代理人との間で、適時・適切に情報交換を行うことが望ましい。

【意見 16】

債権管理条例第 11 条第 1 号の規定を法人に対しても適用できるようにする、又は、法人については別の規定を設ける等、例規等を整備することが望ましい。

市は、本債権について、債権管理条例第 11 条第 7 号の規定により徴収停止を行い、相当の期間である 3 年（債権管理条例施行規則第 6 条）を経過した時点で不納欠損処理を行う予定である。これは、債務者が死亡、失踪、行方不明その他これらに準ずる事情にあり、当該債権について徴収できる見込みがないと認められるときに債権放棄ができるとする債権管理条例第 7 条第 1 号の規定は個人についてのみ適用され、法人について適用することはできないとの判断による。また、免責や強制執行等も行っておらず、同条の他の規定によっても不納欠損処理を行うことができないことも理由である。これでは、法人が破産や解散し、債権の回収が不可能であることが明らかな場合であっても、徴収停止から 3 年経過しなければ不納欠損処理ができないことを意味し、市の財務諸表に実在性のない債権が計上されることにつながる。したがって、債権管理条例第 11 条第 1 号を法人についても適用できるようにする、あるいは、法人について新たな規定を設けるなど、例規等を整備することが望ましい。

2 1 行政代執行経費徴収金

(1) 概要

① 制度の概要

事業名称	—
根拠法令等	—
所管部局	環境部
所管課	廃棄物対策課
制度内容	行政代執行経費徴収金 不適正処理された特別管理産業廃棄物による生活環境保全上の支障を除去するために実施した行政代執行の経費の徴収に係る債権

② 債権（未収金）の内容

名称	行政代執行経費徴収金
根拠法令等	行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
令和 2 年度末金額	50,045 千円
令和 2 年度末件数	1 件（未収金に係る債権数）
債権の法的性質	強制徴収公債権

③ 未収金の内容

奈良市針町地内において、事業者 A が、ドラム缶に入った特定管理産業廃棄物である硫酸ピッチ等を処理基準に適合しない方法で長期間保管し放置していたため、ドラム缶が腐食し硫酸ピッチが漏出した。その結果、亜硫酸ガスの発生や土壌汚染、地下水汚染の危険性が生じ、生活環境保全上の支障が生じていた。

そのため、市は、平成 19 年 8 月 21 日付けで事業者 A 及び関係者 8 名に対し、「その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない」とする廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物の処理等に関する法律」という。）第 12 条の 2 第 2 項に反するとして、廃棄物の処理等に関する法律第 19 条の 5 に基づき、不適正処理した産業廃棄物の全量撤去及び適正処理の措置命令を発出した。しかし、事業者 A 及び関係者 8 名（以下「被措置命令者」という。）が措置命令を履行しなかったことから、市は、廃棄物の処理等に関する法律第 19 条の 8 に基づき、平成 20 年 4 月 18 日に被措置命令者に対して代執行通知を発出し、同年 4 月 23 日に行政代執行に着手した。

当該行政代執行に係る費用について行政代執行法第5条の規定により、市は、被措置命令者に対して、平成20年5月7日から平成20年8月27日までの間に計4回、合計67,882,500円の納付命令書等を発送している。

④ 未収金の額の推移

(単位：千円)

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		A	B	C	A-B-C	B÷A
平成 28年度	現年度分	-	-	-	-	
	滞納繰越分	52,322	270	-	52,052	0.5%
	合計	52,322	270	-	52,052	0.5%
平成 29年度	現年度分	-	-	-	-	
	滞納繰越分	52,052	270	-	51,782	0.5%
	合計	52,052	270	-	51,782	0.5%
平成 30年度	現年度分	-	-	-	-	
	滞納繰越分	51,782	469	-	51,313	0.9%
	合計	51,782	469	-	51,313	0.9%
令和 元年度	現年度分	-	-	-	-	
	滞納繰越分	51,313	634	-	50,679	1.2%
	合計	51,313	634	-	50,679	1.2%
令和 2年度	現年度分	-	-	-	-	
	滞納繰越分	50,679	634	-	50,045	1.3%
	合計	50,679	634	-	50,045	1.3%

(出典：市提供資料)

納付命令総額67,882,500円に対し、令和2年度末でも50,045,797円の収入未済が残存しており、徴収率は26%にとどまっている。

(2) 未収金の回収業務

① 未収金の回収業務

奈良市債権管理条例及び当該条例に基づく奈良市債権管理マニュアルに従って未収金の回収業務が行われている。

当該未収金は不真正連帯債務(※)であり各債務者が連帯して全額の債務を負うが、相対効(各債務者のうち1人の債務が消滅したとしても他の債務者の債務は消滅しない)であるため、全ての債務者の債務が消滅しなければ不納欠損処理は実施しない。実際、当初の納付命令の発出対象は1法人8個人であったが、執行停止後の時効成立等により1法人4個人の債務が消滅し、

現在は4個人が対象である。現在、債務が残存している対象者とは毎年面談し、納付計画書兼債務承認書の提出を受け、分納による納付を受けている。

※不真正連帯債務とは、複数名による共同不法行為等により負った債務に関して、複数名が同一の債務を独立してそれぞれ全責任を負うものであり、さらに、複数の債務者のうち一人が債務を免除されたとしても、他の債務者は債務を免除されない連帯債務をいう。

② 結果及び意見

記載すべき結果及び意見はない。

第4 総括的な意見

1 債権管理の統括的な役割を担う所管課の設置について

市では、債権管理に関して、滞納整理課が以下の事項を実施している。

- ・ 債権管理マニュアルの作成及び全庁的周知
- ・ 税外債権を所管する各所管課への債権徴収方策に係る指導助言
- ・ 強制徴収公債権所管課からの照会に応じ、預金情報等の財産調査情報等を提供
- ・ 滞納債権について、弁護士法人への委託による回収への関与

ただ、滞納整理課が実施するのは、あくまでも各所管課に対する指導助言であり、基本的には債権管理は各所管課が行うこととなっている。また、各所管課の債権管理の状況をモニタリングする仕組みもない。その結果、マニュアルの活用が進んでいないケースや、債権管理条例が認知されていないケースなどが散見され、ノウハウの共有等も進んでいる状況ではなかった。これは、ひとえに、各所管課の債権管理を統括する所管課が不在であることに起因する可能性が考えられる。このような状況を改善するには、十分な人員を確保した上で、債権管理統括する所管課を設置する、債権の法的性質に応じた専門グループへ集約する、又は、滞納整理課が各所管課に対して直接指導するなどの手法を取り入れることも一案ではないかと考えられる。債権管理を統一的に実施できる方法を検討されたい。

2 滞納債権の回収に向けた取組と不納欠損処理について

(1) 弁護士法人への滞納債権の回収委託について

平成24年度以降、順次、滞納債権について弁護士法人への回収委託を開始し、回収委託を実施した債権については、一定の収納率向上が見られた。収納率の向上は好ましいことであり、滞納債権の回収に向けた取組として評価すべきことである。しかし、委託先の弁護士法人は強制調査権を有しているわけではなく、これまで回収業務に携わってきた職員と何ら立場の変わるところはない。にもかかわらず、収納率が大幅に向上するという事は、これまでの滞納債権の回収に向けた取組が不十分であったことの裏返しともいえる。実際、機械的に催告書を送付するのみで、督促、催告を十分に行っていなかった部署も見受けられた。本来、滞納債権を発生させなければ、また、滞納債権が発生しても職員が督促等を実施して適切に回収できれば、弁護士法人に対して委託料を支払う必要はなかったはずである。1に記載のとおり、債権管理の統括的な役割を担う部署の設置、債権の法的性質に応じた専門グループへの集約など、滞納債権の回収に向けた取組をより一層進めることで、

外部に頼らずとも、市の職員のみで高い収納率を維持できる体制の構築を目指すことが望ましい。

なお、現在、時効期間経過後の私債権についても、基本的に債権回収を委託する方針としている。しかし、時効期間が経過している私債権は、債務者が時効を援用すれば時効が成立して回収が不可能となるため、債権回収が困難となる可能性がある。時効の援用がどの程度実施されるか実績を確認しつつ、回収を委託する債権の範囲を慎重に判断することが望ましい。

(2) 不納欠損処理について

滞納債権については、最大限の回収努力をしなければならないが、それでも回収が不可能である場合、不納欠損処理が必要となる。公債権については時効期間の経過によって債権が消滅するため、時効が経過すると速やかに不納欠損処理が行われる。一方、私債権については時効期間が経過しても債務者が時効を援用しない限り債権は消滅しないため、不納欠損が出来ず、回収可能性のない債権を計上し続けることになる。これでは実在性が低い債権を財務書類に開示し続けることになるだけでなく、管理コストの面からも非効率である。そのため、市では債権管理条例を定め、一定の要件を満たした場合は権利放棄を実施して不納欠損処理を行うことを可能としている。しかし、ほとんどの所管課では時効の援用がないと債権の消滅を認識しておらず、債権管理条例が有効に機能しているとは言えない。回収可能性が著しく低い債権については、管理コストも考慮し、不納欠損処理を進めていくことを検討すべきである。

なお、債権管理条例での債権放棄は滞納者が自然人である場合を想定して規定しているため、滞納者が法人の場合に適合する定めがなく、不納欠損処理できない事例が発生している。例えば、破産手続が終了して実質的に債権回収が困難と考えられる場合であっても、適時に不納欠損処理ができない。法人の場合に債権放棄を適時に実施できる仕組みを検討することが望ましい。

3 情報技術を用いた業務の高度化について

(1) デジタル化の推進について

未だに紙台帳を用いて債権管理を実施している所管課が見受けられた。紙台帳での管理では、合計金額の算出すらままならず、時効の管理にも支障をきたしている状況である。また、データ分析を用いた有用な情報の提供も不可能である。社会のデジタル化が進み、官公庁のDX化の必要性が叫ばれる中、早急に紙台帳での管理を改めることを検討されたい。

(2) システム更新時の対応について

デジタル化の推進にあたりシステムを利用することが想定されるが、システムも日々、進歩することから、定期的にシステムの更新又は、新システム

への移行等を行っていく必要がある。しかし、新システム移行時の不備で、その後の債権管理に支障をきたしているケースが見受けられた。これらの不備は、新システム移行時に十分にテストを行う、余裕を持ったスケジュールを立てる等、慎重に対応すれば防げた可能性がある。民間企業では、システム投資の失敗で経営者が交代するケースもある。システム投資には多額の血税が使われていることを肝に銘じ、特に新システム移行時には、慎重に対応することが望ましい。また、単に各所管課でシステム更新、新システムへの移行等を行うのではなく、各所管課・各システム間でデータを相互利用できるような汎用性のあるシステムにすることが望ましい。

以上